

臨時教育審議会

教育改革に関する第二次答申

(付 参考資料)

昭和 61 年 4 月 23 日

## I. 教育改革に関する第二次答申

頁

はじめに	1
第1部 21世紀に向けての教育の基本的な在り方	5
第1節 歴史の教訓	5
(1) 「第1の教育改革」と戦前の教育	5
(2) 「第2の教育改革」と戦後の教育	6
第2節 学校教育の荒廃	9
(1) 危機に立つ学校教育	9
(2) 教育荒廃の諸要因	10
(3) 学校教育の「負の副作用」	14
(4) 教育界の信頼の回復	16
第3節 未来からの挑戦	17
(1) 教育における「不易」と「流行」	17
(2) 未来展望	18
第4節 21世紀のための教育の目標	23
(1) 教育基本法の精神	23
(2) 21世紀のための教育の目標	27
第5節 21世紀のための教育体系の再編成	30
(1) 教育体系再編成の必要性	30
(2) 教育体系の再編成の目標	33
(3) 教育体系の再編成の基本方向 -新しい柔軟な教育ネットワークの形成-	33

第2部 教育の活性化とその信頼を高めるための改革	36
第1章 生涯学習体系への移行	36
第1節 生涯にわたる学習機会の整備	38
第2節 生涯学習のための家庭・学校・社会の連携	41
第2章 家庭の教育力の回復	46
第1節 家庭教育の意義	46
第2節 家庭教育の活性化	48
第3章 初等中等教育の改革	52
第1節 徳育の充実	53
第2節 教育内容の改善	56
(1) 教育内容の改善の基本方向	56
(2) 教科等の内容・構成	60
(3) 教育内容にかかわる制度の運用上の改善	62
第3節 教員の資質向上	63
(1) 教員養成・免許制度の改善	63
(2) 採用の改善	67
(3) 初任者研修制度の創設	68
(4) 現職研修の体系化	70
第4節 教育条件の改善	72
第5節 「いじめ」問題への当面の対応	73
第4章 高等教育の改革と学術研究の振興	78
第1節 高等教育の個性化・高度化	79
(1) 大学教育の充実と個性化	79
(2) 高等教育機関の多様化と連携	83
(3) 大学院の飛躍的充実と改革	85

(4) 大学の評価と大学情報の公開	87
第2節 学術研究の積極的振興	88
(1) 大学における基礎的研究の推進	88
(2) 大学と社会の連携の強化	91
(3) 学術の国際交流の推進	94
第3節 ユニバーシティ・カウンシル（大学審議会－仮称）の創設	96
第5章 社会の教育の活性化	99
第1節 自主的な学習活動の促進	99
第2節 生涯職業能力開発の総合的推進	104
第3部 時代の変化に対応するための改革	108
第1章 国際化への対応のための諸改革	108
(1) 帰国子女・海外子女教育への対応	109
(2) 留学生受入れ体制の整備・充実	111
(3) 外国語教育の見直し	114
(4) 日本語教育の充実	115
(5) 国際的視野における高等教育の在り方	117
第2章 情報化への対応のための諸改革	120
(1) 情報化に対応した教育に関する原則	121
(2) 初等中等教育や社会教育などへの情報手段の活用と 情報活用能力の育成	125
(3) 高等教育や学術研究への情報手段の活用と人材の育成	127
第4部 教育行政改革の基本方向	130
第1節 基準・認可制度の改革	132
(1) 大学設置基準および学習指導要領等の基準の見直し	132
(2) 私立小・中学校設置の促進	133

第2節 地方分権の推進	134
(1) 国・地方の役割分担の見直し	134
(2) 教育委員会の使命の遂行と活性化	136
第3節 学校の管理・運営の改善	141
第4節 教育財政の展望	143
結 び	145

## II. 教育改革に関する第二次答申（要旨）

はじめに	147
第1部 21世紀に向けての教育の基本的な在り方	148
第2部 教育の活性化とその信頼を高めるための改革	155
第1章 生涯学習体系への移行	155
第2章 家庭の教育力の回復	156
第3章 初等中等教育の改革	158
第4章 高等教育の改革と学術研究の振興	164
第5章 社会の教育の活性化	169
第3部 時代の変化に対応するための改革	171
第1章 国際化への対応のための諸改革	171
第2章 情報化への対応のための諸改革	173
第4部 教育行政財政改革の基本方向	175
結 び	179

## III. 参考資料

(資料1) 臨時教育審議会会長・委員名簿	181
(資料2) 臨時教育審議会専門委員名簿	183
(資料3) 質問文	184
(資料4) 第1回総会における内閣総理大臣あいさつ	185
(資料5) 第1回総会における文部大臣あいさつ	187
(資料6) 第1回総会における会長あいさつ	190
(資料7) 会長談話	192
(資料8) 臨時教育審議会教育改革に関する第二次答申をうけて 内閣総理大臣の談話	195
(資料9) 臨時教育審議会教育改革に関する第二次答申をうけて 文部大臣談話	196
(資料10) 「いじめ」の問題に関する臨時教育審議会会長談話	197
(資料11) 教育改革に関する第二次答申にいたる経緯	199
(資料12) 臨時教育審議会の構成	201
(資料13) 臨時教育審議会設置法	203

I. 教育改革に関する第二次答申

總教第149号

昭和61年4月23日

内閣総理大臣 中曾根康弘 殿

臨時教育審議会会长 岡本道雄

教育改革に関する第二次答申について

臨時教育審議会は、昭和59年9月5日、内閣総理大臣から、「我が国における社会の変化及び文化の発展に対応する教育の実現を期して各般にわたる施策に関し必要な改革を図るための基本的方策について」諮問を受け、鋭意検討を行つてきたところであります。今般、標記について、別紙のとおり成案を得ましたので、提出します。

## はじめに

本審議会は、ここに、「教育改革に関する第二次答申」を取りまとめた。

本答申では、21世紀に向けての教育の基本的な在り方を示すとともに、家庭、学校、社会を通じる教育改革の諸課題について、総合的、基本的な改革提言を行っている。

昭和59年9月5日、内閣総理大臣から、「我が国における社会の変化及び文化の発展に対応する教育の実現を期して各般にわたる施策に関し必要な改革を図るための基本的方策について」諮問を受けた本審議会は、すでに昨年6月26日、「教育改革に関する第一次答申」を提出した。

この第一次答申においては、改革を推進するための基本的考え方として、個性重視の原則を今次教育改革で最も重視しなければならないものとし、また、基礎・基本の重視、創造性・考える力・表現力の育成、選択の機会の拡大、教育環境の人間化、生涯学習体系への移行、国際化への対応、情報化への対応を掲げ、これを基礎として3年間にわたって検討されるべき課題を次のとおり設定した。

- ① 21世紀に向けての教育の基本的な在り方
- ② 生涯学習の組織化・体系化と学歴社会の弊害の是正
- ③ 高等教育の高度化・個性化
- ④ 初等中等教育の充実・多様化
- ⑤ 教員の資質向上
- ⑥ 国際化への対応
- ⑦ 情報化への対応
- ⑧ 教育行財政の見直し

また、当面の具体的改革提言として、学歴社会の弊害の是正の方策とともに、大学入学者選抜制度の改革、大学入学資格の自由化・弾力化、6年制中等学校、単

位制高等学校を提案した。これらの提言は、上記主要課題のうち、早期に対応が求められているいくつかの課題について、優先的に検討を進め、結論が得られたものを取りまとめたもので、今次教育改革の突破口ないしは端緒となるものである。

第一次答申提出以降、本審議会は、第二次答申においては教育改革の基本的な全体像を明らかにする必要があるとの観点に立って、第一次答申において明らかにした本審議会の主要課題の中で、改革全体に向けて波及効果の大きい課題および国民が強く期待している課題を重視しながら、審議を続けてきた。この間の審議の状況については、去る1月22日、「審議経過の概要（その3）」として取りまとめて公表し、公聴会などを通じ各界からの意見や要望などをいただいた。とくに、教育関係団体等からは多くの意見が寄せられた。

本審議会は、その後、これら各界の意見なども参考にしながら審議を進め、このたび、逐次答申の方針に従い、「教育改革に関する第二次答申」を取りまとめたものである。本答申で目指すものは、個性重視の原則に立って、生涯学習体系への移行を主軸とする教育体系の総合的再編成を行うことにより、現在の教育荒廃を克服し、21世紀に向けて我が国における社会の変化および文化の発展に対応する教育を実現しようとすることがある。

本答申は全体を4部で構成している。

第1部「21世紀に向けての教育の基本的在り方」では、戦前・戦後にわたる教育の歴史の教訓を踏まえて、現在我が国の学校に現れている深刻な教育荒廃の諸要因を分析し、その反省に立ちながら、21世紀に向けての新しい時代の変化と教育の課題を展望するなかで、教育基本法の精神を基礎として今後とくに重要なものと考えられる教育の目標を示した。また、生涯学習体系への移行を主軸とする教育体系の再編成の基本方向を示した。いわば、第1部は、第2部以下の具体的改革提言の前提となる基本的考え方を示したものである。

第2部「教育の活性化とその信頼を高めるための改革」においては、まず、生涯

学習体系への移行のための家庭、学校、社会の教育を通じる基本的な方策を示した。その上で、家庭の教育力の回復、初等中等教育の改革、高等教育の改革と学術研究の振興、社会の教育の活性化など、人生の各段階に応じて適切な学習機会を総合的に整備するとともに、それぞれの質的向上を図るための改革を提言した。

第3部「時代の変化に対応するための改革」では、21世紀に向けての様々な時代の変化のうち、とくに、国際化と情報化の進展に着目して、第2部の改革提言に加え、具体的な教育上の諸課題について改革を提言した。

第4部「教育行財政改革の基本方向」では、21世紀を展望しつつ、画一よりも多様を、硬直よりも柔軟を、集権よりも分権を、統制よりも自由・自律を重んじる教育行財政改革の基本方向を明らかにした。

これらの改革提言については、具体的な改革方策を提示したもの、検討、見直しに当たっての原則、基本的考え方、方向性を示したもの、および検討、見直しが必要であると指摘したものなどが含まれている。

なお、近年とくに深刻の度を増しつつある「いじめ」の問題については、事態の重大性にかんがみ、先に会長談話を発表し、関係諸機関をはじめ、家庭、学校、社会における一層の努力と相互の連携を期待したところである。

いじめの要因や背景としては、まず何よりも家庭の在り方に問題がある。乳幼児期における親と子の基本的な信頼関係の形成と、適時・的確なしつけが行われず、自己抑制力、他人に対する思いやりを身に付けさせることができ十分に果たされていない。

同時に、受験競争の過熱や児童生徒の自律性の伸長を妨げる学校教育の画一性や閉鎖的な学校の在り方、極端な管理教育などの問題がある。さらに、学歴偏重の風潮や子どもをめぐる環境の悪化など大人社会の在り方の問題も見逃すことはできない。

したがって、いじめをはじめとする教育荒廃の問題については、その背後にある要因を深く掘り下げて、改革のための総合的・基本的な在り方を示すことが重要であると考える。この考えを基本としつつ、本答申においては、関連する各章節において当面の対応も含め必要な施策の提言を行った。

本審議会は、子どもたちのすこやかな成長を願って、政府および地方公共団体のみならず、家庭、学校をはじめ社会全体が、これらの提言に沿って近年のいじめの克服のため引き続き努力を重ねることを期待する。

## 第1部 21世紀に向けての 教育の基本的な在り方

### 第1節 歴史の教訓

#### (1) 「第1の教育改革」と戦前の教育

明治5年（1872年）の学制公布による近代学校制度の導入に際して、「学制序文」として知られる太政官布告第214号は、「人々自ら其身を立て、其産を治め、其業を昌（さかん）にして、以て其生を遂（とぐ）るゆえんのものは他なし、身を脩（おさ）め、智を開き、才芸を長ずるによるなり、而て其身を脩め、智を開き、才芸を長ずるは学にあらざれば能わず、是れ学校の設あるゆえんにして、……（中略）……必ず邑（むら）に不学の戸なく、家に不学の人なからしめん事を期す」と述べ、いずれかというと欧米近代思想に基づく立身出世・治産昌業の近代教育の理念を打ち出した。

「学制百年史」（文部省編）も指摘しているように、学制公布以来、終戦までの我が国近代教育の歴史は、明治5年～18年の近代教育制度の創始期（第1期）、明治19年～大正5年の近代教育制度の確立・整備期（第2期）、大正6年～昭和11年の教育制度の拡充期（第3期）、昭和12年～20年の終戦までの戦時統制下の軍国主義、極端な国家主義による画一主義教育の時期（第4期）の四つの時期に区分される。

歴史の諸経験が示すところによれば、貧困からの脱却と外からの脅威への対抗の二つが基本課題である時代においては、個人・家庭・学校・社会・国家の目標は一義的に明確に設定しやすい。幕末から明治維新期にかけて、黒船に象徴される欧米列強の外圧に直面した我が国は、積極的に欧米列強の先進的技術を導入し、殖産興業に努め、近代的諸制度を移植することによって、つまり我が国を急速に欧米化、近代化、工業化することによって、独立と安全を確保

し、貧困からの脱却を急ぐという独自の「工業化戦略」を採用した。こうして、「富国」と「強兵」の両目標は、明治、大正、昭和を通じて並立し続けたのである。第2次世界大戦に至る不幸な歴史過程において、この2大目標の均衡は次第に崩れ、非現実的な「強兵」に傾斜していったが、その帰結は誤れる戦争と悲惨な敗戦であった。しかし、この敗戦の結果として我が国の社会体質は大きく変化し、国民意識もまた変容し、「強兵」目標の否定、「富国富民」目標への集中を可能にし、それが世界の奇跡ともいわれた戦後日本の高度経済成長時代をもたらしたのであった。

全般的にみると、学制公布以来の我が国戦前の近代学校教育の基本理念が、立身出世・殖産興業、欧米化、近代化、工業化を通じての「富国」に重点を置いたものであったことは、戦後教育との連続面としてとらえることのできる側面である。他方、「高度国防国家の建設」という目標に象徴される「強兵」路線は、戦前第4期に向けて次第に強化され、戦争への道に突き進むこととなった。戦争と敗戦の結果として、軍国主義、極端な国家主義が否定されたことは、戦前と戦後の教育の非連続の面として正確に認識しておかなければならぬ点である。こうした我が国戦前教育の成功と失敗の両面を、事実に基づいてよく学び、連続した面、非連続の面の複雑な絡み合いの現実を踏まえて、歴史の教訓として将来に生かしていくことが重要である。

## (2) 「第2の教育改革」と戦後の教育

戦争と敗戦という高価な代償を支払った後の戦後教育改革の目的は、戦前の第4期を頂点としてその弊害をあらわにした軍国主義および極端な国家主義教育、ならびにそれと結び付いたと考えられる諸要因を排除し、平和国家や文化国家の建設、民主主義、自由、平等の実現を目指し、人格の完成を教育の目的として確立することにあった。

昭和21年の教育刷新委員会第1回建議が「教育行政は、左の点に留意して、根本的に刷新すること」として、「1. 従来の官僚的画一主義と形式主義との是正、2. 教育における公正な民意の尊重、3. 教育の自主性の確保と教育行政の地方分権」などを指摘し、また「教育の方針」に関して、「この目的を達成するためには、教育の自律性と学問の自由とを尊重し、現実との関連を考慮しつつ、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって文化の創造と発展とに貢献するように努めなければならないこと」を強調したのもそのためである。

明治5年の学制改革以来1世紀をこえる我が国近代教育の歴史のなかで、戦後教育の占める期間はすでに40年をこえようとしているが、戦後教育の歴史は、一般に、次の三つの時期に区分される。

第1期：20年～27年までの時期。すなわち、新憲法の制定（22年）、教育基本法の制定（同年）、6・3・3制を定めた学校教育法の制定（同年）などの戦後教育改革の時期

第2期：27年～46年までの時期。すなわち、占領期に骨組みのできあがった新教育制度にいくつかの制度上の手直しが行われたのち、戦後復興期から高度経済成長期にかけての戦後教育の量的拡大、大衆化と制度の整備拡充の時期。明治以来の追い付き型近代化、豊かな社会の実現という長期国家目標が基本的に達成されるに至る時期。同時に大学紛争の激化や公害問題の発生などにみられるように従来の教育制度や社会制度の不適応などが目立ち始めた時期

第3期：46年以降の時期。すなわち、40年代半ばの高度経済成長期の終了ならびに追い付き型近代化の達成、成熟社会への移行、近代工業文明の転換に伴う国際的規模での経済社会システム再編成のための諸改革の時代、目標喪失時代から目標再構築時代への移行、46年の中央教育審議会答申のいわゆる「第3の教育改革」の時代の開始から現在に至るまでの時期

敗戦と戦後改革によって「強兵」路線を否定した結果、戦後日本は「富国富民」路線に専念できることとなり、殖産興業、輸出振興、高度経済成長という経済的ないしは物質的目標に努力を集中した。その結果、我が国は明治百年にして欧米工業先進国に「追いつく」ことに成功し、その国民総生産は全世界のほぼ1割に達し、自由世界でアメリカに次いで第2位の地位を占めることとなった。また、この物質的繁栄を基礎に、我が国の中等学校進学率は94%に、大学進学率は37%に達して、アメリカに次ぐ高い国際水準を維持し、教育の機会均等の確保、教育水準の維持向上により「教育ある社会」を実現することに成功したのである。

この時代、とくに戦後第2期の特徴は、経済も教育も量的拡大、大衆化、平等化、標準化の実現に主力が注がれ、戦争・敗戦の後遺症もあって、精神的・文化的諸価値の問題に正面から取り組むことを回避して、国民総生産、シェアと利潤、給与・所得、就学率と偏差値等、どちらかというと目に見え、手で触れることのできる、計量可能な、単純な諸価値の追求に専心してきた点に求められよう。

明治維新期、昭和戦後期に続く「第3の教育改革」を掲げた中教審の46年答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」の策定作業が行われた42年から46年にかけての時期は、第一に、戦後高度経済成長時代の終わりの時期に当たっており、また第二に、明治百年の追いつき型近代化の達成の時期にも重なっていた。第三に、この時期は同時に、ローマ・クラブの「成長の限界」や脱工業化論などに代表される近代工業文明の転換期の認識が登場してきた時期でもあった。

しかし、当時の時代認識は、この重なり合う三つの歴史的転換のいずれについても、まだ十分に成熟してはいなかった。また、中教審の46年答申は教育理念の検討に正面から取り組まなかったために、「第3の教育改革」の性格が

必ずしも明確にならず、意欲的な先導的試行の諸提案も教育界の現状を守るうとする強い意識に阻まれて実行に移すことができずに15年を経過し、この間、教育荒廃が深刻化して次第に大きな社会問題となるなかで、現在の教育改革へと連なることとなったのである。

## 第2節 学校教育の荒廃

### (1) 危機に立つ学校教育

現在、我が国の学校教育、とりわけ初等中等教育は深刻な危機の中にある。明治以来の追いつき型近代化の歴史過程において、いくつかの行き過ぎ、過ち、試行錯誤などがあったとはいえ、我が国の中等教育は全体として大きな社会的使命を果たしてきた。学校と教師は児童・生徒、父母と社会の信頼と尊敬を集めることのできる大切な存在であった。しかし、近年に至って、学校や教師の信頼度は低下してきており、学校や教師への不信、教育界不信の声が高まっている。学校と教師ならびに教育界は、この厳しい現実とその背景にある深刻な教育荒廃の事実を直視し、子どもたちの未来のために、相携えて学校改革、教育改革に立ち上がるなければならない。

陰湿ないじめ、子どもの自殺、登校拒否、青少年非行、校内暴力、家庭内暴力、偏差値偏重の受験競争の過熱、学歴偏重、いわゆる問題教師、体罰等に現れている教育荒廃の諸症状は、現在の学校社会の内部および外部に手術を必要とする病理メカニズムが形成されてしまっていることを示している。教育荒廃の諸症状を総合的に判断することによって、この複雑で根深い病理メカニズムの本質を解明することができない限り、学校改革、教育改革の正しい処方箋を見出すことはできないであろう。

文部省調査によれば、60年4月から10月までの7か月間に、いじめが発生したとの報告のあった学校は、小学校の52.3%、中学校の68.8%、高等学校

の42.5%である。学校が必ずしもいじめの実態を正確に把握しておらず、また、いじめの事実を隠す傾向があることなどを考慮に入れると、実数はこれを相当に上回る可能性がある。

陰湿ないじめに先立って全国の学校社会に広範囲に広がった校内暴力は、近年、鎮静化の傾向にあるとはいえ、内容的には粗暴化、陰湿化の傾向が続いている。学校社会が内包する問題の深刻さを示している。校内暴力への対応措置としての体罰の強化や、児童・生徒に対する過度な外的規制など形式主義的・瑣末主義的な「管理教育」が、学校社会内部の病理の本当の解決にはつながらず、病理症状を公然たる暴力から陰湿ないじめに転化させたのではないかという専門家の指摘には、十分に耳を傾ける必要がある。うわべだけの診断に基づく対症療法はかえって病気を内攻させたり、悪化させたりすることに注意しなければならない。

また、青少年非行の推移を、主要刑法犯として補導した青少年数の対人口比でみても、40年代後半以降激増の一途をたどり、26年をピークとする第1の波、39年をピークとする第2の波に続いて、戦後最悪の第3の波を作っている。この青少年非行の第3の波は、58年をピークに高い水準のまま横ばいで推移し、楽観を許すような状況には至っていないことが指摘されている。

## (2) 教育荒廃の諸要因

現在、「教育荒廃」と総称されている社会病理現象の諸要因は、相互に複雑に関連していると考えられるが、これらの諸要因は、近代工業文明の特質・限界、日本社会・文化の特質・変動、我が国の学校教育の特質・変動に関連する問題群に大別して分析することができる。

これらの各問題群別の検討結果を踏まえ、現在の教育荒廃の診断と処方にかかる重要な視点として、次の諸点を指摘しておきたい。

第一には、陰湿ないじめ、校内暴力、青少年非行をはじめとする教育荒廃は子どもの心の荒廃であり、子どもの人格の崩壊に連なる危険を内包しているということである。この子どもたちの心の荒廃をもたらした原因と責任は、その最も根深いところで大人社会全体にあるのであって、子どもたちはその犠牲者であるという、大人社会自身の自省自戒の視点を忘れてはならない。

親も教師も教育行政も、追い付き型近代化の時代の硬直化した大人社会の固定観念だけで、現代の若者文化や子ども社会を軽々に判断すべきではない。教育荒廃と呼ばれている複雑な社会病理現象のなかに、大人社会は子どもたちの生命の苦悩する姿、現代文明や大人社会の現状への絶望と拒絶反応、新しい創造への意欲と希望の挫折の姿、人間不信の叫びを読み取る必要がある。

問題の本質は、子どもたちが現在の家庭、学校、社会の中で、人間としての尊厳、価値、個性、自主性を尊重されていないと感じていることであり、様々な心理的重圧の下にさらされていると感じていることである。

第二に、子どもの心の荒廃をもたらした大人社会の病因は、近代工業文明、追い付き型近代化ならびに戦後日本における高度経済成長の「負の副作用」、とりわけ人間の心身両面の健康への悪影響、人間と人間の心の触れ合いなどの人間関係への悪影響、文化・教育面への負の副作用などの発見と対応が遅れたことと深くかかわっているという反省の視点が重要である。

言うまでもなく、近代工業文明と戦後日本の高度経済成長は、科学技術の発展と工業化・近代化を主軸として、大量生産、大量流通、大量消費の経済メカニズムを産み出し、それによって豊かさ、便利さ、平和、福祉、安定、安全などの諸価値の実現を目指し、貧困からの脱却=「富国富民」、生活水準の向上、福祉・教育・文化水準の向上、人間の長寿化等という人類の永年の夢の実現を可能にした。

しかし、40年代半ば頃から、我が国を含め先進工業国を中心に、豊かさの

負の副作用としての環境問題、資源・エネルギー問題、勤労意欲の低下、家庭や共同体の崩壊、新しい犯罪の増加、俗悪な大衆文化の氾濫など、自然の生態系・都市環境の破壊から人間の心身の健康の悪化と人間関係の崩壊にまで及ぶ、様々な物質的ならびに精神的公害、いわゆる「先進国病」の諸症状が社会問題化するに至り、近代工業文明の特質と限界、弱点が次第に関心を集めようになつた。

我が国の場合、戦後の30年代から40年代半ばまでの高度経済成長期における経済の量的拡大は、後期中等教育と高等教育を中心とする教育の大衆化、量的拡大と並行して進んできた。しかし、経済の量的拡大過程で発生した様々なひずみは、40年代以降、かなり積極的かつ組織的に是正、改善されたにもかかわらず、教育問題についてはひずみに対する反応が鈍かった。近年における教育荒廃の深刻化、学校、教師、教育界に対する信頼の長期低落傾向は、これと無関係ではない。

その原因としては、①人間の内面や人間関係の奥深いところにある精神面のひずみの方が、人間の外部にある物質面のひずみよりも発見と対処が難しく、その性質もより複雑であるという点、②我が国の学校関係者の間に、明治以来の近代教育の成果や戦後教育がもたらした教育の機会均等の実績等に対する自負と自信が強く、この自負と自信がかえって、学校関係者が時代と社会の文明史的転換、子どもの意識・環境の変化、社会の中での学校の位置や役割の変化等に気付くことを遅くしたという点、③元来、継続性と安定性を求める傾向の強い教育制度の特質もあって、学校関係者が従来通りのやり方に固執しがちであり、子どもの意識、社会の変化などに十分適応できなかつたのではないかという点、などが指摘されている。

第三に、教育荒廃の原因として先に述べた近代工業文明の負の副作用の内容をどう認識するかという視点がある。これについては、次のような点が挙げら

れる。

- ① 近代工業文明による物質的ならびに人間的環境の変化・破壊などの結果、子どもの心身両面の健康が脅かされており、また自然との触れ合いの喪失、間接経験の肥大と直接経験の減少、実生活体験と学校教育の分離、頭や身体を使わないでも済む便利さの代償等として、本来人間のもつ様々な資質の退行、幼稚化、いわゆるモラトリアム人間化の現象等が見られること。それらがもやもやとした、原因のはっきりしないストレスや欲求不満の増大を招き、人間性喪失の危険をさえもたらしていること。
- ② 豊かな社会の実現が、貧しさ、不便さ、抑圧、不平等などの逆境をなくしたり減らしたりした反面、人類史の長い期間にわたって、逆境のなかで育まれてきた自立心、自己抑制力、忍耐力、責任感、連帯感、思いやりの心、感謝の気持ち、祖先を敬う心、自然や超越的なものを畏敬する心、宗教心などが衰弱するという結果を招き、心の貧困をもたらしたこと。
- ③ 近代工業文明が家庭、地域社会の人間関係の崩壊をもたらしたため、ばらばらになった個人が都市に集中して大衆社会化状況を現出し、価値意識の多様化、相対化が進展して、伝統的な各種の社会規範が弱まり、社会の統合を維持する力が低下しているのに、この状況に対応する適切な方法を見失ってしまったままであって、温かい人間関係をつくるのが困難になっていること。こうした近代工業文明の問題性や限界、それがもたらす諸病理現象は大人社会全体に見られるものであるが、それは一層単純に増幅された形で子ども社会に現れているものとみられる。

第四は、日本文化や社会の個性、その強みと弱みを社会変動過程のなかでどう認識するかという視点である。

日本は周囲を海に取り囲まれ、大陸諸国と地理的に隔てられていたために、人種、宗教、言語、文化、生活様式等の面で同質性が高い。しかも狭い山間・

平野部に比較的高密度に定住して稻作を行ってきた関係もあって、独特的日本的集団主義、甘えの構造、和の文化を形成してきた。こうした同質性の高い平等社会の統合を維持してきた内面的および外的抑制力が、上述のような近代工業文明の導入・発展、敗戦による伝統的価値規範の否定、欧米からの個人主義や平等主義の機械的移植等の複合的な結果により、大きく揺らぎ、社会の統合を維持する力が低下した。そのために無責任、悪平等、利己主義、画一主義が強まり、いじめなどの教育荒廃にも連なることになったものと思われる。

また、戦後日本における急速な農村共同体の崩壊、都市化の進展は、人間のつながりを失ったばらばらな個人からなる大衆社会化状況を産み出した。

地域社会の変化とともに進んだ家庭機能の衰弱により、乳幼児期における基本的な生活習慣や価値規範の形成、しつけが不足してしまっており、乳幼児保育における親子とくに母子相互作用の不足、就業形態の変化等による親の不在、テレビ等の家庭への影響、兄弟姉妹の数の減少による親の過保護、子ども同士の遊びや集団生活経験の不足、家庭生活の合理化の結果としての子どもの家事手伝いや勤労体験の減少などが生じた。また、元来、母性原理の強い過保護的な日本社会において、敗戦の結果としての父性原理の一層の衰弱が進行したものと思われる。厳しい内面の自制心や価値規範を育てようとはせずに、外的に服装を細かく規制するなどの過度に形式主義的・瑣末主義的な管理教育も、こうした父性原理の衰弱を示すものであると指摘されている。

### (3) 学校教育の「負の副作用」

以上に述べてきたことに加え、教育荒廃の現状分析に関する重要な視点は、我が国の中学校教育の画一的・硬直的・閉鎖的な体質、学歴偏重、極端な管理教育などの「負の副作用」が豊かな人間形成を妨げ、子どもの心理的重圧感と欲求不満を非常に高めているという点である。

第一に、その硬直的な体質の結果として、現在の我が国の中学校教育は、子どもの意識、生活、環境に生じている深く、そして広い変化を認識し、対応することに遅れをとっている。子どもの心を読み取る能力が低下し、子どもの欲求不満や心の荒廃の原因を正確に把握する力も弱まっている。例えば、専門家は現在の子どものいじめには「非行型いじめ」と「遊び型いじめ」の両類型があること、いじめっ子の人格形成過程には、家庭の生活上のストレス、乳幼児期における親子とくに母子相互作用の不安定等の発達心理学的背景があること、しつけ、自己抑制力、基本的な生活習慣の形成が不十分なまま、過保護、過干渉、放任など子どもの心身の健康に配慮しない不安定な家庭教育があること、極端な管理教育、体罰にみられるような「相違」を許容しない学校・学級の体質や偏差値偏重の受験によるストレスがあること、現代のパロディ型若者文化の影響と結び付いた「遊びの荒廃」があることなど様々な家庭的・文化的・教育的背景を指摘しているが、学校教育はこれらの問題点への柔軟な理解力、対応力を欠いている。

第二に、その画一的な体質の結果として、現在の我が国の中学校教育は子どもの自主的精神、個性、自律性を伸ばすという点で極めて不十分であり、そのことが子どもの人格形成を妨げている。学校ぐるみの人権侵害が行われていたという事例が最近発生したということは、単にその学校だけの問題としてではなく、学校教育全体の問題として真剣に受け止め、改善に努力しなければならない。

子どもの自律性を尊重しないところに、教育基本法にいう個人の尊厳も人格の完成もないことを深く認識する必要がある。日本社会の特質の一つである和の功罪両面を深く見つめ、和の強調が子どもの自律性の低下、自己責任能力の衰退を招かないように、自由と規律の正しい関係を打ち立てていく必要がある。①過保護、②放任、③極端な管理教育の三つは別種のもののように見えるが実

はそうではなく、子どもの自律性、自主的精神を尊重しないという基本点で全く同根のものであり、三つの現象形態にすぎない。

第三に、「教育上の配慮」に名を借りた学校の閉鎖性という壁が、教育荒廃の早期発見を妨げ、学校の無責任体制を助長し、学校や教師への社会的な信頼度を急激に低下させているという事実にも十分な反省が加えられなければならない。学校は憲法、教育基本法等に規定されている父母、児童・生徒の教育上の諸権利の尊重に努めなければならない。学校は地域社会や父母・家庭に対してもっと開かれた学校運営を行うよう努力し、児童・生徒の個性と人権を尊重する基本姿勢を確立し、学校への新鮮な風通しをよくすることが必要であろう。

#### (4) 教育界の信頼の回復

教育という営みは、教える者と教えられる者との間に、教える者相互間に、教えられる者相互間に、また教師と父母、教育行政に携わる者と教師・父母等の間に、人間的な信頼と尊敬の気持ちや温かい人間感情の通い合いが存在しなければ、その目的を十分に達成することが難しい。現在の我が国の教育界には、学校と社会、教師と父母、教育行政と教師・父母、校長・教頭と教師、教職員組織相互間、中央と地方等の間に、根深い不信の構造がある。

校内暴力、陰湿ないじめ、自殺などの教育荒廃は、子どもの心の荒廃であるといわれるが、こうした子どもの心の荒廃は、教育界内部の相互不信による心の荒廃と決して無関係ではない。

この教育界の不信の構造は、歴史的にもたらされた戦後教育界の不幸な対立によって形成された点が少なくないことに思いを致し、この不信の一掃と相互信頼の回復、政治的対立をこえるものとしての教育の復権、教育の主体性を確立することが極めて重要である。

戦後40年を経て、21世紀を15年後に展望するに至った今日、我が国教

育界は歴史として、この戦後教育界の不幸な対立に思い切った終止符を打たなければならない。

### 第3節 未来からの挑戦

#### (1) 教育における「不易」と「流行」

教育は、未来に生きる人間を育成することを通じて、未来を創造する最も基本的な人間の営みである。未来に生きる人間を育成するためには、①子どもたちの将来にどのような可能性、危険、問題が待ち構えているのか、②こうした可能性、危険、問題に主体的に挑戦していくことができるためにはどのような能力が求められるのか、③このような未来が必要とする資質を磨き、能力を向上させるためにはどうすればよいのかなどについての深い洞察が不可欠である。

この意味において、教育に携わる者は、子どもの未来、人間の未来、日本の未来、世界の未来に対して、常に鋭敏な感覚と広い視野をもつ人間でなければならない。

人間の文化と社会は、無常なるもの（万物が生滅して、定まりがないこと）、変転きわまりないもののようにはあるが、深く洞察してみると、そこには、①時代をこえて変わらないものと、②時代とともに変化していくものとがあり、しかもこの両面は複雑に、分かち難く結びついていることを認識させられるのである。このことを芭蕉は、「不易」と「流行」と表現したが、教育の本質もまた常にこの不易と流行の両面を統一するものとしてとらえなければならないであろう。すなわち、教育は未来に直面するに際して、常に「時代をこえて変わらないもの」をしっかりと見つめ続け、人類文化ならびに日本文化の優れた遺産や伝統の維持・継承に努め、この不易なるものを次世代に受け継がせていかななければならないし、同時に、「時代とともに変化していくもの」を鋭敏な感覚で受け止め、これに柔軟かつ創造的に対処していかなければならない。

この両面を統一することを忘れて、前者のみに固執すれば、教育は独断、硬直に陥り、後者のみに流されれば、教育は軽佻浮薄に墮するであろう。ここに教育の本質的な難しさがある。教育における基礎・基本とは何か、高等教育における教養と専門の関係をどう認識するか、学問の自由、大学の自治をどう理解するか等々の、古来論争の絶えない問題の根底には不易と流行をどう認識するかの根本問題が横たわっているのである。21世紀に向けての教育の在り方を考えるに際しても、この点をよく念頭に置いておくことが重要である。

しかし、注意しなければならないことは、教育がこの不易と流行を一義的に確定することに性急であってはならないし、また、そのような驕りをもってはならないということである。何を不易なるものとして重視し、何を流行と考えるかは、究極において自由な文化の創造の営み、学問研究の自由、多様な教育の試みに委ねられるべき事柄であろう。それこそが人格の完成を永遠に求め続ける人間にとって唯一つの可能な方法であり、未来に対して開かれた態度であろう。

この点で、古い固定観念に束縛されない、自由で多様かつ創造的な教育諸科学の新たな研究の進展、協力、国際交流に期待し、またそれを積極的に支援することが重要である。

## (2) 未来展望

戦後40年という時間が経過したが、未来に目を転ずると、人類はあとわずか15年でこの20世紀に別れを告げて、新しい21世紀を迎えることとなる。すでに、現在の学校教育の対象となっている児童・生徒たちが社会人として活躍する時代は、この21世紀である。15年後に迫った21世紀はどのような可能性と問題をもっているのであろうか。この未来からの挑戦を受けて立つのが、子どもたちと青年たちであり、明日の大人たちである以上、この挑戦を受

けて立つために必要な能力は何か、何がこうした能力の向上を妨げているのかを見極め、こうした障害を取り除くように努力することは、今次改革の出発点の一つでなければならない。

ここではこうした中長期展望の検討のなかから浮かび上がってきたいくつかの主要なすう勢を、①国際化の進展、②情報化の進展、③成熟化の進展の三つに分けて考え、21世紀のための教育目標と教育体系の再編成の基本方向を見定めることに資したい。

### ① 国際化の進展

明治以来の追い付き型近代化は、ほぼその目標を達成した。これに伴い、我が国の国際的地位や責任も高まり、国際相互依存関係の深まりのなかで、経済・文化・人的交流等のあらゆる面で国際的なつながりがますます強まろうとしている。

このような国際環境の中にあって、日本人は、国際間の経済・文化・科学技術の交流や各国が共通して抱える諸問題に係る国際協力など、地球的視野で取り組まなければならない諸問題に一層直面することとなる。だが、この新しい段階における「国際化」は、明治以来の追い付き型近代化時代における国際化とは認識や対応を異にするものであり、いわば全人類的視野に立って人類の平和と繁栄、地球上の様々な問題の解決に積極的に貢献し、宇宙船「地球号」の生態系の保全と自然・人間・機械の共生を可能にする人類文化の形成へ参加することでなければならない。

21世紀においてこれらの国際交流・協力や全地球的規模の諸問題に挑戦することは、次世代に課せられた重大な課題であり、日本人がこれまで正面から取り組んだことのないフロンティアの仕事である。これらの課題はいずれも若い世代の精神を鼓舞し、創造性を要求する、やりがいのある仕事である。

21世紀に向けての国際化の一層の進展が我が国にもたらすであろう可能性と問題を考えるとき、次世代の日本人にはこれまで以上に深く、広い国際社会に関する認識、すなわち、世界各国の文化、歴史、政治、経済等に関する認識を要求されるであろうし、異文化と十分に意思の疎通ができる語学力、表現力、国際的礼節、異文化理解能力等が求められることになるであろう。また国際化の進展は、次世代の日本人が、国際社会の中の日本文化の歴史・伝統・個性等について、それぞれの文化のもつ特殊性とその底を流れる共通性、普遍性を正しく認識して行動できるよう、しっかりとした日本人としての文化的素養・能力を身に付けることを必要とする。このことは国語教育、語学教育、歴史教育、芸術教育、德育等の教育の在り方、教師に求められる能力、外国人教師と留学生問題、研究・教育の国際交流等のあらゆる面で、これまでの発想や手法の見直しを要請することとなる。

## ② 情報化の進展

今後の科学技術は、電子・情報処理・材料・計画・加工の技術等の急速な発展を背景として、緻密化、高機能化が一層進展し、従来のようなハードウェア中心の科学技術から、情報化、知能化、総合化などソフトウェアの比重を高めた科学技術への移行が大幅に進展するものとみられている。

とりわけ、情報化の進展は、科学技術の高度化のなかで主要な地位を占めるものと考えられているが、とくに、双方向性、ネットワーク性、総合性（映像・音声・文字・数値情報等の互換性）等をもったパーソナル・メディアの急速な発達により、各人の情報処理・選択・発信能力が飛躍的に高まることは、知識・情報・技術等の生産・流通・消費システムを根底から変革するものと考えられている。また、情報化の進展は、教育が人類に固有の世代間情報システムであるということから、研究・教育の在り方を根本から変える可能性をもっており、いわゆる標準規格型・偏差値型の人間ではなく、知

識生産能力の高い、情操豊かな創造的な人間がより求められることになる」と指摘されている。

また、生命現象、情報現象の科学的な解明の進展に伴う生命科学（ライフサイエンス）、バイオテクノロジー等の急速な発達は、宇宙、海洋の両分野への人類の挑戦とあいまって従来の機械中心の科学技術を生命中心の科学技術に大きく変容させようとしていることが指摘されている。20世紀が物理科学、工学の世紀であったのに対して、21世紀が生命科学、バイオテクノロジーの世紀となる可能性をもつという指摘もこのようなすう勢に注目したものと考えられる。こうした科学技術の新しいフロンティアの出現に対して挑戦することが次世代の日本人に課せられた重要な課題である。また、情報化の進展は、人間を対象とする諸科学、とりわけ教育に関する諸科学の進展に革命的な影響をもたらすことになる。21世紀に向けての教育は、こうした知識体系や技術体系の新展開に積極的に対応できる体制を急速に整備しなければならない。旧態依然たる古い学問分野の分類に固執していくは、こうした新しい知識のフロンティアへの挑戦はできないであろう。

しかし、他方、すべての科学技術がそうであるように、情報化の進展、生命科学の発達もまた光と影の両側面をもっていることには十分に注意しなければならない。いきいきとした深い直接経験の減少と間接経験の肥大、短絡思考、借り物思考、単純な断定、論理的・情緒的なステレオタイプ、情報過多に伴う各種の不適応症状など、情報化への対応いかんではかえって人間の心を貧しくしかねない要素があることも忘れてはならない。遺伝子組み替え等生命科学の進展が、人間の尊厳や倫理に新たに投げかけている基本的な諸問題についても、深い文明論的考察を加える必要がある。

## ③ 成熟化の進展

経済社会の成熟化の進展は、大きく生産と生活の両面に分けて考えられる。

まず生産面では、21世紀に向けて我が国の産業構造が情報・知識・サービス産業等の比率を次第に高めて、いわゆる経済の情報化・ソフト化・サービス化の傾向を示す可能性が大きいことが指摘されている。このような予想される産業構造の変化を踏まえ、かつ国際社会の相互依存関係が深まる傾向を合わせ考えると、我が国は国際的視野で今後の研究開発や教育の力点をどこに置くべきか、そのためにはどういう人材の育成が必要であり、またそのためには何をなすべきかを長期的観点に立って十分考えておかなければならぬであろう。

生活面では、生活水準の上昇、自由時間の増大、余暇活動の活発化等に伴い、選択の自由の拡大、趣味・嗜好、生きがい、価値観等の高度化・多様化をもたらし、これらのすう勢は全体として、文化・スポーツ活動を多様化、個性化し、活性化するであろう。

他方、こうした生活水準の上昇、選択の自由の拡大、価値観の多様化は、豊かさ、便利さ、自由などの代償としての様々な負の副作用を人間に与える。こうした負の副作用の中には、人間の精神的・身体的能力の退行、確固たる自我形成の遅れ、無責任化、社会連帯意識や規範意識の低下などが挙げられる。基本的に重要なことはこうした負の副作用を自覚して、豊かさ、便利さ、自由などを真に人間のために使いこなす方向で、将来の経済社会を築いていくことであろう。問題の本質はこれらを使いこなす能力をどう育むかである。

経済社会の成熟化のすう勢でとくに忘れてはならないことは、自由を使いこなす能力の成熟の問題である。日本人の国民性に関する調査によれば、経済社会が成熟段階に移行してからの日本人の意識にはいくつかの注目すべき傾向が見られる。一般的に言えば、それは近代の成果を継承しつつも、その限界をこえていくこうという意識の流れであり、戦後40年の経験を基礎とし

てようやく形成されつつある落ち着いた、安定した、中庸の意識である。こうした均衡のとれた中庸の意識の成熟は、自由と規律の関係、自由と平等の関係、義務と責任の関係、公と私の関係、自立自助と公的扶助の関係、個人と社会・国家の関係、日本文化の特殊性と国際的な普遍性の関係、戦後史や近代化の評価などのすべての問題についての認識について観察することができる。それは戦後民主主義の一定の成熟として評価してよいものであることが指摘されている。

21世紀へ向かう教育の在り方を考える上で、こうした戦後民主主義の一定の成熟を前提とし、その成熟化の一層の促進を考慮に入れておくことは重要な点であると考える。

また、我が国は、戦後の経済成長、生活水準の上昇に伴う長寿化の結果、世界最長寿国の一つとなつた。また、65歳以上の高齢者層の総人口に占める比率も急上昇し、急速に高齢化社会に移行しつつあり、「人生50年時代」から「人生80年時代」への移行が進んでいる。

一方、高齢化の進展と若年層の減少による社会的活力の喪失が懸念されている。また、家庭においては、子どもの数の減少、核家族化の傾向が様々な問題を提起していることもすでに教育荒廃との関連で触れたとおりである。

#### 第4節 21世紀のための教育の目標

##### (1) 教育基本法の精神

戦後の「第2の教育改革」の根幹をなす教育基本法ならびに新しい学制を定めた学校教育法は、22年3月31日に公布された。

およそいかなる改革にせよ、一つの大きな改革が社会に定着するには、ある程度の時間の経過が必要である。この間、様々な紆余曲折、試行錯誤を経て、新しい理念は次第に社会に定着し、新しい制度は様々な付属制度の整備やその

制度の運用への習熟などにより、ようやく円滑に作動するようになる。教育基本法の40年近い歴史もまたそうである。

今次教育改革は、幅広い国民的合意を基礎に、教育基本法の精神を我が国の教育土壤にさらに深く根付かせ、21世紀に向けてこの精神を創造的に継承、発展させ、実践的に具体化していくことでなければならない。

教育基本法の前文および第1条は次のように述べている。

「（前文）……（略）……われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない……（後略）」

「第1条（教育の目的）教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」

このように、教育基本法第1条は「教育の目的」が「人格の完成」にあり、「平和的な国家及び社会の形成者」としての「心身ともに健康な国民」の育成にあることを明確に述べている。ここにいう「心身ともに健康な国民」とは、「①真理と正義を愛し、②個人の価値をたつとび、③勤労と責任を重んじ、④自主的精神に充ちた」国民という意味内容を含むものである。

「人格の完成をめざす」という場合の「人格」とは、単なる自然的人間とは異なった観念であり、いわば理想的な人間の類型である。「人格の完成」は、理性と自由の存在を基本前提として、人間が限りなく真・善・美の理想に近づこうとする営みの中にある。教育的努力の究極の目標としての「人格の完成」は、個々の自然的人間をこえて普遍的、理想的、超越的な究極の価値を永遠に求め続ける人間の営みの中にこそある。このように人格はなんらかの目的を達成するための手段ではなく、それ自体が自己目的であるから、品位と尊厳をも

つものとなる。個性重視という考え方の場合も、このような人格の完成を目的とするものである。

現在の教育荒廃の深い反省の上に立って、我が国教育は今一度、教育の目的としての「人格の完成」の意味をしっかりと認識し、科学技術文明や追い付き型近代化の過程でともすると見失われがちであった個人の尊厳、個性の尊重、自由・自律、自己責任、人間の心の重要性を強調しなければならない。とくに、近代工業文明が人間を物質的生産等の手段としてとらえがちであったことの深い反省に基づき、「人格」を自己目的として掲げることは、近代をこえる歴史過程において大きな意味をもつものである。

「平和的な国家及び社会の形成者」としての「心身ともに健康な国民」の育成をうたっているのは、前文にある「普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育」という表現、あるいは憲法前文にある「いづれの国家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならない」などの表現と合わせて、平和国家、文化国家、民主主義の成熟を目指す正しい国家意識の涵養、勤労と責任を重んじるなどの社会的責任の自覚、個性豊かな文化や伝統の継承・創造・発展のための努力が不可欠であることを明確にしたものといえよう。また、その際、「真理と正義」、「個人の価値」、「勤労と責任」、「自主的精神」を重視する必要を教育基本法がとくに強調している点も再確認されなければならない。

教育荒廃などを含む戦後教育の現状を見ると、過度の画一主義、偏差値偏重の受験競争、陰湿ないじめ、問題教師などの諸病理現象は、いずれもここにいう「自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成」という教育基本法の精神が必ずしも尊重されてこなかったことを示している。

個人の尊厳、個性の尊重、自主的精神の涵養は、自由と規律の均衡と中庸のなかにこそあるのであり、また、能力に応ずる機会均等は悪平等主義の弊害に

陥らずに、個性の尊重、個人の尊厳という原則を貫きつつ自由と平等の均衡を保つための中庸の道であることを再確認する必要があろう。

本審議会の第一次答申は、今次「改革の基本的考え方」として、①個性重視の原則、②基礎・基本の重視、③創造性・考える力・表現力の育成、④選択の機会の拡大、⑤教育環境の人間化、⑥生涯学習体系への移行、⑦国際化への対応、⑧情報化への対応の原則を掲げた。この今次教育改革の8原則の中で、全体を貫く最も基本的な原則は、①の「個性重視の原則」である。

第一次答申は、「今次教育改革において最も重要なことは、これまでの我が国の教育の根深い病弊である画一性、硬直性、閉鎖性、非国際性を打破して、個人の尊厳、個性の尊重、自由・自律、自己責任の原則、すなわち個性重視の原則を確立することである」と述べて、「個性重視の原則」が教育基本法の精神にのっとり「個人の尊厳、個性の尊重、自由・自律、自己責任の原則」という意味で用いられていることを明確にしている。

この第一次答申における「個人の尊厳、個性の尊重、自由・自律、自己責任の原則」についての認識の中で重要な点が少なくとも3点ある。

その第一は、答申が「人間の生命は過去・現在・未来と結ばれており、また、各個人は家庭、学校、地域、国家などの各レベルにおいて複雑な相互依存関係のなかに生きている」と指摘して、「個人の尊厳、個性の尊重」の意味を、個人と集団、社会、国家、歴史との正しい均衡関係、相互関係の中に位置付けようとしている点である。

第二は、答申が「個性とは、個人の個性のみならず、家庭、学校、地域、企業、国家、文化、時代の個性をも意味している」として、個性という言葉を単に各個人の個性という狭義の意味においてだけではなく、より広い意味で用いている点である。

第三は、答申が「自由とは、放縱や無秩序、無責任、無規律と全く異なるものである。自由は、重い自己責任を伴うものであり、選択の自由の増大する社会に生きる人間は、自由を享受すると同時に、この自由の重み、責任の増大に耐え得る能力を身に付けていかなければならない」と述べて、教育における「自由・自律、自己責任の在り方」について基本的な考え方を展開している点である。

## (2) 21世紀のための教育の目標

これらの諸点を踏まえ、またすでに述べたような歴史の教訓、教育荒廃の諸要因、教育の未来展望および教育基本法の精神を基礎として、21世紀のための教育の目標を現段階でまとめてみると、次のようなものがとくに重要なものと考えられる。

一、ひろい心、すこやかな体、ゆたかな創造力

二、自由・自律と公共の精神

三、世界の中の日本人

一、ひろい心、すこやかな体、ゆたかな創造力

教育荒廃に終止符をうち、来るべき21世紀を担う子どもたちを育成していくための重要な教育の目標の一つは、「ひろい心、すこやかな体、ゆたかな創造力」である。

教育基本法は、教育の目的として「心身ともに健康な国民の育成」を掲げている。にもかかわらず、すでに述べたように、近代工業文明の発達や追い付き型近代化の達成の成果としての物質的繁栄と教育の普及・量的拡大が、人間に幸福をもたらした反面、子どもの心身両面の健康に深刻な危機を招いている。

このことの自覚と反省に立って、これから教育はとくに人間の心と健康の大切さを認識し、子どもの心身両面の均衡のとれた発達に最大限の努力を払うこと教育の中心に据えていかなければならない。

また、人生80年時代の人間の幸福の基礎が、生涯を通じての体の健康にあることも十分認識しておく必要がある。

教育の目的が、人格の完成を目指すことにあり、その実現に近づくための基本は、德育、知育、体育の調和の中に、真・善・美を求める「ひろい心」と「すこやかな体」を大切に育むということでなければならない。それは理性的なものと感性的なもの、論理的なものと倫理的なもの、人間や自然に対する優しさと思いやりの心、感謝の心、さらにはゆたかな情操、人間の力をこえるものを畏敬する心などを含むものである。それは従来の偏差値偏重の入学試験に象徴されているような、知育のほんの一部に過ぎない、規格化された計量可能な知識の断片の測定結果だけで人間を評価し、順序付けたりすることは反対の方向、個性ゆたかな人間の復権の方向を目指すものでなければならない。

また、21世紀に向けての時代は、芸術、科学、技術等のあらゆる分野において、「ゆたかな創造力」の開花を必要としている。これから教育がこの点に格別の努力を払う必要があることは、第一次答申でも「創造性・考える力・表現力の育成」という項で強調しているとおりである。このような創造力もまた「ひろい心」と「すこやかな体」の心身両面の健康を基礎とする強靭でたくましい生命力のなかにはじめて育むことができよう。

## 二、自由・自律と公共の精神

21世紀に向けての社会の変化、文化の発展、様々な分野での選択の機会の拡大等を考慮に入れると、これから教育の目標として「自由・自律と公共の

精神」を掲げることが重要である。

先に述べたように、物質的繁栄や便利さの代償として、基本的な生活習慣の形成が十分でなく、自主性に乏しい精神的にも肉体的にもひよわな子どもが目立ってきてている。また、豊かな社会の実現により、かえって確固たる自我の形成が行われず、自己抑制力、自立自助の精神が衰弱し、責任感や規範意識が薄れてしまっている。

このような状況は、今日の教育の危機の根底にある文明史的な問題であるが、未来を考えるとき憂慮にたえない。これを放置したままでは、個人の尊厳も個性の尊重もさらには人格の完成も不可能である。

また、従来の教育が画一主義、形式主義に流れ、個人の尊厳、個性の尊重、自主的精神の涵養がなされず、個の確立、自由の精神の尊重等が十分でなかつたことを反省しなければならない。

もとより、自由は、放縱や無秩序、無責任等とは全く異なるものであり、自らの内面的規範と自主的判断に従って、自己抑制することのできる高い能力と重い自己責任の意識等によって支えられるものでなければならない。この意味で、ここにいう「自由・自律の精神」とは、自ら思考し、判断し、決断し、責任を取ることのできる主体的能力、意欲、態度等を総括しているものである。

また、個々人は、一人で存在するものではないのであって、教育基本法の教育の目的にいう「平和的な国家及び社会の形成者」としての責任を果たす自覚をもつことが求められる。このため、公共のために尽くす心、他者への思いやり、社会奉仕の心、郷土・地域、そして国を愛する心、社会的規範や法秩序を尊重する精神の涵養が必要であり、さらには自分とは異なるもの、異質性・多様性への寛容の心などを育成することが必要である。

このような「公共の精神」は、「自由・自律の精神」の基礎の上にはじめて確立されるのである。

### 三、世界の中の日本人

我が国がいまだかつて経験したことのない国際社会との相互依存関係の深まりのなかで、「平和的な国家及び社会の形成者」を育成していくためには、「世界の中の日本人」を21世紀のための目標として掲げることが重要である。

それは、かつての追い付き型近代化時代の「国際化」とは、認識の次元を異にするものであり、全人類的視野、地球的視野に立って、芸術、学問、文化、スポーツ、科学技術、経済社会等の様々な分野で国際社会に貢献することができる日本人を育成することを目指すものである。

我が国が、平和と国際協調と相互依存関係の中に生き続けていくためには、日本人が国際社会において真に信頼されることがまず必要である。そのためには、第一に、広い国際的視野の中で日本社会・文化の個性を自己主張でき、かつ多様な異なる文化の優れた個性をも深く理解することのできる能力が不可欠である。第二に、日本人として、国を愛する心をもつとともに、狭い自国の利害のみで物事を判断するのではなく、広い国際的、地球的、人類的視野の中で人格形成を目指すという基本に立つ必要がある。

また、多様な異文化を深く理解し、十分に意思の疎通ができる国際的コミュニケーション能力の育成が不可欠である。このための基礎的条件は、①広い国際的視野と人類的視野で物事を考えることのできる知識と能力、②異文化と意思疎通ができる語学力、表現力、国際的な礼儀作法・知識・教養、③国際社会において日本の歴史、伝統、文化、社会等について説得力ある自己主張のできる広く深い日本認識、などをもつてることである。

## 第5節 21世紀のための教育体系の再編成

### (1) 教育体系再編成の必要性

46年の中央教育審議会答申以降、各方面の答申や報告において、学校教育の意義と役割およびその限界を再確認し、家庭、社会、職場の果たす教育的役割を活性化するとともに、生涯学習を可能にし、促進し得るような社会の制度と慣行を生み出す学習社会の建設を目指す教育体系の再編成の必要性が指摘されている。

それは、主として次の3点に基づいている。

- ① これまで教育は家庭教育・学校教育・社会教育等に区分されてきたが、ともすればそれが年齢層による教育対象の区分であると誤解され、人間形成に対して相互補完的な役割をもつことが明らかにされているとはいえないこと。
- ② 過度の受験競争などをもたらしている学歴偏重の社会的風潮を改め、教育は青年期だけの営みではないという考え方から、各人の生涯を通ずる自己向上の努力を尊び、それを正当に評価する学習社会を目指すことが望まれること。
- ③ 目覚ましい科学技術の進歩や経済の発展が、技術革新と産業構造の変化をもたらすとともに、社会の都市化や情報化を進めており、多くの人々が新たな知識・技術の習得等の種々の対応を迫られていること。

こうした諸提言の歴史的経緯を踏まえて、本審議会は生涯学習体系への移行を主軸として、学校中心の考え方を脱却し、21世紀のための教育体系の総合的な再編成を提案する。

来るべき21世紀に向かって、このような教育体系の再編成を要請している時代的背景としては、とくに次の諸点が重要であると考えられる。

第一は、学校教育体系の肥大化（学校教育の量的拡大と期間の長期化や学校教育への過度の依存志向など）に伴う弊害、とくに、学歴社会の弊害の是正の要請である。

明治以来、我が国は欧米先進国に追い付き追い越すことを長期国家目標の一つとし、学校教育体系もこの時代的要請に沿った人材の育成に努めてきた。この間、教育を重視する国民性や国民の所得水準の向上などにより、学校教育も量的に拡大し普及したが、一方、実生活と分離し、人生初期に集中し過ぎた学校教育の肥大化は、その副作用として、いじめ、校内暴力等の教育荒廃をもたらした。また、産業化の進展に伴い、若年時新卒一括採用などの雇用慣行をもつ日本の経営が発展し、そこでは職業生活への入り口いかんが大きな意味をもつことや、社会全体の学歴志向の風潮なども影響して、有名大学への入学を目指して受験競争が激化した。このような状況が偏差値偏重、評価の単一化、知育偏重などの弊害を連鎖的に生み出して子どもたちから学ぶ喜びや遊ぶ楽しさを奪い、学校教育体系全体を荒廃させる大きな要因となった。この弊害を是正する立場で、生涯学習体系への移行が要請されるのである。

第二は、学習意欲と学習需要の新たな高まりと多様な新しい教育サービス供給体系の登場である。

すなわち、高齢化の進展等ライフサイクルの変化、文化、余暇、家庭生活の変化等により、生涯の各時期、生活の各領域において、多様な学習意欲や需要が高まっている。また、科学技術の高度化、情報化、国際化の進展などが、知識・技術・情報体系の発達と再編成を促し、産業構造・就業構造にたえず変化を与え、これに伴い、新たな学習需要が発生してきている。これらにより、社会と教育・研究組織の相互の緊密化が一層要請されている。

これに対し、育児、健康、職業、趣味、文化、スポーツ等に関する幅広い教育関連諸活動を含めて、家庭、学校、地域、職場、社会への新しい、かつ、従来の学校教育体系の枠をこえる多様な教育サービス供給体系が登場してきており、一方、学校や研究機関など従来の教育システムも新たな需要に応じるとともに、そのシステムの在り方自体について、社会や科学技術の発展に対応した

機能の変革を行うことを求められているのである。

## (2) 教育体系の再編成の目標

本審議会は、これから学習は、学校教育の自己完結的な考え方を脱却するとともに、学校教育においては自己教育力の育成を図り、その基盤の上に各人の自発的意思に基づき、必要に応じて、自己に適した手段・方法を自らの責任において自由に選択し、生涯を通じて行われるべきものであると考える。この教育体系の再編成は、個性重視の原則をはじめとする今次教育改革の基本的な考え方を柱として、教育基本法の精神を創造的に継承・発展させ、前節で提言したような「21世紀のための教育の目標」－「ひろい心、すこやかな体、ゆたかな創造力」、「自由・自律と公共の精神」、「世界の中の日本人」－をより深く我が国の教育土壤に定着させていくことを志向するものである。それによって現在の教育荒廃を克服し、学歴社会や画一的な教育の弊害を是正とともに、常に新たな知識や技術の習得に努めながら、未来からの挑戦に柔軟かつ積極的に対応し得るようにしようとするものである。

この改革は、長期にわたるものとなろうし、広範囲に及ぶものとなろう。それは、明治維新期の「第1の教育改革」における義務教育体系の創設、昭和戦後期の「第2の教育改革」における学校教育体系の拡充・改革・再編成に続き、生涯学習体系への移行という我が国近代教育史上画期的な教育についての発想の転換をもたらそうとするものである。

## (3) 教育体系の再編成の基本方向－新しい柔軟な教育ネットワークの形成－

本審議会の目指す教育体系の再編成は、次のような方向に沿って新しい柔軟なネットワークを形成することである。

第一に、人間の生涯にわたる学習には、胎児期、乳幼児期から青少年期にか

けての、人間の生涯においてある意味で最も重要な心身の発達が行われる時期、すなわち、豊かな人間形成の基礎・基本の時期や成人するまでの家庭、学校、地域、社会における学習・教育の時期、さらに、成人期・高齢期における余暇、生活、文化、スポーツ、職業能力開発、継続教育など多種多様な学習の時期がある。この人間の各ライフステージ別、発達段階別の学習・教育について、その連続性、適時性、選択性等の諸問題に十分配慮する必要がある。その際、教育諸科学、健康に関する諸科学、労働・産業科学、大脳生理学、発達心理学等の知見を最大限に活用しながら検討してみる必要がある。

第二に、従来、家庭教育、学校教育、社会教育等の区分がともすれば年齢層による教育対象の区分であると誤解され、人間形成に対して相互補完的な役割をもつことが明らかにされてこなかった。このことの反省に立って、家庭教育、学校教育、社会教育、職業能力開発、新聞・出版・放送・情報サービス・研究開発のためのシンクタンク・カルチャーセンター・塾等の情報・教育・文化産業等による教育活動を、人間の各ライフステージとの関連において総合的なネットワークとしてとらえ直す必要がある。社会教育法などの見直しもこのようない観点から推進されなければならないであろう。

第三に、これに対応して、文化、教養、余暇、スポーツ、健康、職業能力開発、情報提供など各省庁所管の教育関連施策を総合的な観点から見直し、より効果的な多元的、重層的な協力のネットワークを形成するよう努めるとともに、官と民、国と地方の間でも役割分担の見直しを進める必要がある。本答申の第2部以下で提案されている家庭の教育、学校教育、社会の教育等の改革の具体的提案はいずれもこのような観点からする個別的改革提言として位置付けられるものである。

第四に、生涯学習体系への移行による教育体系の再編成に際しては、世界各国の優れた経験に謙虚に学びつつも、明治期における欧米からの近代学校制度

の導入に先立ち、我が国社会や文化の中に定着していた多様で自発的な日本的特色をもった生涯学習の経験、伝統—それは茶道、華道、書道、武道から和歌、俳句、園芸などに至る多様な生活文化の伝統の中に見られる—を再発見、再評価して、これを独創的に発展させていくという視点が不可欠であろう。また、我が国は、いわゆる終身雇用制等とも関連し、伝統的に企業内教育等の制度が発達し、そこで多様な学習が相当程度行われており、さらに、雇用を継続しながら、内外の大学で、研修や研究の機会を与える慣行がある。これらの点も踏まえ、日本の特質を生かした生涯学習体系の構築を考えていくことが重要である。明治維新以降の追い付き型近代化の成功が、明治以降に我が国が欧米から導入した近代学校教育体系に負うこと大であることはもちろんであるが、こうしたいわば日本的特色をもった多様な生涯学習体系の蓄積、伝統、発展に負うところも決して少なくなかったことを十分に吟味することも重要である。

なお、このような生涯学習体系への移行を目指すには、意図した教育作用のみではなく、目に見えない意図せざる教育作用が人間形成に与える大切な意味を踏まえておく必要がある。本審議会が改革の基本的な考え方として重視している教育環境の人間化もそのことを意識したものであり、人間形成にとっての文化・情報・言語・都市・自然・人的環境等の質の重要性を十分に考慮に入れることが大切である。

## 第2部 教育の活性化とその信頼を高めるための改革

### 第1章 生涯学習体系への移行

我が国が今後、活力を維持し発展していくためには、学校教育体系の肥大化に伴う弊害、とくに、学歴社会の弊害を是正するとともに、学習意欲の新たな高まりと多様な新しい教育サービス供給体系の登場、科学技術の進展などに伴う新たな学習需要にこたえ、学校中心の考え方から脱却しなければならない。

このためには、第一に、第一次答申で指摘した企業、官公庁における採用人事などの改善とともに、人間の評価が形式的な学歴に偏っている状況を改め、どこで学んでも、いつ学んでも、学習の成果が適切に評価され、多面的に人間が評価されるように人々の意識を社会的に形成していくことである。それとともに、人生の初期に希望する学歴や職業的地位を得ることができなかつた人々に対し、その後の人生のなかで、希望する職業的地位などを獲得できるチャンスが、学校や社会の様々な分野に組み込まれているような、教育や社会のシステムをつくることである。

第二に、様々な学習活動を活性化し、学校外の教育機会を整備することである。近年、所得水準の向上や自由時間の増大により、人々は、企業内教育訓練など職業のための手段としての学習のみならず、学習活動それ自体を楽しもうとする傾向を示はじめ、学習活動への関心は高度化、多様化してきている。このようなニーズに柔軟に対応してきた専修学校や民間の成人向け教養・文化事業の隆盛にみられるように、社会の幅広い分野で学習活動は活性化してきている。このように、手習い、けいごとをはじめ生活や職業のためなど近世以来我が国に広範に

みられた学校外の教育の伝統が新たな形で復活してきており、この傾向を促進することである。

さらに、科学技術の高度化、情報化の進展、経済のソフト化などに伴う学習需要に対応し、教育・研究組織と社会との相互の緊密化を図ることである。社会が変化していくなかで、人々が新たな知識・技術を習得できるよう、学校や研究機関は、時代の進展に対応した新しい教育や学問体系の形成に努め、教育システム自体の活性化を図るとともに、社会との連携・協力を進め、社会人を積極的に受け入れていくことである。

このような観点から、学校教育については、人生の若年時に集中し、かつ、その役割が家庭や社会の教育に比べて過大なウエイトを占めていたことや、成人に対しては逆に、学校教育を受ける機会が、事実上大変限られたものになっているという現状を改めなければならない。

また、我が国における学習機会は、教育の各分野ごとに独自に運営される、いわばタテ型の学習システムとなっており、関係行政機関や関係施設の連携などを含め、教育の各分野間の連携・協力、とくに、学校教育と他の分野間の連携・協力が不十分である。したがって、学習者個人にとって利用しやすいように、各分野間の連携・協力が図られていく必要がある。

このようにして、教育の各分野の役割や責任を、時間的にも空間的にも幅広くとらえ直し、人生80年の生涯にわたり、タテ型の学習システムの長所を生かしつつ、家庭・学校・社会の三者が一体となった総合的な学習機会を拡大・整備し、さらに労働時間の短縮、週休二日制の実施や様々な職業資格の社会的評価の向上などの社会的な条件整備を進め、総合的に生涯学習体系への移行を図ることが大切である。

なお、資格の評価などを含めた評価の多面化については、本審議会として今後さらに検討を進める。

## 第1節 生涯にわたる学習機会の整備

生涯学習体系への移行を目指し、人生の各段階の要請にこたえ、新たな観点から家庭教育、学校教育、社会教育など各分野の広範な教育・学習の体制や機会を総合的に整備する必要がある。

ア. 生涯学習の原点として、家庭の教育力の回復に努める。また、青少年の教育の場としての地域の役割を重視するとともに、高齢化、成熟化などの社会の変化に対応して、職業能力開発の充実、婦人や高齢者のための学習機会の整備に留意する。

イ. 学校は生涯学習のための機関としての役割を担っている。

この観点から、初等中等教育段階においては、基礎・基本の徹底、自己教育力の育成、教育の適時性等に配慮する。また、学校教育において職業教育を振興する。

さらに、大学等の高等教育段階においては、専門分野の知識・技術の習得の徹底、幅広い思考力の育成等に留意し、教育機関としての機能を活性化する。

ウ. 社会や経済の諸変化に対応し、大学、高等学校等を社会人が学習できる場として整備する。このため、入学資格の自由化・弾力化の方向に沿ってシステムの柔軟化などについて検討を進める。それとともに、学習の成果が活用されるよう留意する。

① 乳幼児期から青少年期における教育・学習は主体性をもって生きていく能力を身に付けるため重要であるが、今日、家庭や地域の教育機能が低下していると指摘されている。このため、まず、生涯学習の原点である家庭の教育力の回復を図り、親と子の基本的な人間関係の形成やしつけなどの基本的な生活習慣

を身に付けさせることができるようにすることが重要である。

また、青少年期については、成長に応じて必要な様々な生活体験が、社会の変化に伴って少なくなっている。このため、遊びや近隣社会がもっている、意図しない日常的な教育的役割の重要性を再認識し、自然に接する機会の拡大、団体活動の助長、郷土文化の継承活動や特定の興味や関心を自主的・持続的に追求する様々な活動の振興などにより、地域の教育力の活性化を図る。

なお、テレビ、ラジオ、出版物等の青少年に与える影響が大きくなっていることから、青少年が情報を選択し活用する能力を身に付けさせるとともに、これらマスコミュニケーションの自肅・自重を含めた社会全体の対応が大切である。

さらに、人々の生活様式やライフサイクルの変化、学校教育の役割の変化などに対応して、人生の各段階における様々な学習需要にこたえられるよう、社会教育のシステムの整備や職業能力開発の充実を進める。その際、高齢者や婦人に対する学習機会の整備に留意すべきである。

② 初等中等教育においては、生涯学習の観点から、基礎・基本の徹底、自己教育力の育成、教育の適時性への配慮を重視することを基本とし、その内容の改革を進める。

それとともに、個性や適性に応じた進路選択を行い、また、正しい勤労観、職業観、職業生活に不可欠な基礎的知識・技能を身に付けさせ、将来のよき職業人を育成する必要がある。この観点から、中学校における進路指導の見直し、高等学校職業科における職業教育や高等学校普通科における職業基礎教育の充実、産業・職業に関する実態認識の向上、社会人教師の登用などについて検討する。また、高等学校職業科と高等学校普通科さらに職業訓練機関との連携・協力などについて検討する。

なお、後期中等教育段階において独自の実際的、実践的な教育訓練を行って

いる専修学校・各種学校、公共職業訓練校等については、さらにその活性化を図る。また、高等学校卒業後の実際的職業教育は、専修学校において主として行われているものの、それのみによっては十分でない分野もあるので、公共職業訓練校等の振興・充実を図る。

③ 大学等の高等教育機関にあっては、従来、学問分野によっては、その教育内容等について、社会の要請から遊離しているなどの批判を受けている。しかし、若年時新卒一括採用という我が国の雇用慣行のなかで、入学時の偏差値が企業での採用の物指しになるなどいわば一種の人材選抜機関として、全体としては、その現状が容認される傾向がみられる。今後、生涯学習体系への移行に伴い、大学等において、科学技術の発展などに伴う社会の要請に対応した専門性の高い知識・技術を習得することや、世の中の諸現象に対する幅広い問題解決能力や思考力を養うことが一層必要となる。このため、大学等は教育システム自体が社会や科学技術の発展に対応するようにし、教育機関としての機能の活性化を図る必要がある。

④ 大学、高等学校等は、現状ではフルタイム学習の若者向けのシステムという性格が強くなっているが、今後における社会の変化に対応し、人生の初期だけでなく、いつでも学べる機関として機能していくように改めることが重要である。このため、大学院、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、専修学校は、科学技術の高度化や情報化などに対応し、企業等の技術者、研究者等の専門的知識・技術の習得や様々な成人の学習のためのニーズに応じるとともに、成人のもつ時間的、地理的制約により学習が妨げられないよう、次のような措置を講ずる必要がある。

(ア) 社会人の入学を容易にするため、入学資格について自由化・弾力化の方向に沿って検討するとともに、学生の受け入れ方法を工夫する。

(イ) カリキュラムを弾力化するとともに、教育内容、評価方法等を工夫し、社

会人学生のための学習環境などの整備を進める。

(ウ) 大学等においては、学部等の性格などを勘案しながら、学生の相当数は社会人で占めることとし、これに必要な入学定員や編入学定員の枠を確保する。

(エ) 大学院の修士課程については、夜間大学院の開講や大学院の昼夜開講制を推進するとともに、専門分野によっては修業年限の標準を1年にすることについても検討する。

(オ) 大学院について、パートタイム・スクーデント制の採用を検討する。

なお、短期大学の専攻科・別科、高等学校の専攻科や定時制・通信制課程、専修学校、さらには、第一次答申において提言した単位制高等学校なども活用して、地方公共団体との協力により地域に密着したコースを開設することなどによる短期の高等教育機会の充実について検討する。

また、多様な特性や特徴をもつ成人が受け入れられるよう、大学等においては、実生活や職業生活の要請に着目し、さらに個性化や高度化を進める必要がある。

さらに、送り手の企業等においても、従業員が学習を継続できるように配慮する。また、中途採用を推進する観点からも、大学等における学習成果などを能力評価の客観的指標として活用することが必要である。このことは、人間の評価が人生の初期に獲得した形式的な学歴に偏って行われているような今日の状況を改め、いつどこで学んでもそれが評価されるような人間評価の多面化を進める上からも重要である。

## 第2節 生涯学習のための家庭・学校・社会の連携

生涯学習体系の中で家庭・学校・地域など教育の各分野の役割や責任を明確にするとともに、相互の連携を図ることが必要である。

ア. 学校教育の役割の限界を明確化し、家庭や地域の教育力の回復と活性化を図る。

イ. 学校五日制への移行などについて検討する。

ウ. 学校の機能や場を地域住民に開放することを推進する。また、大学等による地域住民に対する学習サービスの充実に留意するとともに、産業振興に関する教育・研究を実施する地域センターの設置について検討する。

エ. 社会教育行政については、生涯学習体系への移行という観点から、新しい時代の状況に対応するよう、社会教育に関連する法令を含め総合的に見直す。

また、大学等の学校教育との効果的な連携を図りつつ、職業能力開発を総合的に推進する。

オ. 人々の学習への動機や意欲を高めるため、公開講座の単位認定など学習に対する奨励措置を検討する。

カ. 生涯学習関係の事業について、民間の活力の活用を図るとともに、生涯学習に関する施策が効率的に行われるよう、各種施策の調整・連携を強める。

① 家庭、学校および地域の三者が有機的な連携を保って、学習機会の整備を進めていく上で、今日肥大化している学校教育の役割を見直し、その限界を明らかにすることが必要である。学校教育が現在担っている各種の課題のうち、本来家庭や地域においても積極的に行なうことが適切と考えられる課題については、家庭や地域の問題として受けとめるべきである。

その際、家庭や地域の教育力が低下している状況、とくに、子どもの生活が知育中心の学校教育によって過大な分野を占められている現状を考えると、学校は、家庭や地域の教育と密接な関連をもつ様々な教育活動を通じて家庭や地域に問題を投げかけ、その教育力の回復と活性化に資するようにしていくことが重要である。それとともに、地域における学校とは異なる学習や遊びの場、

自然体験学習の場としての青少年教育施設などの活用・整備が急務である。

② 学校外の学習の場の整備を進めるなど、家庭や地域の教育力の回復と活性化を図り、教育の機能が全体として低下しないよう十分留意しながら、週休二日制に向かう社会のすう勢を考慮しつつ、子どもの立場を中心に家庭、学校、地域の役割を改めて整理し見直す視点から、学校の負担の軽減や学校の週五日制への移行について検討する。

③ 地域の要請に応じて学校の機能や場を地域住民に開放することは、学校の大きな役割である。小・中・高等学校の校庭や体育館などの開放は一般に広く行われつつあるものの、従来、ともすれば、「学校教育に支障のない限り」ということが消極的な趣旨に受け取られがちであった。今後、図書館や校舎などの開放も含め、各地域においてルールづくりなどを行い、各地域に適した開放を推進することを考えるべきである。この場合、開放を前提とする学校施設の整備や事故に対する保険制度の整備なども進める必要がある。

それとともに、学校教育の側において、文化・スポーツを含めた社会教育施設を積極的に利用することも重要である。このための利用の仕方などを検討し、学校教育と社会教育相互の連携・協力を図るとともに、都市づくりや地域づくりのなかで、長期的観点に立って、学校教育、社会教育双方の施設を含め、全体的に整備することも必要である。

また、学校と地域の連携という観点から、郷土の文化や歴史などに関連し、地域の住民が教壇に立つ道を開くことも検討すべきである。

④ 成人の学習や研究は、自らの社会的役割を中心とした問題解決に関するものが主となる。このような地域や経済社会の学習ニーズにこたえるため、要請に応じて産業振興に関する教育・研究を実施する地域センターを大学に設置することを検討する。

大学、短期大学、高等専門学校、高等学校における公開講座は、かなり行わ

れつつあるが、今後、さらに地域のニーズに合致するようその内容の改善を図りながら開催するように一層努めるべきである。また、聴講生制度を活用して、大学の正規の授業の公開を進めることについても検討すべきである。このため、大学や短期大学に大学教育開放センターなどを設けて、地域住民に学習に関するサービスを提供しているところも見受けられるが、このようなサービスは今後とも拡充すべきである。

⑤ これからの社会教育行政は、学習環境の急速な変化に対応して、新たな形で学校外の様々な教育力の回復を図るものであることを一層明確にし、生涯学習体系への移行という観点から、社会教育に関連する法令を含め、その総合的な見直しを進める。

なお、見直しに際しては、マスメディアの積極的活用、情報化の進展への積極的対応、民間の教育・文化事業の発展の評価や活用、学校教育との新たな観点からの連携の強化、教育委員会と首長との柔軟な調整・連携、自己学習や個性重視などの観点からの住民の自主性・主体性の尊重、図書館や博物館等の情報ネットワーク化等学習者に対する情報提供、相談体制の整備などが大切である。

また、40年余におよぶ職業生活を実り豊かに、満足して終わることができるように、大学等の学校教育との効果的な連携を図りつつ、職業生活を通じ職業能力開発が段階的かつ体系的に行われるようしていく必要がある。

⑥ 大学等における公開講座などを受講した場合、その修得した内容を大学等における単位として認定することや、学習活動の成果に対し学習サービス提供者が学習認定証を発行するなど、人々の学習への動機や意欲を高めるための奨励措置の在り方を検討する。

なお、公的資格の取得要件として要求される学歴の是非についての見直しや、高等学校職業科や専修学校等における職業教育等を資格取得の際の評価対象と

するなどの措置については、本審議会として今後検討を進める。

⑦ 生涯学習、とりわけ社会教育関係については、関係行政機関が学習活動等のための場の確保や多様な事業の推進、指導者の資質の向上、普及・啓蒙などの各種の施策を行っている状況にある。これらの事業の内容は、類似しているものが多いにもかかわらず、行政目的が異なっているという理由により、関係行政機関がそれぞれ異なった判断や方法により事業を行っている。したがって、利用者である国民の立場に立って、国、都道府県、市町村の各段階に応じて、民間の活力の活用を図りつつ、生涯学習に関する施策が効率的に行われるよう、各種施策について調整・連携を図る。

とくに、国においては、各省庁の行っている各種の学習活動等に関する施策について、市町村や都道府県など事業の実施者にとって合理的・効果的な選択が可能となるよう総合的な観点から関係省庁間の連携が十分図られる必要がある。

## 第2章 家庭の教育力の回復

今日、家族形態の変化、兄弟姉妹の数の減少、女性の社会進出に応じた育児と職業生活を両立させるための条件の未整備、父親の存在感の希薄化、知育偏重の風潮などから、家庭の教育力は低下している。また、日々の生活を紡ぐという家庭生活の意義が軽視されている。

しかし、子どもの心と体の発育過程を人間科学的に究明し、発達段階に応じ、適切な扱い手により教育を行い、子どもの健康な心と体の発育を阻害する環境を改善する教育環境の人間化が求められている。この観点から、乳幼児期における親子の絆の形成や、社会生活に必要な基本的な生活習慣を、子どもに身に付けさせるためのしつけを行うなどの家庭教育の役割は極めて重要である。

また、家庭は、学校、社会と並ぶ生涯にわたる学習の場として位置付けられるとともに、生涯学習の原点として、新たな時代を主体的に生きぬく能力、意欲、個性を培う基盤となる。

以上のような立場から、家庭教育の役割とその重要性を明らかにするとともに、これを活性化するため講すべき方策を提言する。

### 第1節 家庭教育の意義

いじめ、校内暴力、少年非行などの教育荒廃の背景には、学校教育にかかわる問題などとともに、家庭教育の役割が十分に果たされていないというゆゆしい問題がある。

今日、子どもたちの心の荒廃を克服していくためには、乳幼児期に親と子の基本的な信頼関係（親子の絆）を形成するとともに、その上に立って適時・的確なしつけを行い、自己抑制力、他人に対する思いやりなどを身に付けさせる

ことが大切であるが、これらは親が果たすべき重大な責務である。

このため、教育を学校のみの問題としてとらえがちであったことについて、家庭が反省し、自らの役割や責任を自覚することが何よりも重要である。

それとともに、学校はいじめなどの問題を学校の中だけで解決しようとする閉鎖的な態度を改め、家庭との連携を進める必要がある。その際、家庭の教育力の低下を学校が安易に補完するのではなく、家庭の実情を考慮しながらも、まず家庭に問題を投げかけてみることが大切である。

このような観点に立って、家庭の教育力の回復に資するための施策を推進する必要がある。

家庭の在り方は、産業構造の変化、サービス産業等の発展により家庭の果たしてきた機能が外部化するなどの社会変化に伴い変容している。しかし、子どもが心身ともに健康で充実した人生を歩むためには、家庭は少なくとも次の役割を果たすべきである。

#### (ア) 乳幼児期の親と子の基本的な信頼関係（親子の絆）の形成

家庭教育の第一の役割は、子どもたちが生まれながらにもっている機能を円滑に働かせ得るように育むことである。そのためには、子どもに「自分は愛されており、自分を取り巻く環境は平和である」と感じさせること、すなわち、親子の信頼関係、とくに乳幼児期の母子相互作用による基本的な信頼関係（母と子の絆）を確立することが重要である。

#### (イ) 基本的な生活習慣を身に付けるためのしつけ

人間の心の働きの中心である脳の発育段階を考慮すると、乳幼児期から児童期にかけて、家庭での人間的なやりとりのなかで適時・的確なしつけを行い、基本的な生活習慣を身に付けさせておく必要がある。これは、親が果たすべき大きな責務である。とくに、就学前から、耐える力、自己抑制力や他人に対する

る思いやりを身に付けさせるとともに、就学後も子ども自らが全生活体験を通じて自立性、社会性を身に付ける過程を厳しく見守り、導かねばならない。

家庭がこのような役割を果たすためには、家庭・学校・地域を生涯にわたる教育の場として統合的にとらえ、三者が一体となって子どもを育てるという視点が重要である。とくに、学校教育制度の発達に伴い、教育を学校のみの問題や責任としてとらえがちであったことについて、家庭は反省し、自らの役割や責任を自覚とともに、学校もその自己完結性、閉鎖性を改め、家庭との連携を進める必要がある。

## 第2節 家庭教育の活性化

家庭・学校・地域の三者が一体となって子どもを育てる視点に立ち、家庭が自らの役割や責任を自覚するとともに、家庭基盤の整備の推進などにより、家庭の教育力の回復を図る必要がある。

- ア. 親となるための学習を充実する。この観点から家庭科等を見直す。
- イ. 子どもの心をめぐるカウンセリングの普及を図る。その他、育児休業や新井戸端会議などを推進し、家庭が教育力を回復するための援助を行い、家庭基盤の整備を図る。
- ウ. 生命や自然への畏敬の念をもつなどの情操を養い、心と体の健康を育むため、自然体験学習、都市と農山漁村との交流を推進するほか、地域の教育力の活用と活性化を図る。
- エ. 家庭・学校・地域が、それぞれの役割を踏まえつつ連携し、三者一体となって子どもを育てるための環境をつくる。この観点から、PTA活動の活性化、学校教育活動への地域住民参加の推進、学校給食の見直しなどを行う。

- ① 将来、よき家庭人となるために必要な心、知識、技術が習得できるよう、年齢段階に応じた学習の内容や方法を検討する。すなわち、親およびこれから親

となる者を対象とする学習の機会の充実を図る。学校教育においても、家庭科の位置付けや内容などを中心に、健康教育、德育に関連する他の教科等との関連を含め見直す。

② 育児ノイローゼ、小児の心身症、さらに少年非行、家庭内暴力、いじめなどの背景には深刻な家庭問題がある。この解決のためには、これらの相談業務にかかる関係機関の担当者、教育関係者、保育関係者、医療関係者等がカウンセリング技能を一層向上させる必要がある。このため、大学および大学院においてカウンセラー養成課程を充実し、大学院における研修に社会人の受入れを拡大し、カリキュラムや学位認定等についても検討する。また、これらの相談業務にかかる関係機関の担当者等の横断的な合同研修や地域レベルでの連絡協議を進める。

さらに、カウンセラーの資格制度等について、関係団体の動向を踏まえ関係機関が協力して早急に検討を進める。このため、関係省庁からなる連絡協議の場を設置する必要がある。また、子どもの心について、心理学、行動科学、小児科学などの学際的研究を進めることが必要である。

③ 女性の社会進出が進むなかで、職業をもつ婦人が職業生活と育児を両立させる観点から、乳幼児期に育児に専念することを望む女子労働者のために、育児休業制度および女子再雇用制度の普及が必要である。このため、現在行われている助成措置の推進等の一層の政策努力を図る。また、復職に向けた離職期間中の能力開発のための教育訓練の充実、保育所の充実などの社会的な環境整備に努めるとともに、育児休暇の普及に配慮する。

幼稚園、保育所、保健所、児童館等の子どもの生活に関する施設において、親およびこれから親になる人々が相互に気軽に情報交換や相互扶助が行える「新井戸端会議」の場の提供や高齢者の育児の知恵をいかした育児相談についての「シルバー人材」の活用に配慮する。

さらに、母親のみに育児を委ねることなく母親の精神的な支えとなるなどの父親の育児参加を進めるため、配偶者出産休暇、育児（授業参観等）のための休暇、親が転勤した時に子どもの高等学校への転・入学が円滑に行えるための配慮などが考えられる。

なお、母子家庭や父子家庭などのうち家庭の育成機能の補完を必要とする家庭に対しては、社会的にその育成機能を補完する措置を講ずるなど、その教育力向上のための施策を推進するとともに、家庭に恵まれない子どもたちに対しては、これにかわる適切な環境が与えられるよう一層配慮する必要がある。

④ 地域社会の連帯感を回復し、地域の伝統文化を継承するため、各種行事の振興を図るとともに、社会奉仕、スポーツ、文化等の各種の団体活動を助長することが重要である。

また、生命や自然へ畏敬の念をもち、自然と調和して生き、人間として全体的な発育を遂げるために、自然体験学習、都市と農山漁村との交流などを通じて、地域の森林、河川、海浜等の自然との触れ合いを一層進めることができることを望ましい。このため、受け皿を整備するとともに関係機関の連携を図る。

⑤ 家庭・学校・地域は連携し、三者一体となって子どもを育てる必要がある。このためPTAについては、すべての親が教師とともに教育の在り方を考え話し合う場となるよう、地域懇談会、夜間の会合、父親学級等の開催を推進し活性化を図る。また、学校の施設（教室、運動場、図書館、プール等）や機能の開放を促進するとともに、教師の手伝い、図書館業務、特別活動等の学校教育活動への地域住民の積極的参加が望まれる。さらに、学校から地域への参加を進めるため、地域の伝統文化、産業等を学校の教材として取り上げ活用するとともに、地域の社会教育施設、企業、病院、老人ホーム、乳児院、心身障害者施設、官公庁等を学習の場として活用する。

⑥ 基本的な生活習慣を身に付けさせるためのしつけは、家庭と学校が協力して

行うべきものである。しかし、家庭の教育力が低下しているので、両者の好ましい協力関係を築くため、まず、家庭の機能の回復を図ることが重要である。このため、学校は家庭の教育力の実情に応じつつ、本来家庭が果たすべき役割については、家庭にその役割を押し戻してみることが重要である。

また、学校においては、家庭の役割を踏まえ、社会性、団体性等の学校の特質をいかし、健康、安全、規範、情操等の育成を図る必要がある。この観点から、自然体験学習、社会見学、宿泊を伴う団体生活等の教育内容や方法を見直す。

⑦ 食事に関する望ましい習慣を子どもに身に付けさせるためには、家庭と学校が連携・協力をすることが重要である。したがって、子どもの発達段階、学校段階、地域の事情に応じて、給食とその教育的意義について見直す必要がある。今日、家庭における栄養管理や望ましい食習慣の形成が十分でない面があるのでも、学校給食を通じてこれらに関する家庭の教育力の活性化を図る必要がある。例えば、家庭の食生活への助言、学校給食への親の参加、手作り弁当の日を設けること、学校給食に替えて手作り弁当を持参すること、などについて検討する。

### 第3章 初等中等教育の改革

我が国の教育は、国民の強い教育志向や生活水準の向上を背景として着実に進展し、これまで著しい量的拡大をみた。しかし、その一方で、第一次答申あるいは本答申の第1部で指摘したような様々な問題を抱えている。例えば、過熱した受験競争や偏差値偏重の進路指導にみられる教育の現状は、人間形成の基礎を培うべき重要な段階において、何よりも児童・生徒の心と体の健全な育成を阻害する要因となっている。同時に、知育の面においても、自ら考え判断する能力を伸ばすよりも、記憶力中心の知識偏重の教育の弊害を生み出している。また、社会の進展に伴い、ともすれば学校の教育内容は増加し、高度化しがちである。その結果、受験競争の過熱ともあいまって、多量の知識を詰め込む教育になったり、義務教育においてもその平等性や完結性が強調されるあまり、画一的な教育・指導に陥っている傾向がある。ことに、中等教育においては、その量的拡大により、生徒の能力・適性は極めて多様になったが、高等学校における中途退学の増大にみられるように、教育はこれに対し必ずしも十分に対応し得ていない。また、現在の様々な社会的状況のなかで、個性に応じた教育や進路選択が行われにくくなっている、ひいては学校の特色が薄れ、職業教育も軽視される傾向になっている。

さらに、教員の指導力の不足や校長のリーダーシップが不十分なことによる学校の教育力の不足、子どもの心身についての理解不足と地域社会等に対する学校の閉鎖的態度などの問題があり、こうした結果、教育荒廃といわれる現象に適切な対応がとられておらず、憂慮すべき状況も生じている。

このような状況は、学歴偏重の社会、高学歴を求める国民性、教育理念の在り方、中央依存的、硬直的な教育行政の傾向など、複雑な要因や背景が錯綜して生じていると考えられるが、初等中等教育においても、現在の諸課題を踏まえ、今後の社会の変化を展望しつつ、その在り方を変える必要がある。

今日、社会は多様化しその変化も激しい。また、人生は長期化している。教育は、学校だけの、そして青少年期固有の事象ではない。今後の学校教育、とくに初等中等教育においては、そのようななかで、生涯にわたり積極的に自己実現を図るための基礎・基本を修得するという考え方が強調されなければならない。

以上の観点に立ち、学校教育においては、児童・生徒の人格を尊重し、個性重視の原則に立ち、ひろい心、自由・自律と公共の精神など豊かな人間性を養うことを重視するとともに、児童・生徒の個性・適性の伸長を図るために、実践的体験なども含め教育内容の多様化、指導方法の個別化など教育・指導の在り方を柔軟にする必要がある。

また、このような教育の推進のためには、教員自らがその自覚を高め、教育力の向上を図ることが望まれる。学校がその責務を果たしていく上で、教員の果たす役割は大きく、学校教育の成否は究極のところ教員の力にまつものであり、また、教員の在り方は国民にとって最も関心の深い事柄の一つである。人間愛や児童・生徒に対する教育的愛情を基盤とする広く豊かな教養、教育の理念や人間の成長・発達についての深い理解、教科等に関する専門的知識、そしてそれらの上に立つ実践的な指導力と児童・生徒との心の触れ合い——これらは、国民が教員に望むものであろう。とくに今後の科学技術の進歩、国際化や情報化の進展などの社会の変化を考えると、これから教員には、自主・自律の精神、主体性の確立が重要になる。教育行政においては、以上のようなことにかんがみ、教員の資質向上のための措置を積極的に講ずるとともに、望ましい教育条件で児童・生徒の教育が行われるよう、教育諸条件、教育環境の改善に努めなければならない。

#### 第1節 徳育の充実

子どもにとって、家庭は人間形成の最初の、かつ、基盤的な場であり、そこ

から学校・地域へと生活圏が拡大する。こうしたなかで、学校においては、家庭・地域との連携のもとに、その教育活動の全体を通じて、德育の充実を図る必要がある。

ア. 初等教育においては、基本的な生活習慣のしつけ、自己抑制力、日常の社会規範を守る態度などの育成を重視する。また、中等教育においては、自己探求、人間としての「生き方」の教育を重視する。

イ. 児童・生徒の発達段階に応じ、自然の中での体験学習、集団生活、ボランティア活動・社会奉仕活動への参加を促進する。

ウ. 小・中学校の教育課程における特設「道徳」については、その内容を見直し、重点化を図る。また、道徳的実践力を育成するため、特別活動等における道徳指導との関連を強化する。

エ. 道徳教育の充実に資するため、適切な補助教材の使用を奨励する。

オ. 教員養成、現職研修の改善に当たっては、道徳教育に関する教員の指導力を高めるようにする。

① 自己を他との好ましい人間関係の中でとらえ、自己実現を図ることは、これからの教育にとってとくに重要な課題である。

このため、初等教育段階においては、基本的な生活習慣のしつけ、自己抑制力や基本的な行動様式の形成・定着、公衆道徳など日常の社会規範を守る態度、郷土や国を愛する心、人間愛や自然愛の芽を育てる豊かな情操などの育成を重視する必要があるが、この際には、家庭教育の基盤の上に立ち、幼稚園・保育所、小学校の低学年・中学年・高学年ごとなど、幼児・児童の発達段階に応じ、指導事項の重点化を図る。また、中等教育段階においては、「生き方」の指導を重視し、このため、特別活動における学級指導や例えば高等学校の「社会」科の中における価値・倫理、人間の生き方などについての指導を改善するとともに、勤労体験や教員以外の者による指導の機会の拡大などにより、自己および進路の確立についての洞察を深めるようする。

なお、德育の指導に当たっては、生命を尊重し、心身の健康を自ら保持増進するためには必要な能力を養うことなど、健康科学などの観点にも留意する。

② 集団における自己の役割、社会や他人に対する責任と協同などについての自覚や認識を深めさせるため、児童・生徒の発達段階に応じ、体験学習、集団生活の機会の拡大を図る必要がある。

とくに、日常の学校生活では得られない教育の場として、都市と農山漁村などの相互交流や森林、河川、海浜等の自然との触れ合いのなかで、同年齢・異年齢からなる集団生活を体験するいわゆる自然教室を拡充・推進する。この際には、自然の変化や自然における人間の営みなどを通じ、自然のもつ役割、人間と自然とのかかわり、人間のもつ可能性についての理解を深めさせるとともに、人間の力をこえるものを畏敬する心をもたせるよう努める。

また、社会の構成員として有意義な役割を果たせることを自覚させるため、福祉施設その他におけるボランティア活動や社会奉仕活動を推進する。

③ 小・中学校の教育課程における特設「道徳」の位置付けは現行どおりとするが、その内容については、①に述べた観点から見直す必要がある。

また、小学校低学年においては、児童の生活を中心とした内容により構成される総合的教科を構想し、そのなかで体験的な活動を通しての基本的な生活習慣の形成が図られるようにする。

なお、特別活動における道徳の指導については、とくに上記①および②の改善の方向が達成されるよう、特設「道徳」との関連に留意して、その強化を図る。

④ 道徳教育用教材については、道徳的な判断力やひろい心を養い、実践的な意欲を培うのに資するため、小・中学校の児童・生徒が適切な副読本を使用する

よう奨励する。

⑤ 教員については、大学における教職科目的内容、初任者研修、現職研修を通じ、道徳教育についての指導力を高めるとともに、道徳教育を適切に行うため児童・生徒の行動についての理解やカウンセリングに関する知識・技術の向上を図る。

## 第2節 教育内容の改善

### (1) 教育内容の改善の基本方向

初等中等教育においては、生涯にわたる人間形成の基礎を培うために必要な基礎的・基本的な内容の修得の徹底を図るとともに、社会の変化や発展のなかで自らが主体的に学ぶ意志、態度、能力等の自己教育力の育成を図る。また、教育内容や指導方法の多様化を推進するとともに、学校教育をできるだけ社会に開かれたものにすることに留意する。

ア. 小・中・高等学校を通じ、学校段階ごとの教育内容の重点化を図るとともに、その教育内容の量や程度が各学校段階の児童・生徒にふさわしいものかどうかを見直し、一層の精選を図る。

この際、創造力・思考力・判断力・表現力の育成を図ること、我が国の伝統や文化についての理解を深め日本人としての自覚の涵養を図ること、体力の増進と健康教育の充実を図ること、情報化、国際化の進展のなかで主体的に活動し得る能力を育成することなどを重視する。

また、とくに小学校段階においては、読・書・算の基礎の修得と社会性や情操などの涵養を重視する。

イ. 中等教育段階においては、とくに個性の伸長を重視する観点に立って、教育内容の多様化を図る。このため、必修教科と選択教科や普通教育と職業教

育の在り方を見直す。

また、生徒が自己の進路・職業などについて考え、さらに、将来に向かってその自己実現が図られるようにするために、進路指導の在り方を改善する。ウ、個々の児童・生徒に対し、行き届いた教育を行い、豊かな人間性を育成するため、指導方法を多様化するとともに評価の在り方を改善する。

エ. 学校教育活動を社会に開かれたものとするため、社会参加・ボランティア活動の導入、高等学校における技能連携など企業や専修学校等との連携、成人学習の機会の拡大を図る。

① 初等中等教育の教育内容の在り方を検討するに当たっては、現状の課題に対処するとともに、これから社会や文化の発展、変化の方向や家庭の機能、社会教育との関連から学校教育の果たすべき役割を考慮し、小・中・高等学校を通じ、児童・生徒の発達段階や教育の適時性を考えて、学校段階ごとの教育内容の重点化を図る。また、その教育内容の量や程度が各学校段階の児童・生徒にふさわしいものかどうかを見直し、一層の精選を図ることが必要である。

この際には、児童・生徒の学習意欲を育みながら、創造力・思考力・判断力の育成を図るため、自発的に問題を解決し探求する学習の方法を重視すること、情報量の増加、情報機器の普及など、言語生活や言語環境が急激に変化するなかで、とくに言語教育としての国語教育を充実し表現力の育成を図ること、郷土や我が国の自然や伝統や文化についての理解を深め、日本人としての自覚の涵養に努めることが重視されなければならない。また、都市化、高齢化などが進むなかで、生涯にわたり積極的に活動し得る体力の基礎を培うとともに、心身の健康の増進を図ることのできる知識と習慣の育成を図ることや情報化、国際化の進展のなかで、選択的に情報を活用・処理する能力の育成を図るとともに、世界の中の日本人として国際的にも信頼を得るような人間の育成に努める

ことが必要である。

さらに、とくに小学校段階においては、その後の学校生活、社会生活において必要とされる読・書・算の基礎を確実に修得させることや、基本的な生活習慣の形成・定着、ひろい心や自由・自律と公共の精神、社会性などの徳性と豊かな情操の涵養を図ることが必要である。

② 青年期は、自我が確立し、個性の分化が徐々に顕著になる時期である。この時期の教育は、生徒の個性の伸長を図り充実した学校生活が送れるよう、多様な教育内容と教育機会を提供すべきである。

こうしたことから、中学校教育については、基礎的・共通的な内容をより深く修得させながら、個々の生徒の個性に応じた教育の推進について配慮しなければならない。したがって、生徒の能力・適性の把握、進路に関する意識の確立に資する観点から、高等学校教育との関連にも留意して、選択教科の種類と時間数を拡大する。

また、高等学校教育については、さらに能力・適性に応じて、できるだけ多様な教育内容を選択履修できるようにする。このため、教科・科目の多様化による選択の拡大、普通教科の科目の新設等の推進、単位制の活用を図る。職業教育については、その深化を図るものと、職業教育と普通教育との統合を図ることがふさわしいものと、その特質に応じ充実を図り、学科構成についても、社会や時代の進展に応じて既存の学科にとらわれず柔軟に対応し得るようにする。また、普通科においても、情報関連科目その他生徒の興味・関心により、職業科目が履修できる措置を推進する。

③ 生徒が自らその進路・職業について考え、自己の将来の進路を選択する能力を培うことは、中等教育の重要な役割である。こうした時期にある生徒の能力・適性を組織的、継続的に把握し、生徒の主体的な進路選択の能力を伸長するため、学校においては、進路指導の意義や必要性を理解し、それを円滑に行う

ための観察・指導をはじめとする進路指導の体制を確立するとともに、家庭、接続する上級学校および企業等相互間の理解と連携を強化する必要がある。また、教育委員会におけるそれらの援助体制を整備する。

④ 個々の児童・生徒が充実感を味わえるような教育の在り方にするためには、教育の機会や教育内容の多様化を推進するとともに、指導方法の個別化と自主的、自発的な学習方法を重視すべきである。このような観点から、学級規模や教育・指導の方法や形態を工夫する必要がある。さらに、中学校においては、生徒の到達度合に応じた指導方法の多様化を検討するとともに、とくに高等学校においては継続的な問題解決学習などを推進する。

児童・生徒の能力・適性は、変化し発展するものである。ある時点での一面的な評価の結果がそのまま固定するものではない。したがって、その能力・適性を多角的に開発・評価するとともに、学習の結果だけでなくその探求の過程や成長の過程についても重視し、児童・生徒の多面的な能力・適性の伸長を図るようにしなければならない。この際には、単に知的な学力だけでなく、学校や地域における活動や態度などについての評価を工夫し、人間として好ましい活動等が積極的に奨励されるようにする必要がある。

⑤ 学校教育の長期化によって、学校生活は社会における実際的活動から遊離する傾向がある。このことにかんがみ、学校教育活動は努めて社会に開かれたものにしなければならない。このため、児童・生徒に対し、勤労体験やボランティア活動などの実践的活動を拡充、推進する必要がある。同時に、これらの活動は社会教育活動としても積極的に行われるべきであり、社会教育の施設、指導者の充実を図るとともに、学校教育関係者と社会教育や福祉施設の関係者が連携し、その円滑な実施を図る必要がある。

また、職業教育については、企業、専修学校などにおける現場実習を高等学校の単位として認定する措置や連携を広げるとともに、公的職業資格との関連

にも留意しながら、教育課程の弾力的運用を図る措置を講ずる必要がある。さらに、成人学習の機会の拡大に資するため、第一次答申で提案した単位制高等学校の活用を含め、高等学校のもつている機能や施設の開放を進める施策を推進する必要がある。

## (2) 教科等の内容・構成

教科等の内容・構成の在り方について、上記(1)の基本方向に沿って見直すとともに、その際、とくに児童・生徒の心身の発達段階や教育の継続性、教育内容の体系などを考慮する必要がある。

ア. 小学校低学年においては、教科の総合化を進める。

イ. 中等教育段階における「社会」科の教科構成の在り方、家庭科の内容と取扱いについて検討する。

ウ. 健康教育を充実するため、道徳・特別活動および保健体育など関連する教科の内容、在り方を検討する。

① 小学校の低学年の児童は、発達段階的には思考や感情が未分化の段階にある。こうしたことや、幼児教育から小学校教育への移行を円滑にする観点から、小学校低学年の教科の構成については、読・書・算の基礎の修得を重視するとともに、社会・理科などを中心として、教科の総合化を進め、児童の具体的な活動・体験を通じて総合的に指導することができるよう検討する必要がある。

② 中等教育における「社会」科教育については、小・中・高等学校の歴史教育は実際には通史の繰返しになり、その重点が明確でない。また、とくに歴史教育については、系統性や専門性を重視する観点から、教科としての「社会」科の枠を外すべきであるとの意見と、現行どおり地理、歴史、公民などを「社会」科の枠の中で指導することを適當とする意見がある。このため、高等学校につ

いては、「社会」科としてまとめておくべきかどうかを見直し、中学校についても、その在り方を検討する必要がある。

③ 「技術・家庭」、「家庭一般」については、技術や技能の習得の観点や、例えばよき家庭を築くための学習など家庭の教育力の活性化の観点から、その内容を見直すとともに、共通必修にわたる内容と生徒の興味・関心に応じ選択し得る内容とに区分して履修するなど、履修の方法等について検討する必要がある。

④ 健康教育については充実を図るべきである。都市化、情報化の進展は、従来の生活様式を大きく変化させ、児童・生徒の身体的活動を行う場所と時間を減少させている。また、現代の生活環境は児童・生徒の精神的負担を大きくしている側面がある。このような状況にかんがみ、児童・生徒の生活環境を健康的、人間的なものにするとともに、生命の尊厳、生きることの意義を基盤とし、単に生物学的、身体的観点からだけでなく、今後は、とくに心の健康を含め、長期化する人生の全生涯にわたり健康で充実した生活を送ることができるよう、体力の増進と健康教育を重視する必要がある。このため、道徳、特別活動における指導との関連を図り、保健体育など関連する教科については、健康科学を基盤として、新たに教科として再構成することが適切かどうかを含めその内容を検討し、それらが計画的、組織的に指導されるようにする必要がある。この際、とくに思春期に向けて性教育を含め正しい健康に関する知識が身に付くよう配慮する。

なお、学校における健康管理については、児童・生徒が日常の学校生活をすこやかに過ごすための基盤をなすことにかんがみ、養護教諭、学校医などの活用方策を含め、その在り方を改善する。さらに、学校における心身の健康管理が適切に行われるよう教育センター等におけるカウンセリング機能の充実も含め教育行政における援助体制の整備を図る必要がある。

### (3) 教育内容にかかわる制度の運用上の改善

社会の変化や発展、地域や学校の実態、児童・生徒の心身の発達段階や多様な個性に対応し、適切な教育課程が編成できるようにするとともに、各学校段階間の接続を円滑にするため、教育内容にかかわる制度をできる限り柔軟にする必要がある。

ア. 学習指導要領については、多様な創意工夫ができるようより大綱化を図るとともに、教科によっては、基礎・基本にわたる事項をより明確に示すことやより充実することにも配慮する。また、選択の拡大、例外の許容についても配慮する。

イ. 教育内容の在り方、取扱いなどと関連し、高等学校の修業年限については、3年以上とする方向で弾力化することを検討するとともに、単位制の利点の活用を図る。

ウ. 学校等間の接続・連携については、その円滑化を図るとともに、とくに高等学校職業科の卒業生については、大学入学者選抜において特段の配慮を加えるようにする。

① 教育課程の基準である学習指導要領の内容については、より大綱化を図るとともに、教科によっては、基礎・基本にわたる事項をより明確に示すことやより充実するということにも配慮する。また、教科によって基準の提示の仕方を工夫し各学校における教育課程の編成に多様な創意工夫が發揮できるよう検討する必要がある。

さらに、選択教科の拡大とともに、必修教科・科目においても学校が選択的にその内容を取り扱うことができるようになると、教科の指導について、例えば、合科等柔軟な取扱いができるようとするなど例外的な取扱いについて

も配慮する必要がある。

② 高等学校の修業年限は、生徒の履修の実態と専門教育を深めさせるなどの観点から、現行において4年以上となっている定時制・通信制の課程については、3年の修業年限とすることもできるように、また、全日制の課程については3年以上の修業年限もあり得るような方向で弾力性をもたせることを検討する必要がある。この際には、公的職業資格の取得との関連、高等学校の専攻科、短期大学・高等専門学校制度との関連にも留意する。また、高等学校については、単位制の長所を生かす方向で運用の改善を図る。

③ 幼稚園・保育所と小学校との接続については、就学前教育の普及状況、心身の発達の連続性、幼児期および児童期の発達の特性を踏まえて、幼稚園・保育所と小学校の教育内容、指導方法の連続性を強化する。

小学校と中学校との接続については、小学校から中学校への移行を円滑にするため、小学校高学年においては、教科担任の比重を高めるようにする。

中学校と高等学校との接続については、義務教育の最終段階としての中学校の教育内容の完結性を見直し、青年期の教育としての連続性を重視する観点から、高等学校教育との内容の一貫性を強化する。

高等学校教育と高等教育との接続については、高等学校職業科の卒業者に対し、同種の学部・学科に進学する道を拡大するため、一定数の枠を高等学校職業科からの進学希望者のために確保する措置の推進を図る。また、大学関係者と高等学校関係者などからなる協議の場を設けるなどにより、大学の一般教育の内容と高等学校の教育との関連、連続性を強める必要がある。

### 第3節 教員の資質向上

#### (1) 教員養成・免許制度の改善

教員養成については、教員に広く人材を求める観点から、現行の開放制を維持すべきであるが、現在の教職課程の在り方、社会人の活用等には解決すべき問題が少なからず見出されるので、その速やかな改善を図る必要がある。

ア. 教員養成における教科・教職科目の内容については、近年の児童・生徒の状況、小・中・高等学校等の教育内容の変化等に対応する観点から見直す。

イ. 教育実習については、初任者研修制度の実施との関係も考慮しつつ、実習の期間、内容等を含め、見直すとともに、小・中・高等学校等の各段階に応じて、観察・参加・授業実習等の配分等について検討する。

ウ. 教職課程をとらなかった学生や社会人で教員免許状の取得を希望する者のため、必要に応じて半年から1年程度の教職に関する特別の課程を設置することができるようとする。

エ. 教員免許制度については、高等学校教育における多様化への対応、職業等の教科における優れた人材の確保、外国語教育の充実などの観点から、その柔軟化を図る。

オ. 社会人の活用を図り、学校教育を活性化するため、都道府県教育委員会で認定できる特別の免許制度を創設する。また、非常勤講師については、免許状を有しなくても教科の一部領域に係る授業を担任し得るよう免許制度上の特例措置を講ずる。

① 教員の資質向上については、これから教員に必要とされる資質を吟味し、それらを大学における教員養成に期待すべき内容と、採用後における初任者研修あるいは教員の各ライフステージの現職研修において修得すべき内容とに整理する。この場合、大学の養成においては、幅広い人間性、教科・教職に必要とされる基礎的・理論的内容と採用後必要とされる実践的指導力の基礎の修得に重点を置き、採用後の研修においては、それらの上に立ってさらに実践的指

導力を向上させることに重点を置くこととする。

教員養成段階での教科・教職科目の内容については、近年の児童・生徒の状況や教育内容の変化に対応するよう、精選も含めその見直しが必要である。その際、児童・生徒の行動、心と体の健康についての理解や、生徒指導、カウンセリングに関する知識と実践力の向上、あるいは国際化や情報化などの新しい分野への配慮が必要である。また、教科・教職科目の一部を一般教育科目、基礎教育科目等で代替できるようにするなど、各大学が教育内容について独自に工夫、改善し得る余地を増大することが望ましい。

教員養成担当の教員自身が現場での実践経験に乏しいことも、教育内容を充実する上で一つの問題である。大学と小・中・高等学校等との連携、協力をより緊密なものとするため、大学と教育委員会との連絡、協議の場を設けるとともに共同研究を推進する。また、教員養成担当の教員にはなるべく小・中・高等学校等での現場経験を有する者を活用するとともに、教員免許状を有しない大学教員については、非常勤講師に対する免許制度上の特例措置を活用することにより、小・中・高等学校等において授業を担当し得るようにする。

② 教育実習にはそれ自体極めて重要な意義がある。今後は、初任者研修制度の実施との関係も考慮しつつ、時間数、内容等を含め、その在り方を見直す。その際、小・中・高等学校等の各段階に応じて、観察・参加・授業実習等の配分等を検討するとともに、教育実習の前後における指導を一層充実し、実習の一部を学校以外の青少年教育施設、児童福祉施設等での教育的経験や社会奉仕活動の体験で代えることなどについても検討する必要がある。また、大学と実習校との連携を強化し、大学の指導教員の実習校への派遣についても積極的に推進を図る。

③ 教職課程をとらなかった学生や社会人で教員免許状の取得を希望する者のため、必要に応じて半年から1年程度の教職に関する特別の課程を設置すること

は、教員に広く人材を求める、また大学における教員養成を多様化し、充実する観点からも重要と考えられるので、これを設置することができるようする必要がある。さらに、一般大学において、教職課程を充実・強化する趣旨から、教職課程センター等の組織を設けることも検討に値する。

④ 現在、中・高等学校の免許教科は法定されていることから、新しい教科の設定をみた場合、しばしば柔軟な対応に欠けるので、こうした場合に適切に対応できるよう、免許教科の法定の在り方を含め見直しを行う。また、高等学校教員の免許については、例えば、免許教科と教科に関する専門科目の関係を現在のように細分化せず、いくつかの分野にまとめるなど教育内容等の変化に柔軟に対応し得るよう検討する必要がある。さらに、農業、工業、商業等の免許状の取得については、指導力を備えた人材を確保する観点から、教職科目の単位数の全部又は半数を教科科目の単位で代替して修得できるとしている特例措置を継続し、さらに代替して修得し得る範囲の拡大を検討する。

外国語を担当する教員については、外国において授与された免許状をもつ者や外国の大学で修学した者に対する現行の特例措置を一層弾力的に運用することについて検討する必要がある。

なお、現在、教員養成大学・学部においては、原則として小学校と中学校の免許状を取得するため、履修単位数が増し、学習がいたずらに過密化する傾向がある。小学校高学年における教科担任の比重を高める観点からも、中学校教員免許状を取得する者が小学校教員免許状をも取得しようとする場合、教職科目の一部の単位の代替、さらには免許基準の共通化等を検討し、その負担の軽減を図る必要がある。また、教員養成課程の認定を受けていない大学の学生が、教員養成課程の認定を受けた大学で教職課程を修め得る新たな措置について検討する。

⑤ 広く社会一般から教育に熱意をもつ優れた人材を学校教育に導入し、学校教

育の活性化を積極的に図る必要がある。このため、新たに特別の免許状制度を創設し、また、非常勤講師制度の活用を推進する必要がある。

特別の免許状は、都道府県教育委員会の判断で教員資格を認定し授与するものとし、現行の教育職員免許法で定める小学校の免許状および中・高等学校の各教科のほか、例えば、小学校の音楽、図画工作、体育等の個々の教科、高等学校の情報処理等の新しい教科などについても授与することができるようにして、学校や地域の実情に弾力的に対応できるようにする。この特別の免許状は、都道府県教育委員会が社会的経験や各種の資格などを有する者について行う教員資格認定試験（採用選考試験を兼ねることもできる）の合格者に授与するようとする必要がある。

また、非常勤講師として教科の一部領域に係る授業を担当する場合には、免許状を有しなくても、授業を担任し得るよう免許制度上の特例措置を講ずる。

⑥ なお、教員養成系大学・学部の入学者選抜においては、ペーパーテストに偏せず、多様な選抜方法を導入することにより、教員としての適格者を積極的に入学させる方策の推進に努める。

## (2) 採用の改善

教員としてふさわしい資質を備えた人材を確保することは、重要な課題であり、教職への第一歩をなす採用の在り方を改善する必要がある。

ア. 教員としての能力・適性等を多面的にみるため、選考方法の多様化を図る。  
イ. 教員採用スケジュールについては、一般的のルールに従い、その早期化を図る。

① 選考方法については、面接、論文、実技・体力テスト、適性検査等とともに、評価の客観性に留意しながら、学生時代のクラブ活動、奉仕活動等を重視する

ことなどにより、その多様化を図る。また、そのため、試験問題作成の継続的取組みや面接担当者の充実など選考体制を整備・充実する。とくに、面接については、回数を増やし、時間をかけ、丁寧に行うようにし、教育実習については、選考に際し教育実習校における評価が適切に反映されるようにする。

また、教員としての適格性の判断に資するため、適性検査の改善について学識経験者の協力を得て研究を行うとともに、試験問題の改善を図るため都道府県教育委員会と大学等による共同の調査研究を推進する必要がある。

② 教員採用の内定時期については、他の職種の公務員や民間に比べ遅れがちであるので、一般的のルールに従って可能な限り、教員志望者の登録、選考実施時期、採用内定時期などを含め、教員採用スケジュールの早期化を図るよう努めるべきである。

### (3) 初任者研修制度の創設

教職生活へのスタートに際して現職研修を行い、新任教員が円滑に教育活動へ入っていけるよう援助することは重要である。このため、国・公立の小・中・高等学校および特殊教育諸学校の新任教員に対して、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させるため、次のような考え方方に立って初任者研修制度を導入することとし、早急に具体策を検討する。

ア. 新任教員に対し、採用後1年間、指導教員の指導のもとにおける教育活動の実務およびその他の研修を義務づける。

初任者研修制度の実施に当たっては、校長のリーダーシップのもとに、指導教員を含め学校全体としての協同的な指導体制を確立することが肝要である。

イ. 新任教員を配置した学校に対しては、特別の指導教員を配置するほか、各

都道府県においては、研修担当指導主事の配置を含め、研修体制の整備を図る。

ウ. この制度の導入に伴い、教員の条件附採用期間を6か月から1年に延長する。

① 国・公立の小・中・高等学校および特殊教育諸学校の新任教員に対して充実した実地指導を行うことによって、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させるため、初任者研修制度を導入することとし、早急に具体策を検討する。

この初任者研修制度においては、新任教員に、採用後1年間は、指導教員の指導のもとにおける教育活動の実務およびその他の研修を受けることを義務づける。新任教員は指導教員その他から指導助言を受けながら授業を担当とともに、教育センターなどにおいて計画的、組織的な研修を受ける。この際、新任教員は学校における実際の教育課程や授業の展開、児童・生徒指導、学校運営などの実務や社会教育活動に従事、参加しながら、その実践的指導力や教員としての技量の向上を図るようにする。さらに、企業など学校以外の社会を体験することや、その他、国内外の事象に触れる機会をもつなどしてその知見を広めることについても配慮する。なお、研修内容や実施の方法については、柔軟に行えるようにするとともに、新任教員の意欲を大切にするよう配慮する必要がある。

また、新任教員に対する研修の実施に当たっては、校長のリーダーシップのもとに、指導教員を含め学校全体としての協同的な指導体制を確立することが肝要である。

② 初任者研修制度を円滑に実施するため、新任教員を配置した学校には特別の指導教員を配置し、また、各都道府県教育委員会においては、研修担当指導主

事の配置を含め研修体制の整備を図る。この場合においては、国は、各都道府県がその実情等に応じて弾力的に対処できるよう措置する必要がある。

③ この初任者研修制度の導入に伴い、条件附採用期間は、現行の6か月から1年間に延長するが、これは研修期間中の教育活動の実務を通じて職務遂行能力の実証を得るためである。

今回の一連の提案は、新任教員が円滑に教育活動に入りきれるよう援助しようとするものであるので、いたずらに教員希望者や新任教員に対して不安感を与えることのないように配慮しなければならない。

④ 私立の小・中・高等学校および特殊教育諸学校の新任教員の初任者研修については、この初任者研修制度の趣旨を尊重し適切な措置を講ずるように努めることが望ましい。

#### (4) 現職研修の体系化

学校や教員に対する社会の期待は極めて大きいので、教員に対しては、専門職として、職責の重大性を自覚し不断に研鑽に努めることを求める。

ア. 教員の現職研修は、各学校の日常の教育実践と結びついて行われる校内研修を基盤として、組織的、計画的に行うようにするために、国、都道府県、市町村の役割分担の明確化と、研修を有機的に組み合わせた研修体系の整備を図る。

イ. 自己のそれまでの教育実践などを省察するとともに、新たな知見を得、自己の活性化と指導力等の一層の向上を図るために、教職生活の一定年限ごとの研修制度の整備を図る。

ウ. 自己啓発的研修を奨励するため、研修助成等の方策や顕彰制度の充実に努める。

① 教員の研修は、教職の専門性にかんがみ、教員自らが不断の研究と修養に努めることが基本であり、各学校における教員相互の授業の参観やそれについての討議などを通じ研鑽することを基盤として各種の研修が実施されることが重要である。

研修の実施に当たっては、重複がみられる現状があるので、国、都道府県、市町村を通じ、計画的、効果的な研修が実施されるよう、その役割分担を明確にするとともに、それらの研修を有機的に組み合わせた研修体系を整備する。

② 教職生活の一定年限ごとに長期の研修を受けさせることなども含め、教員生活の全体にわたり適切な研修の機会が得られるよう、制度の整備を図る必要がある。このほか、教員の資質向上の一環として、今後とも大学院での現職研修の充実に努める必要があり、大学院の修士課程を現職研修や教員養成の過程の中に適切に位置付け、とくに新教育大学大学院等については、将来の地域の指導的な立場に立つ教員の育成のための長期派遣研修に活用する。なお、これら新教育大学大学院等にあっては教員としての実践的指導力の向上を図る観点から、教育内容の改善について一層の努力が期待される。

③ 教員の自己啓発的研修を奨励するため、教育研究団体等に対する研修助成等の方策や教員に対する顕彰の制度の充実に努めるとともに、優れた教育経験や教育実績を有する教員が十分な待遇を受けられるよう改善を図る。さらに、一定期間優秀な成績で勤務した教員に対して、職務を離れてさらに自ら資質の向上を図る研鑽の機会として、例えば研修休暇や研修休職を付与する措置を推進するなど、その意欲、自己啓発の奨励方策についても積極的に検討する必要がある。

なお、長期研修または研修休暇・研修休職の場合には、所要の代替教員を配置する措置を講ずるようにする。

#### 第4節 教育条件の改善

児童・生徒を取り巻く環境について、豊かな心を育てるよう配慮するとともに、多様な個性に応じ適切な教育が受けられるようにするため、教育条件については、教育環境の人間化の観点に立ってその改善を図る必要がある。

ア. 児童・生徒が個性に応じた適切な教育が受けられるようにするため、過大規模校を解消し学校規模の適正化を図る。

イ. 学級編制および教職員定数については、当面、小・中学校における40人学級の実施を含む現行の教職員定数改善計画を円滑に実施する。また、現行改善計画の完成後は、小・中学校の教員配置について、欧米主要国における教員と児童・生徒数の比率等を参考としつつ、児童・生徒数の推移等を勘案しながら、さらに改善し、学級編制基準については弾力化する。

ウ. 施設・設備については、屋外環境も含めて、豊かな人間性の育成、教育方法の多様化等への対応の観点から、その改善を図る。

エ. 高等学校については、多様な教育課程が編成、実施できるよう、学級編制および教職員定数の改善を図る。

① 小・中学校の学校規模については、校長のリーダーシップのもとに教職員が一致協力する体制を作るとともに、児童・生徒に対し行き届いた教育・指導を行うため、その適正化を図る必要がある。とくに、過大規模校は、近年減少しているが、これらの学校においては教育活動を行う上で大きな制約のあること、校長・教員相互間、児童・生徒と教員間の意思の疎通や交流が円滑に行われにくいことなど、教育上、学校運営上支障を生じやすいので、早急に過大規模校の解消を図らなければならない。

学級編制および教職員定数については、児童・生徒の能力・適性に応じた教育・指導を可能にし、児童・生徒と教員の間に心の触れ合いや人間的なつなが

りを育てるため、学級編制および教職員配置について、一層の改善を進める必要がある。このため、当面、1学級の児童・生徒数の上限を40人とすること（40人学級）の実施を含む現行の教職員定数改善計画の円滑な実施に努める。

また、現行改善計画の完成後は、小・中学校の教員配置について、欧米主要国における教員と児童・生徒数の比率等を参考としつつ、児童・生徒数の推移等を勘案しながら、さらに改善を図る必要がある。この場合において、児童・生徒の個性を尊重し、地域や児童・生徒の実態等に応じたきめ細かな教育・指導ができるようにするため、学級編制の基準を弾力化し、市町村教育委員会が、自らの判断において、学級規模を工夫したり、あるいは教育・指導の方法や形態（チームティーチング、習熟度別指導、補充指導等）を工夫することができるようとする。

施設・設備については、人間性豊かな児童・生徒を育てる教育環境づくりの観点から、屋外環境も含めてその整備を進めるとともに、児童・生徒の個性の尊重や教育内容の取扱いの弾力化、情報化等の進展による教育方法の多様化に対応し得るように、その充実を図る。

② 高等学校の教育条件については、当面、現行の教職員定数改善計画の円滑な実施に努め、また、昭和64年までの生徒数の急増に対処する措置を講ずる。さらに、その後は、多様な教育課程の展開に対応できるよう、学級編制および教職員定数の改善を図る必要がある。また、施設・設備については、人間性豊かな生徒を育てる教育環境づくりの観点から、その整備を積極的に推進する。

#### 第5節 「いじめ」問題への当面の対応

昨今の「いじめ」問題は、極めて憂慮すべき事態である。関係者は、これを自らの問題として受けとめ、その解決のため全力を挙げて取り組むことが何よ

りも重要である。この問題は、教育条件の改善、教育環境の人間化を進める一方、基本的には、家庭、学校、社会における総合的な改革を進めることによってその解決を図らなければならない。しかし、同時に、当面緊急の対応措置を講ずる必要がある。

ア. 学校における生徒指導、とりわけカウンセリングの体制を充実・強化する。

また、保健室の機能を高め、養護教諭と学級担任教員などとの間の円滑な情報交換など連携強化を図る。

イ. 生徒指導上困難な課題を有する学校に対し、教員配置等を可能な限り重点的、優先的に行うようにする。また、過大規模校の解消など学校規模の適正化、屋外環境を含む施設の整備についても、これらの学校を優先する。

ウ. 市町村教育委員会においては、児童・生徒、その保護者など住民に対する教育相談の機能を整備する。また、教育委員会においては、とくに問題を抱える学校に対し、機動的に指導・助言に当たることができるようその組織体制の整備を図る。

エ. ふだんの努力にもかかわらず、学校だけで事態の解決が困難な場合には、いたずらに閉鎖的になることなく、教育、児童福祉、警察等の地域の関係機関と連携し、その解決に当たる。また、学校における教育活動、管理運営についての責任の所在を明確にし、生徒等に対する出席停止の措置や教員の人事を厳正に行うことも含め、適切な教育・指導、学校運営に努める。

オ. 各省庁をはじめ関係諸機関は、いじめの克服のために、さらに一層必要な施策を推進するとともに、情報交換、協力など連携を強化する。また、文部省等関係諸機関においては、いじめの実態、その原因や背景の究明に努め、その調査結果および対策等について積極的な情報提供に努める。

① いじめをもたらしている諸要因は、複雑な連鎖をもちながら現代社会の文明

的な根の深い問題を背景として、家庭、学校、社会など児童・生徒の人格形成に影響を与える生活環境全体に存在しているものと考えられる。したがって、その克服のためには、これらすべての関係者の密接な協力、連携が不可欠である。

いじめ問題は、基本的には個性重視の原則に立って、児童・生徒が学校生活において充実感を味わえるような教育の在り方にするなど、今までの教育を見直し、さらに、家庭教育の充実、学歴社会の弊害の是正、入学者選抜制度の改革、偏差値偏重の是正、教育内容の改善、教員の資質向上、教育条件の改善、教育環境の人間化、德育の充実など各般にわたる必要な改革を通して解決を図る必要がある。しかし、今日の事態は深刻であり、この問題への対応措置を緊急に講ずる必要がある。

② 昨今のいじめの事例をみると、幼児期からの自己抑制力の不足、温かい人間関係の欠如、子どもの前での不用意な教師批判、教員と子ども間の節度をこえた言葉使い、仲間外れを恐れるあまりの追従や忍従などの子どもの特性、表面的行動にとらわれその実態を見誤った教員の対応、面白いことを価値ありとする風潮など、多岐にわたって問題状況を指摘できる。こうした問題状況を把握し、いじめを早期に発見し、克服するためには、すべての教員が児童・生徒の行動や心と体の健康について基礎的な知識を持ち、学校全体が一致してそれに取り組むことが必要である。このため、児童・生徒の行動、カウンセリングなどに関する研修の充実を図る必要がある。同時にカウンセリングを含め生徒指導等を専門的に担当する教員を配置するなどによって、児童・生徒の心身の健康に十分配慮できるよう学校の組織の整備に努める必要がある。

また、児童・生徒の問題行動などは比較的早く保健室において把握されている事例が多いので、学級担任教員や生徒指導担当教員などの間だけでなく、養護教諭や学校医、家庭なども含め児童・生徒の心身の健康に関する情報交換、

連携が円滑に行われるようとする。

- ③ 教職員定数の改善については、生徒指導上困難な課題を有する学校を重点的、優先的に措置するなど弾力的に対応すべきである。また、過大規模校の解消をはじめ、学校規模の適正化を推進する場合においても、例えば新興住宅地など人口増加が激しいことなどにより生徒指導上困難な課題を有する学校を優先する必要がある。さらに、豊かな心を育てるため、屋外環境の整備を含め学校環境の人間化を図る必要があるが、この場合においても、生徒指導上困難な課題を有する学校を優先する必要がある。
- ④ 市町村教育委員会においては、教育相談の窓口を開くなど、地域社会の児童・生徒、父母や各学校の教員に対する適切な相談、協力、支援の体制を整備するとともに、その利用について広く周知を図る必要がある。また、学校と地域における関係機関の連絡、学校間の協力を進めるため、その指導・支援の強化を図らなければならない。さらに、とくに問題を抱える学校に対しては、機動的に指導主事等を派遣し、一定期間、継続的に問題の解決に当たらせができるよう、その組織体制の整備を図るほか、広く専門家の協力を得て、学校に対する指導・支援を強化するなど積極的にこの問題の解決に取り組む必要がある。
- ⑤ 学校はふだんから家庭や地域の関係機関との連携を密にすることが大切である。また、そうした努力にもかかわらず、学校だけで事態の解決が困難な場合には、学校は、いたずらに閉鎖的にならず、個々の事態に即して教育、児童福祉、警察等の関係諸機関と協力してその解決に当たる必要がある。また、学校と教育委員会は、学校における教育活動、管理運営についての責任の所在を明確にして適切な学校運営を行う必要がある。この場合、生徒等の出席停止の措置や学校における教員の構成、人事を厳正に行うことも含め、適切な学校運営の確立に努めなければならない。

⑥ 各省庁をはじめ関係諸機関は、いじめの克服のため、相互の連携を強化し、総合的対策を推進する必要がある。また、いじめの実態の把握とその原因や背景の究明は、極めて困難であるが、事態の解決のため、文部省等関係諸機関は相互に協力し、関係専門分野の協力を得ながらその究明に当たり、その研究成果と対策については、積極的な情報提供に努める必要がある。

⑦ いじめ問題は、根本において、現代社会にみられる心の荒廃が子どもの成長過程において生じていることと深くかかわっている。豊かな物質的生活の中での利己主義の行き過ぎ、あるいはテレビ、ラジオ、出版物などマスコミュニケーションの発達は、反面、露骨で刺激的な情報を多量に生みだすなど、今日、青少年は悪化する社会環境のもとに置かれている。このようなことにかんがみ、とくに青少年の健全育成の観点に立ったテレビなどマスコミュニケーションの自粛・自重を含め、事態の解決のための社会全体の取組みや協力が必要である。

## 第4章 高等教育の改革と学術研究の振興

21世紀に向けて、高等教育機関における教育・研究は、国民や社会の様々な要請に応じ、人材の育成および学術研究の創造と発展に資するとともに、生涯学習の場として重要な役割を果たすことが期待される。とくに、我が国の国際化の進展に伴い、これら高等教育や学術研究を通じ、国際的にも貢献していくことが今後強く求められると考える。

現在我が国において高等教育段階の機関に数えられるものには、大学院、4年制大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程、高等学校卒業以上を資格とする各種学校や政府各省庁の教育訓練機関などがあり、それらの教育の分野は多岐にわたる。学生数は、およそ300万人に達する。この実態に反映されている国民の旺盛な学習や研究意欲は、我が国社会の発展の原動力をなすものであり、高等教育と学術研究の全般にわたって不斷にその改善と充実に努め、国としてこれらを重視していくことは極めて重要である。このため各種の高等教育機関は、今後、それぞれの目的と役割に応じて、その個性化、多様化を推進し、相互の連携と協力を深めるよう努めなければならない。さらに、生涯学習体系への移行の観点から、各高等教育機関が国民各層の要請に応じ、広く中等後教育を担うものとして適時適切に学習の場を提供できるシステムを確立することが望まれる。

大学、ことに4年制大学は、高等教育と学術研究の中核を占めており、したがって大学に期待されるところは極めて大きい。しかしながら、戦後の新制大学40年の歴史に照らして考えると、いわゆる大衆化を遂げた日本の大学の現状には多くの問題点があり、大学に対する批判には厳しいものがある。大学はおしなべて閉鎖的であり、機能が硬直化し、社会的要請に必ずしも十分にこたえていないばかりでなく、いたずらに量的に拡大し、教育・研究の内容や質に欠ける傾向があることを憂える声は小さくない。今後、大学入学者選抜方法の改善を推進し、

教育・研究の水準を高め、国際的、社会的に開放し、個々の大学についての評価を明らかにして、整備・充実のために必要かつ適切な施策を講じなければならない。

大学における学術研究は、科学そのものの創造にその根本がある。従来、我が国においては社会の近代化の過程において、ややもすれば科学の応用とその技術化に関心が傾き、世界史的な視野での純粹の科学や基礎的な学術の確立と進歩への寄与に乏しかったことは否定できない。今後、我が国が将来に向けて発展するための基盤を培い、国際社会での責務を果たすためにも、大学における学術研究の一層の充実が必要である。

高等教育の改革は、基本的には、個々の高等教育機関が自らの問題として自発的に取り組むべき課題であり、改革に当たって、それぞれの高等教育機関とくに大学について、その自主性が尊重されるべきことはいうまでもない。諸制度の改革は、大学等の積極的な自主努力に裏付けられて初めて実効あるものとなる。大学等が自らに課された使命と責任を切実に認識し、社会の期待と信頼にそむかれないことを強く要請する。

以上の点を踏まえ、高等教育の改革と学術研究の積極的振興に向けて、以下の諸提案を行うが、とりわけ、大学設置基準等の改善、大学院の飛躍的充実と改革、ユニバーシティ・カウンシルの創設が緊要の課題と考える。

### 第1節 高等教育の個性化・高度化

#### (1) 大学教育の充実と個性化

大学教育を充実し、個々の大学がそれぞれ特色ある教育を実現する必要がある。

ア. 学部教育については、一般教育と専門教育の内容や在り方を検討するとと

もに、教育研究組織の構成についてこれまでの枠組みにとらわれない個性的な設計を可能にし、教育方法の多様化を促進するなどの改革を進める。

イ. 現行の単位の在り方を再検討し、単位制の長所を生かし得るよう学期や学年の取扱いを弾力化し、編入学、転学・転学部の可能性を拡大する。

ウ. 大学入学資格については、自由化・弾力化の方向に沿って検討を進める。

エ. 以上の諸改革を実現するため、大学設置基準、短期大学設置基準等を根本的に見直し、その大綱化、簡素化を図るとともに、関係法令の見直しを行う。

① 一般教育は、理解力、分析力、思考力、構想力、表現力等を培い、知的活動の基盤をなす自覚的な探求心を鍛え、学問や文化を創造する基礎的資質を養うなどの見地から、大学教育において重要な要素である。しかしこれまでの我が国の大学の一般教育は、理念においても、内容においても十分であるとはいえない、しばしば一般教育無用論すら聞かれる。一般教育の在り方についてより踏み込んだ研究が必要である。

一般教育は、基本的に、各大学のそれぞれの教育理念に基づき、自由かつ柔軟に進められるべきである。その際、一般教育と専門教育を相対立するものとしてとらえる通念を打破し、両者を密接に結び付け、学部教育としての整合性を図るとともに、高等学校教育との関連や接続に十分配慮しなければならない。また、人文・社会・自然の3分野の均等な履修に機械的に固執することなく、学際的学習等も加えた積極的なカリキュラムを構成することが重要である。個々の教員が与える教育的影響も大きい。さらに、一般教育を担当する教員組織の区分や構成についても、教養部等の見直しを含め、適切な措置を講ずる必要がある。

大学における外国語教育は、実用能力の涵養、外国語学習を通じての異文化

の理解や古典講読による教養の深化にその意義がある。英語については、とくにその実践的側面を充実し、強化しなければならない。そのため、教育方法、教育内容の根本的な見直しはもとより、一定期間集中的な学習を課し、あるいはサマー・スクールを活用するなど積極的な改善を図る必要がある。第二外国語については、諸種の言語の学習の機会を拡大するとともに、その到達度を高めるよう教育方法や教育体制を改善しなければならない。

現代の青年の基礎体力の充実や心身の積極的な鍛錬の重要性は今日ますます高まっており、大学における体育については、視野を授業としての体育のみに限定せず、課外のスポーツ活動、さらには社会体育との緊密な連携のもとに設計すべきである。保健の教育内容も単に健康の維持増進にとどまらず、技術的文明社会の中での人間の心身の在り方について認識を深め、人間性を豊かに発展させるための基礎を与えることを目指さなければならない。

② 専門教育については、高等教育が大衆化し、また実生活の諸状況が著しく変化するなかで、社会が大学教育に何を期待するかを省みるとともに、諸学の進歩をいかに教育に反映させていくかを不斷に検証し、大学における専門教育の基本的在り方についての共通基盤を追求する必要がある。各々の専門領域にはそれぞれの課題があり、その教育内容を明確にするよう努める一方、新しい境界領域や学際分野が絶えず形成され、発展しつつある状況のなかで、偏狭な専門意識、人為的な専門間の隔壁を排除しなければならない。専門教育の質の改善は、大学改革の重要な焦点である。

③ 教育内容の改善に連して、教育研究組織についても、旧来の学部、学科、課程、講座等の枠組みにとらわれない、個性的な設計を可能にする弾力的な措置を考慮すべきである。また教育方法についても、対話・討論方式の導入、実験・実習等の多様化を図るとともに、ニュー・メディアの活用を促すための条件を整備するなど、各大学の特色を生かした教育方法の開発が必要である。さ

らに、チューター制、ティーチング・アシスタント制の導入を容易にし、学生の学習意欲を高める方策に意を用いる一方、学業評価を徹底するよう望みたい。

④ 現行の大学設置基準に定められている単位の定義、計算方法、諸種の授業形態への配分の在り方は、実情にそぐわないところがあり、根本的に再検討しなければならない。また、単位制の長所を十分生かし得るよう、学期や学年の扱いをより弾力化するとともに、単位互換を促進し、大学間や専攻間での学生の交流を拡大する方向で検討する。

⑤ 秋季（9月）入学の問題については本審議会においてなお検討中であるが、教育効果、国際化への対応など種々の観点から、高等教育については原則として2学期制を採用し、学期ごとに授業を集中し完結させることにより学習効果を上げるとともに、秋学期の開始時期に学生を入学させる道を拡大することに努める。また編入学、転学・転学部の可能性を拡大するため、各学年次ごとの編入学定員枠を設け、とくに3年次における編入学定員を確保し、社会人、短期大学卒業生、高等専門学校卒業生等の編入学を積極的に推進する。

⑥ 大学入学資格については、すでに第一次答申でその自由化・弾力化を提言している。その基本方向に沿って、入学資格に関し、現在定められている高等学校卒業等の要件について、高等学校以下の正常な教育を阻害しない範囲内において、検討を進める。

⑦ 正規の学生のほか、パートタイム・スチューデントに十分な配慮を払うことも、大学の社会への開放にとって重要なことである。関連して、夜間コースや昼夜開講制を拡充し、その条件整備を進める。

⑧ 以上のように大学教育の内容を改革し、諸制度の柔軟化、開放化を図るために、大学設置基準等の見直しと、その運用の改善が不可欠である。大学設置基準は大学の設置認可に当たっての基本要件であることを明確にし、全体としてその大綱化、簡素化を図る。あわせて、関係法令の見直しを行う。

大学設置審議会大学設置分科会については、委員の構成や専門委員会の在り方を見直し、また私立大学審議会と重複する事項について両者の機能に配慮しつつ、一本化することを検討する。

## （2）高等教育機関の多様化と連携

高等教育機関の多様な発展を促し、その相互の連携・交流を推進する。このため、4年制大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程等が、それぞれの個性を確立し、多彩な機能を発揮し得るよう、それらを助長する施策を講ずる。

ア、短期大学については、学科や教育課程の多様化、教育内容の弾力化を図る。

イ、高等専門学校については、工業、商船以外の分野への拡大や名称変更を検討する。

ウ、芸術系大学等の育成や充実は重要な課題であり、それぞれの特色を一層発揮させる施策を講ずる。

エ、生涯学習体系への移行の観点からも、単位累積加算制度の導入を検討し、専修学校、教育訓練機関等一部の学校について、大学との単位互換、単位累積加算制度への参加の道を開くとともに、学位授与機関の創設について検討する。

① 短期大学には、高等教育機関として4年制大学に連続する面と、職業能力の育成の面がある。今後それが質的に高められることが望ましく、それぞれの短期大学が学科や教育課程を多様化し、教育内容を自由に裁量し得る余地を増大する方向で弾力化する。また、短期大学は地域社会と密接な関係にあることから、今後は、短期大学によってはコミュニティー・カレッジ化も視野に

置くべきである。

- ② 高等専門学校については、これまでの単科としての機能を生かしつつ、その分野を外国語、情報・経営、芸術（デザイン）等現行以外の分野にも拡大し、あわせてその名称を専科大学（仮称）に変更することを検討する。その際、短期大学との整合性に十分留意するとともに前期3年の課程（高等学校段階相当）の在り方や位置付けについて工夫する必要がある。
- ③ 芸術系大学については、その育成や充実は我が国にとって重要な課題であり、その振興に一層の意を注ぐとともに、その在り方については、一般大学の諸基準を画一的に適用することなく、入学者選抜方法、教員組織、教育の形態等において個別に配慮を加える施策を講ずる。
- 放送大学については、学習機会の拡充等の観点から、その特性を生かした新しい学習形態の開発などを行い国民の期待にこたえる努力が大切である。さらに、実績等を絶えず評価しつつ、対象地域の拡大、メディアの多角化による聴講機会の拡充などその充実を図るため、いわゆる第3セクター方式の活用を含め、その将来構想について多角的に検討する。高等教育レベルでの通信教育については、新しい情報手段の発達に伴い、考え方を一新してその活用を新たな視野で検討する。
- ④ 単位累積加算制度とは、一つまたは複数の高等教育機関で随時必要な科目を履修し、修得した単位を累積して加算し、一定の要件を満たした場合、大学卒業の資格が認定される制度である。加算認定、卒業資格の認定は各大学が行う。また、大学と大学以外の高等教育機関の間での単位互換制度を検討するとともに、その単位の累積による卒業資格を認定したり、大学院を置かない大学や大学以外の高等教育機関における学習や研究を評価して、それらの修了者に学士号を含む学位を授与する道を開くため、学位授与機関の創設について検討する。

### (3) 大学院の飛躍的充実と改革

社会の進展に伴って、今後、高度かつ創造的な教育・研究の場としての大学院は重要性を加え、それへの需要は増大すると考える。また学術研究の基盤を培い、我が国が国際的に積極的な貢献を果たすためにも、大学院の飛躍的充実と改革は緊要の課題である。

- ア. 修士課程については、専門教育をさらに充実し、補強する場ならびに高度専門職の養成と研修の場として整備・拡充を図る。また、社会に開かれた弾力的な措置を積極的に講ずる。さらに、専門分野によっては修業年限の標準を1年とすることについても検討する。
- イ. 博士課程については、若手研究者としての位置付けなど研究者の育成に力点を置いて整備・拡充を図るとともに、社会人受入れのための弾力化の措置を講ずる。また、専門分野の特性を考慮しつつ、その修業年限の標準を3年とすることについても検討する。
- ウ. 優れた学生について、学部3年次修了時の大学院への進学を認める措置を考慮する。
- エ. 大学院の形態については、従来の在り方に加え、独立研究科等その多様化を促進し、また、固有の教員組織、施設・設備を強化する。
- オ. 博士の学位の取得が困難な状況を改善するとともに、今後、学位制度の在り方についても検討する。

- ① 我が国の大學生数の学部学生数に対する割合は、先進諸国とのそれと比べて際立って低い。また、近年の学術研究の飛躍的な発展のなかで、未知の分野を開拓していく創造性あふれる優れた研究者の育成が急務であり、企業等においても先端的科学技術分野をはじめ、高度の専門職業人に対する需要が増大している。さらに海外から留学生を受け入れ、優れた人材育成を行うことは、我

が国の重要な責務となりつつある。このように大学院に対する国内外からの期待は著しく高まっており、今後大学院の質と量の両面にわたる整備が緊要である。

② 修士課程は、(ア) 研究者養成の一段階として、(イ) 専門教育をさらに充実し、補強する場として、(ウ) 高度の専門職の養成と研修の場としての役割を担っているが、今後の修士課程の在り方としては、(イ) と(ウ) の方向で整備と拡充を図る。その際、パートタイム・スチューデントの受け入れ、昼夜開講制の拡充、夜間大学院の開講など、弾力的な措置を積極的に推進し、社会に広く開放することが必要である。専門分野により修業年限の標準を1年とすることについても検討する。

③ 博士課程は、専門分野により事情を異にし、その在り方は画一的であってはならない。しかし、一般に、教育内容をより緊密に構成し、学位授与候補（ドクター・キャンディデイト）制を導入するなどにより、研究コースを充実する必要がある。それに伴い、とくにその後期課程の学生については、若手研究者として位置付け、それに応ずる研究条件を整備する。あわせて、リサーチ・アソシエイト、ティーチング・アシスタントなど研修的雇用の場を与え、大学院生活の活性化を図ることが重要である。

また、博士課程についても、社会に開放するため、社会人受け入れの諸条件を弾力化し、入学資格等についても形式的制限を緩和するなどの措置を講ずる。一方、大学院学生が、内外の他大学、研究所等に出向し、あるいは実地調査等に取り組み得るよう、大学院、研究機関、病院等との連携をより密にする方策についても検討する。

大学院博士課程の修了年齢は、通常27歳である。研究者として活動する年齢の点から考えると、博士課程の修業年限の標準を3年とし、実質的にその短縮を図るとともに、ポスト・ドクタル・フェロー制度を拡大して、最も研究

能力の旺盛な若手研究者の自立を促し、学術研究の場に生かすことを検討する。

- ④ 学部教育のレベルで所定単位を充足した場合、優れた学部3年次修了者に大学院への進学を認める措置を考慮する。
- ⑤ 大学院の形態には、学部講座積み上げ型の大学院のほかに、とくに博士課程について独立研究科、総合研究科、あるいは連合大学院等諸種のものがある。それぞれ特徴を備えており、大学院の目的や機能に応じて新しい形態の育成や発展に努める。いずれの形態においても、大学における大学院の位置付けを明確にし、大学院固有の教員組織、施設・設備を整備することが重要であり、このための財政的支援も積極的に講ずべきである。また、法制上すでに設立が認められている独立大学院の実現、さらにはその推進を図る。
- ⑥ 我が国の博士の学位は、49年の学位規則改正により新しい概念が取り入れられたが、今日なお一般に徹底せず、とくに人文・社会系においては博士の学位の取得が極めて困難である。このことは国際交流上も支障を生じており、新しい学位の概念の徹底に一層努めなければならない。将来の課題として、大学院博士課程修了者に授与する学位を例えればPh.D. 的なものに一本化し、その博士号を取得した後、あるいは大学院履修の有無にかかわらず、それぞれの専門分野で高い学術上の成果を上げた者に対しては、より高度の専門の学位を与えるという在り方についても検討する。

#### (4) 大学の評価と大学情報の公開

大学がその社会的使命や責任を自覚し、大学の根本理念に照らして絶えず自己の教育、研究および社会的寄与について検証し、評価を明らかにするとともに、教育、研究等の状況についてその情報を広く国内外に公開することを要請する。

- ① 大学には絶えず自己の教育、研究および社会的寄与について自ら検証し、評価することが要請され、そのための方法やシステムについて検討を深めることが望まれる。また、個別大学の自己評価にとどまらず、大学団体がそのメンバーユニバーシティを相互に評価し、アカредィテーションを実施し、大学団体としての自治を活性化することも重要である。
- ② 大学は今や大きな社会的存在であり、公共的投資に支えられている組織体であるので、大学の状況を社会に明らかにする責任がある。また、大学を志望する受験生や社会人に対して、教育内容等の情報を提供し、国内外からの照会に適切に応ずる機能や仕組みを充実する。

## 第2節 学術研究の積極的振興

### (1) 大学における基礎的研究の推進

学問の創造は大学の基本的使命であり、自由かつ自発的な基礎的研究を通じて、学問の全分野における基盤を強固に形成する任務を負っている。視野を人類世界に置き、伝統の継承と新しいものへの挑戦、時代的要請の受容と社会への寄与に努め、学術研究の質の高度化を実現しなければならない。ここに、国際的評価に耐え得る基礎的な学術の振興は、今後我が国が担う最も重要な課題である。

- ア. 大学における弾力的な研究組織を築くための条件整備とともに、大学附置研究所、共同利用研究所等の点検や改善に努める。
- イ. 若手研究者の育成のため、ポスト・ドクタル・フェロー制度を拡充するとともに、助手の在り方などについて見直しを行う。
- ウ. 研究支援体制を抜本的に見直し、その強化を図るとともに、学術情報システムを整備し、研究費を拡充する。

- エ. 先端的な学術研究を推進するとともに、人文・社会科学の振興と深化に格段の配慮を払う。

- ① 大学における研究組織は、それぞれの学問分野に応じ、長い歴史的経験を重ね、教育と研究が一体となって構成されているものである。その意義と独自性は尊重されなければならないが、一面において領域が過度に個別化し、組織が硬直化し、研究の自由な発展を妨げて妨げる弊害もみられる。プロジェクトや研究手段の共有、あるいは学際的研究の推進のために、弾力的な研究組織を築きあるいは更新できるような条件を整備し、研究体制を活性化する。関連して、研究センター、実験施設等についても、より積極的な構成や運営が行い得るような方策を検討する。

大学における研究推進の場として、大学附置研究所、大学附置共同利用研究所、大学共同利用機関の役割は極めて重要である。学術研究の振興の立場から、各研究所の在り方を不断に点検し、評価し、適時適切な育成や改善を図る。またそれらの改廃、新增設の計画立案は、国の学術政策上の基本的課題の一つであり、大学と研究者の自発性を尊重しつつ、関係審議会等が議を尽くして対処することが必要である。

また、国立大学附置共同利用研究所および国立大学共同利用機関については、国立大学以外の公・私立大学、民間等の研究者も利用し得ることとなっている。しかし、現実には国立大学以外の者の参加や利用に制約があるとする指摘があり、この点の改善が必要である。国立大学共同利用機関については、「国立大学の共同利用の機関」という定義を改め、「国・公・私立大学の共同利用に資する国立の機関」として位置付けることを検討する。

- ② 大学院は、高度の専門家ならびに研究後継者育成の場として、また独創的、先駆的研究推進の場として、学術研究の振興上重要な意義をもつ。すでに述べ

たとおり、その充実、整備は緊要な課題である。ポスト・ドクトラル・フェロー制度については、現行の日本学術振興会特別研究員の制度を基礎にさらに拡充し、大学以外の民間を含めた研究機関においてもそれを受け入れ得るようなシステムの確立を検討する必要がある。

ポスト・ドクトラル・フェロー制度の導入とともに、助手の在り方に基本的な検討を加え、その職務内容、位置付けをより明確にし、名称を改めることを考慮する。大学における研究者の在り方には、一般に、安定性を保障すべき面と流動性を阻害しない面との、一見矛盾する両面の要請がある。また、人事の停滞と定員の抑制のため、研究者全体として高齢化が進みつつあるのは、先進各国に現在共通した問題であり、我が国の大学も例外ではない。大学の内外を含めた研究者の流動性の確保については、今後本審議会としてさらに審議することとしているが、その拡大を図り、研究者の処遇を弾力化し、一部に短期任用制、契約任用制を導入するなどの積極的な措置を検討する。

③ 我が国の大学では、研究に協力し、それを支援する技術員、技能員の数が必ずしも十分でなく、その待遇や組織体制の点でも問題が多い。実験設備の高度化、研究方法の進歩に即して、研究支援体制の抜本的な見直しと強化が必要である。あわせて、学術研究を支える行財政事務の弾力化、効率化を進める。

学術情報システムの整備は、今後の学術研究の振興上必須の要件であり、その促進は緊要な課題である。現在着手されつつある学術情報センターの設立、学術情報ネットワークの拡充を推進し、その全国化に努めるとともに国内的、国際的な情報交換に積極的に参加し、協力する体制を確立する。キャンパス内ネットワークの整備、図書館、博物館、資料センター等の充実、改善もまた重要である。

我が国の大学における学術研究の振興に充てられている経費は61年度約3,300億円であり、そのうち、個々の研究活動を直接支えるものは、重要

基礎研究推進経費と科学研究費補助金である。前者は、加速器科学、核融合研究、宇宙科学、地球科学、生命科学等我が国にとってはもとより、国際的にも重要な基礎的研究を推進するものであり、後者は優れた学術研究を格段に発展させることを目的とする研究助成費である。学術研究の振興の基礎は、研究への投資の充実であることはいうまでもなく、今後、重要基礎研究推進経費とともに、科学研究費補助金の拡充増額を検討する。また、私立大学に対しては、国立大学に比べ、その研究助成はなお少なく、今後の改善が必要である。

④ 先端的な学術研究の推進のため、研究施設と設備の整備が重要である。高度の研究設備の維持と更新に対応し得る施策を講ずる。

従来、学術研究の振興のための投資は自然科学に重点が置かれてきたが、技術が高度化し、産業構造が変化して、社会状況、国際情勢に新しい要素が加わるなかで、価値観、生命観、自然観、倫理の諸問題を含め、人文科学、社会科学の新たな発展に期待されるところは極めて大きい。未来をひらく政策科学の振興や、学術や文化行政をはじめとする諸般の行政に基礎を与える学問思想の深化も切に求められている。これらの意味で、自然科学のみに偏することなく、人文・社会科学研究の振興に格段の配慮を払うべきである。

## (2) 大学と社会の連携の強化

大学は、これまで、人材の養成と学問の創造を通じて社会的寄与を果たしてきているが、今日、社会の知識化が高まる状況のもとで、学術研究上の産・官・学の協力に対する要請には一段と強いものがある。産・官・学の協力が深められるためには、これら三者がそれぞれの立場や特性を相互に理解し、尊重し、しかも目的意識を共有し、互いに力を合わせることが重要である。その在り方は画一的ではあり得ないが、基本的に産・官・学における人、情報、物の

相互交流を教育・研究の両面にわたり活性化すべきである。

- ア. 人材交流を促進するためには、非常勤講師の活用、客員教授の在り方の検討を進めるとともに、大学教員が民間等との研究協力に従事し得る措置を講ずる。
- イ. 民間企業等の技術者などに対する継続教育として大学院修士課程の弾力化などの措置を考慮する。
- ウ. 学問に関する情報の効率的な交換を積極的に進めるため、研究成果の公開や学術情報体制の充実を図る。
- エ. 産・官・学の共同研究制度等の一層の拡大を図るとともに、大学への民間資金の円滑な導入とその有効な利用について改善措置を検討する。

- ① 産・官・学の協力を通じて企業等が大学に期待するものは、人材の供給、研究成果の移転、技術開発のための共同研究等に要約され、産・官・学の協力により大学が享受するものは、企業等との接触を通じての研究課題の発見と認識であるといえよう。これらの関係は、業種や分野によって多様であり、大企業と中小企業とで状況が異なり、全国的・国家的レベルと地方・地域のレベルとで事情に相違がある。さらには国際的な諸問題も、産・官・学の協力の在り方に影響を与える。このような状況を広く展望し、産・官・学の協力の推進に努めなければならない。
- ② 産・官・学間での人材の交流には、産・官から学へと、学から産・官へとの2つの方向がある。前者については、大学院学生、大学院研究生、学部学生、学部研究生、非常勤講師等の制度を活用するほか、客員教授の在り方を検討し、改善すべきである。後者については、とくに国・公立大学教員の場合、社会への協力をより積極化する弾力的な措置を講ずるほか、国・公立大学の研究者が休職によりその身分を保有したまま、必要な期間、退職手当等処遇上の不利益

をこうむることなく、国や地方公共団体と民間等との一定の研究協力に従事し得る措置を講ずる。また、前掲のポスト・ドクタル・フェロー制度の拡充は、新鮮にして研究意欲ある若手研究者に、広く活動の場を与える上で重要である。

- ③ 民間企業等の技術者、研究者等に対する継続教育や教育訓練としての産・官・学の協力も重要な課題の一つである。大学がこれらの人々を受け入れるに当たっては、大学院修士課程の弾力化、博士課程におけるパートタイム・ステudent制の採用のほか、特定の継続教育コースの開設、公開講座の利用等の方法を考慮する必要がある。また、企業等が自ら行う教育訓練の諸システムへの講師派遣等の形での協力も可能と考える。国や地方自治体ないし第三者機関が行う継続教育、反復教育システムへの産・官・学の協力を強化する方策についても推進すべきである。

最近、地方自治体や地元企業と大学や研究所との有機的な連携が強く期待されている。これを推進する観点から、地方の国・公・私立大学の参加や協力に対する支援の方策を検討する。

- ④ 大学における研究の成果は公表されるべきものであり、社会はこの公開性を介して大学からの学術情報を入手することができる。研究成果の公開の媒体として、学会、学術雑誌の果たす役割は重要であり、またデータ・ベース、情報ネットワークの充実が必要である。それらに加えて、産・官・学間での情報の効率的な交換が進められるよう、種々の形での情報仲介機能の整備について検討する。これらの試みはすでに始まっており、また地方の各地域でも、産・官・学の連絡体制が種々の形で展開されつつある。今後、大学と企業等の交流をより開放的なものとするため、大学における社会協力のための窓口の設置を促進する。

- ⑤ 産・官・学の研究協力については、国立大学等と民間等との共同研究制度が58年度から実施されており、このほか受託研究制度もあるが、今後これらの

諸制度の一層の拡大を図る。共同研究の推進のため、大学に所要の施設、設備、要員等を備えた共同利用センターを附置することについても検討する。

⑥ 我が国においては、大学への民間資金の円滑な導入、その有効な利用については、いくつかの問題がある。とくに、国立大学の場合、民間から導入される資金は近年かなりの伸びが見られるが、その受け入れ手続、利用法には種々の制約があり、これらの諸規制について検討する。また、地方自治体からの寄与を可能とする方策について検討する。私立大学の場合には、税制上の配慮等を積極的に進めることが重要である。これらの点に関しては、本審議会として今後さらに検討することとしている。また、民間資金の導入に資するとともに民間等との教育・研究交流を促進するために寄付講座の導入ならびに短期任用制度を創設することについても今後検討する。

### (3) 学術の国際交流の推進

大学は基本的に国際的性格を備えるものであり、学術研究は根本的に人類共同の営みである。また、我が国が国際場において信頼と尊敬を受け、世界の平和と進歩への寄与と責任を果たしていくためにも、国際的視点での高等教育の整備を基盤として、以下の施策を講ずることにより学術や文化の国際的交流をさらに深めることが要請される。

ア. 研究者、とくに若手研究者を中心とする研究者の国際交流を積極的に拡大する。

イ. 大学間協定は大学間の国際交流の推進上極めて有益であり、その実効を上げるための促進措置を講ずる。

ウ. 国際的な学術の共同研究への参加を積極的に行い、とくに発展途上国との学術交流に格段の配慮を払う。

エ. 学会活動や学術情報の交流を国際レベルで活発化するため、必要な措置を講ずる。

オ. これらの諸活動に対応するため、大学等における国際学術交流事業推進組織の強化を図る。

① 我が国の高等教育が国際的内容の教育を強化し、国際人の育成に努めるとともに、教育・研究の在り方や高等教育の制度面で、国際的な通用性、交流性、開放性を備えることは、学術や文化の国際交流を深める上での基盤をなすものである。

② 大学教員等の海外留学や派遣については、その数はなお十分とはいえない。ことに大学院博士課程在学中の者および大学院修了後の若い研究者に十分な海外留学の機会が与えられていない点については、早急に改善する。これとともに、国立大学教員等の外国出張の手続きが極めて煩瑣である点についても見直し、その弾力化、簡素化を図る。

外国からの研究者の我が国の大学への受け入れについては、全体としてその枠の拡大を図り、ことに若い研究者を積極的に受け入れなければならない。また外国人教員の数もなお極めて少ない。今後、生活条件の改善を含めた様々な施策を講じ、受け入れ体制を整備する。

③ 我が国の大学や学部が、外国の大学や学部と研究、教育ならびに学術情報の交流について相互に協定を締結し、教員、学生の交換を図りあるいは共同研究を行うケースは最近急増している。この種の協定は国際交流の推進上極めて有益であるが、それが実効を上げるためには当該大学が人事上、財政上自主性を備えることが必要であり、大学間協定を活性化するための予算措置、留学生や外国人研究員の受け入れの在り方、各大学における自主的な国際交流の基金を設定するための促進措置について早急に検討を進める。

④ 学術の国際協力にかかる主な事業としては、国際機関事業と多国間協力事業、先進諸国等との二国間学術交流・協力、発展途上国との学術交流などがある。この種の事業の積極的な拡大は今後さらに重要性を増すものと考える。

とくに、発展途上国との学術交流はいわゆる拠点大学方式により、各分野での交流・協力のほか論文博士号取得希望者に対する援助などが進められているが、それについて評価を試み、総合的視野から調和ある発展に努める。

⑤ 学術の国際交流上重要な役割を果たしているものの一つは、国際学会の開催である。近年我が国で開催される国際学会は急速に増加し、活発化しつつある。これらの国際学会を援助するための体制の開発が必要である。また学術情報についても、国際的にその連携を拡大する努力が必要である。これらの目的を含め、海外の優れた研究者を招聘し、先端技術をはじめ自由な研究を展開する機構の設立について検討する。

⑥ 学術国際交流事業を内容あるものとするためには、各大学、共同利用研究所等における交流や協力活動の充実が重要であり、そのための人員、施設設備、予算上の措置が不可欠である。一方、これらの事業を効果的に推進するため、文部省、日本学術振興会、国際交流基金、国際協力事業団、日本学術会議等の間の連携や協力の体制を密にすることが極めて重要である。また、海外の主要地域に、我が国の研究者の研究や連絡のための拠点を確保することについても検討する必要がある。

### 第3節 ユニバーシティ・カウンシル（大学審議会－仮称）の創設

我が国高等教育の在り方を基本的に審議し、大学に必要な助言や援助を提供し、文部大臣に対する勧告権をもつ恒常的な機関として「ユニバーシティ・カウンシル（大学審議会－仮称）」を創設する。

① 大学を中心とする高等教育にはこれまで述べてきたように種々の課題があり、その積極的改革を推進する必要がある。このため大学の自治を尊重しつつ、我が国高等教育について恒常に検討するとともに、内外の動向や各界各方面の要望を受けとめ、高等教育の在り方を基本的に審議し、大学に必要な助言や援助を行う場としてユニバーシティ・カウンシル（大学審議会－仮称）を創設する。その際、大学等の在り方が社会全体に深くかかわっていることから、大学人をはじめ、広く社会の各方面の学識経験者の英知を結集することが重要である。

② 大学設置審議会の分科会のうち、大学基準分科会、大学設置計画分科会、短期大学基準分科会等の所掌の一部は、大学の設置認可事務に直接かかわりがなく、むしろ我が国高等教育をいかなる原則と方針により設計していくかという大学政策の基本に関係するものである。ユニバーシティ・カウンシルは、大学設置審議会のこれらの機能と私立大学審議会の機能の一部を再編成して一つに統合し、それを中心に組織する。

③ ユニバーシティ・カウンシルは、文部大臣の諮問に応じ答申を行うほか、自ら大学に関する調査研究、大学に関する必要な情報の収集や提供を行い、また、大学制度の基本に関する事項ならびに大学の計画的整備と見直し、専門分野に応じた人材の養成計画、大学教育の内容、方法等の検討、大学評価システムの開発等の事項を扱う。

④ ユニバーシティ・カウンシルは、その任務の遂行に当たって大学に関する諸団体との連携や協力に努めるとともに、設置基準、アcreditation等の専門的審議に際しては大学基準協会との組織的な連携を図る。

⑤ ユニバーシティ・カウンシルは、調査審議の結果、必要があると認めるときは、隨時、文部大臣に勧告する権限をもつ。

⑥ ユニバーシティ・カウンシルの創設に関連して、本来大学相互の間で自主的

に水準の維持・向上を図るための組織として設置されている大学基準協会の在り方を再検討し、これを活性化する必要がある。

## 第5章 社会の教育の活性化

社会の変化に対応し学習環境が急速に変化しつつあるなかで、人々は生活上、職業上の様々な問題を解決するため、精神的、文化的な充実を求め、学習活動への参加自体に楽しみや生活の充実感を求めるためなど、自己実現のための各種の多様かつ自発的な学習機会を要求している。

これからの社会教育行政は、従来から各地で努力が続けられている生活に役立つ学習、文化的欲求を満たしたり地域社会に貢献する学習などへの対応のみならず、人々の学習活動への関心が高度化・多様化するなかで、ニーズに柔軟に対応し発展してきた民間が行う多様な教育活動にも目を向け、個人や団体・サークルなどの主体的、積極的な学習に対して支援し、社会の幅広い分野で自主的な学習活動を活性化することを目指すものであることを一層明確にする必要がある。

また、40年余に及ぶ職業生活を実り豊かにし、満足して終わることができるよう、企業内外の教育訓練体制の整備、自己啓発意欲の向上、職業能力評価制度の改革などにより、職業生涯を通じ職業能力開発が段階的かつ体系的に行われるようしていく必要がある。

以上のような趣旨を踏まえて、自主的な学習活動の促進、生涯職業能力開発の総合的推進を進め、自らを向上させ、豊かな人生を楽しむ生涯学習体系への移行という観点から社会の教育の活性化を図る必要がある。

### 第1節 自主的な学習活動の促進

生涯学習体系への移行という観点から、従来から地域で行われている生活に役立つ学習など様々な学習活動を推進し、自主的活動を促進する。

ア. 学習要求の多様化、高度化や自由時間の増大、学習者の日常生活圏の拡大

に対応して学習情報のネットワーク化を図るとともに、とくに、学習者に対する情報提供、相談体制の整備など行政体制の整備を図る。

イ. 民間における教育・スポーツ・文化事業を支援するための制度の整備を図る。

ウ. 学習活動等による地域社会への参加の促進や地域連帯の育成を図る。

エ. 青少年や成人が生きがいや充実感をもって生きていくためのボランティア活動の振興など社会参加の機会を拡大する。

オ. 社会教育指導者の確保と資質の向上を図る。

カ. 学習機会の拡充等の観点から、放送大学については、その特性を生かした新しい学習形態の開発などを行い国民の期待にこたえる努力が大切である。さらに、実績等を絶えず評価しつつ、対象地域の拡大、メディアの多角化による聴講機会の拡充などその充実を図るため、いわゆる第3セクター方式の活用を含め、その将来構想について多角的に検討する。

また、社会教育等の分野で新しいメディアの活用を図る。

① 学習内容の高度化、多様化に対応し、個人学習や自主的な団体・サークルへの参加など種々の形態によってできるだけ多くの人々が主体的に学習に参加することは、生涯学習の基盤をなすものである。このための情報提供や相談については、市町村の役場や公民館などに窓口だけを設けているが、実質的な対応が十分行われているとはいえない状況であった。このため、生涯教育センターや公民館等において、民間の教育・スポーツ・文化事業やボランティア活動等も含めた広範な学習情報を、地域住民にとって利用しやすく提供するとともに、地域住民の学習に関する相談に実質的にこたえられる体制を整備し、活性化する。

また、各種の社会教育施設等の学習内容や学習形態を多様化、高度化し、そ

の活性化を図るとともに、そこで人々がより広範囲な情報を得て、学習や研究に効果的に利用できるようにすることが重要である。このため、図書館、博物館等同種の施設や地域内における異種の施設のネットワーク化を図る。

学習情報のネットワークを形成するに当たっては、学習に関する広範な情報の収集・処理・提供システム（データバンク）を確立し、地域の社会教育活動の拠点となっている公民館、図書館、学校その他の関連施設の有機的な連携を図る必要がある。その際、図書館については、メディアライブラリーへの脱皮を目指す必要がある。また、ネットワークが、自由時間の増大や学習者の日常生活圏の拡大に対応するものになるとともに、国立の施設や都道府県の施設なども含めより効果的なものとなるよう、行政体制の整備を図る必要がある。

② 華道、茶道などのけいこごと、囲碁、将棋などの趣味・娯楽、カルチャーセンター、スポーツクラブ等の教育・スポーツ・文化事業については、都市部において民間が大きな役割を果たしている。これらについては、その活力を維持しつつ健全な発展を図っていくことが重要である。それには、(ア) 学習者に対しては、学習に関する啓発活動等や学習に関する情報提供・相談活動、教育内容や受講料等の情報公開などのサービスを充実させることが必要であり、(イ) 学習サービス提供者に対しては、民間教育事業相互や公的事業との間の連絡・調整、生涯学習機関としての位置付けなどを自主的に進めることを促し、民間の教育事業の質を維持向上させることが重要である。

このため、例えば、情報提供や各種認定等を行う機関を設立するなど、行政が間接的に支援するシステムの整備について検討する。

③ 学習・スポーツ・文化活動やボランティア活動などは、国民それぞれの自己の充実・啓発や生活の向上に資するにとどまらず、地域社会への参加の促進や地域連帯の育成という視点、さらに教育環境の人間化の視点からも非常に大きな役割を有している。これらの活動によって、地域における人々の触れ合いを

創出するとともに、青少年にとって有益な教育環境を形成する必要がある。

このため、地域社会を基盤として公民館等の社会教育施設を自主的な団体・サークルなどの学習活動の拠点としてより一層活用するとともに、青少年団体など各種団体の育成や活動の充実などを図る。

また、高齢化の中で、高齢者の社会参加の推進を図るための学習機会を整備する。さらに、戦後における子どもの数の減少や平均寿命の伸び等により、子育て後の長い自由な期間のできた婦人に対して、文化的欲求のための学習や職業生活に入るに際しての心構えを学ぶための学習機会などを提供し、婦人の社会参加を推進する。

④ ボランティア活動などの社会参加については、我が国においては諸外国に比べ、参加者が大変少ないという指摘がある。青少年や成人が生きがいや充実感をもって生きていくため、奉仕活動などボランティア活動を振興していくことが重要であるが、社会教育ではこの点についての対応が十分ではなかった。このため、ボランティア活動の場の開発を図るとともに、その活動に何らかの社会的評価を与え、ボランティアに励みを与える仕組みをつくることなどについて検討する。

また、ボランティア活動などの社会参加による傷害等の事故に対する対処方策や、長期間の奉仕活動などに対し企業や官公庁等において身分保障を行うなど、社会的基盤の整備が重要であり、これらの施策についても検討する。

⑤ 社会教育を振興するためには、場の確保とともに、社会教育主事、司書、学芸員等の社会教育指導者に優秀な人材を確保することが重要である。このため、社会教育指導者の待遇を専門職としてふさわしいものに改善することが必要である。さらに、社会教育指導者の資質の向上を図るため、大学等における社会教育主事などの養成に係る教育内容を、社会の高度化、多様化、情報化などの変化に対応して総合的な観点から見直すとともに、現職教育についても、その

内容、在り方を見直し、より時代に適合したものにする。なお、地域の社会教育の中核的な推進者である社会教育主事について、広く民間からも人材を求めるなど、広域的な視点から優秀な人材を確保するための措置を一層拡充する必要がある。

また、これら専門職としての指導者のほか、高齢者などのボランティアや学校の教員を活用する方途を考える必要がある。公民館等の施設についても、ボランティア等を活用して、学習活動の活発化を図るなど、一層住民のニーズにこたえることができるようとする。

⑥ 放送大学は、テレビ、ラジオを中心とする多様な情報手段を利用し、国民に開かれた大学として豊かな教養と実生活に即した専門的学習を深めることを狙いに発足した。今後、従来の大学の枠にとらわれず、国民ひとりひとりの学習機会を充実していく新しい生涯学習のための機関として成長していくことが期待される。

このため、まず、様々な生活環境にある学生の単位取得のための配慮、多様な情報手段を利用する放送大学の特性を生かした新しい教育方法や学習形態の開発、さらに、単位互換等従来の大学とのネットワーク化を図るなど、国民の多様な学習ニーズにこたえる努力をすることが大切である。さらに、実績等を絶えず評価しつつ、学習機会に恵まれない地域などで活用されることに配慮し、対象地域の拡大、メディアの多角化による聴講機会の拡充など、その充実を図るため、今後、国際的協力の見地も含めた衛星の活用、ビデオや電子メールなどの活用による新しい学習形態の展開、地方公共団体との連携の在り方やいわゆる第3セクター方式の活用等を含めて、放送大学の将来構想について、実績等を踏まえつつ、長期的展望に立って、多角的に検討する。

⑦ 社会教育の分野にパソコン、ビデオなどの新しいメディアを導入し、教育ソフトの開発など教育内容・方法を改善する。また、職業上、生活上の知識・技

術や一般教養について学習機会を提供している通信教育についても、新しいメディアの活用によって振興するとともに、都会と地方・辺地の間において生じやすい学習機会や学習内容の偏りについても、放送大学や新しいメディアの積極的な活用やそのための社会教育施設の設備の整備などの施策によって、これらを是正することが重要である。

## 第2節 生涯職業能力開発の総合的推進

生涯学習社会を建設するため、40有余年と長期化した職業生涯を通じた職業能力開発を総合的に推進する。

ア. 企業における職業能力開発は、仕事を通じての教育訓練だけではなく、仕事を一時的に離れて行う教育訓練が勤労者の職業生活の各段階に応じて段階的かつ体系的に行われるよう振興する。

イ. 大学、大学院等を社会人が学習する場として整備するとともに、民間の職業訓練施設等を生涯職業能力開発のための施設として育成する。また、これらを有効に活用できるネットワークなどの仕組みの整備についても検討する。

ウ. 公共職業訓練施設については、企業内の教育訓練や専修学校等と連携しつつ、とくに、企業において対応が困難な地域の勤労者の生涯職業能力開発を総合的に推進するよう体制整備を図る。

エ. これらの施策が有効に活用されるよう労働時間の短縮、有給教育訓練休暇制度の普及を図りながら、勤労者の自己啓発を推進する。

オ. 社内検定制度の普及、技能検定制度その他各種職業資格制度の改善を進め、職業能力評価制度の整備充実を図る。

① 我が国の企業は、仕事を通じての教育訓練（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）を中心として、従業員に職場を幅広く経験させることによる熟練形成を図

ってきた。

しかし、マイクロエレクトロニクス化等の技術的進歩、情報化による職務内容の質的变化に加え、労働力人口の高齢化、女子労働者の増加等の大きな変化が起きたために、オン・ザ・ジョブ・トレーニングのみによっては変化に対応する能力の開発に欠ける面が生じ始め、その節目節目で仕事を一時的に離れて行う教育訓練（オフ・ザ・ジョブ・トレーニング）を織り込みながら、一層の知的熟練形成を図る必要が高まってきた。とくに、専門職、技術職、事務職などのホワイトカラーや女性の職業能力開発体制の整備の遅れが問題となっており、これらを含めて、企業における勤労者の生涯職業能力開発を積極的に推進する必要がある。

このため、教育訓練、能力評価、配置転換等人事管理全般にわたって総合的な対応を行う「学習企業」への脱皮を進め、生涯能力開発給付金制度の活用等により、公共職業訓練施設、専修学校、大学等の活用も含めた企業での職業能力開発体制が一層整備されるようにする。

② ホワイトカラーの職業能力開発については、企業内の教育訓練だけでは限界がある。こうした分野を中心に、大学、大学院や各種の教育研修施設等をその自主性を尊重しつつ社会人の学習の場として活用することが重要な課題である。

この場合、民間の職業訓練施設、各種教育研修施設を生涯職業能力開発のための施設として育成するとともに、産業・企業、勤労者の必要としている要請やニーズに適した教育訓練コースが的確に選択できる体制を整備することが重要である。

その際、ホワイトカラーの高度の職業能力開発のシステムを構築することが必要である。このため、産業・企業、勤労者のニーズに見合った効果的な能力開発プログラムやコースを開発し、これを調整して、大学、大学院、各種教育

研修施設等を有効に活用できるネットワークなどの仕組みを整備することを検討する。

③ 公共職業訓練施設については、専修学校・各種学校、民間の職業訓練施設、各種教育研修施設等との連携を強めつつ、地域の勤労者の生涯職業能力開発を総合的に推進する体制を整備することが求められている。

このため、公共職業訓練施設は、地域の職業能力開発のセンターとして、企業や勤労者に対して教育訓練の技術指導、相談、情報提供等の機能を強化するとともに、とくに、企業において対応が困難な中小企業労働者や離転職者、女性の再就職希望者等の多様な教育訓練の機会を充実する。

なお、勤労者の能力・適性等を詳細に評価し、今後の職業生涯の自主設計に必要な能力の開発方法等に関する相談に応じるための専門の相談体制の整備を検討する必要がある。

④ 職業能力開発は、勤労者の自己啓発意欲に主としてかかわっている。したがって、多様な職業能力開発機会の提供を行うだけでは十分ではない。意欲のある者に対して、職業能力開発を行いやすい環境を整備することこそ必要である。

とくに、ホワイトカラーには、ますます創造性や幅広い応用力が求められるが、このような職業能力の開発は、労働時間内で仕事の枠に添ったものだけではその向上に限界がある。このことに加えて、勤労者の意識、価値観の多様化が進み、労務管理における能力中心主義が定着してきたこともあって、自己啓発による能力開発がますます重要になってきている。

このため、週休二日制の普及など休日増を中心とする労働時間を短縮するための対策を推進するほか、有給教育訓練休暇制度の普及促進を図り、自己啓発のための休暇・休職の制度化を促進する。とくに、研究者、技術者については、研修用の長期休暇制度（サバティカルイヤー）等の必要性が高いので、その実施について労使の合意の形成が急がれる。

なお、労働時間の短縮などは、自主的な学習活動の活性化にとっても有益なものであるので、その奨励という観点からも施策の在り方を検討する必要がある。

⑤ 勤労者が高い学習意欲を維持し、変化に柔軟に対応する能力の向上を促進するためには、企業内外の適正な職業能力評価システムの整備を図る必要がある。

現状では、ホワイトカラーや中小企業労働者等については、職業能力評価制度や資格制度が十分に整備されていない。また、勤労者の有する職業に関する知識・技能水準を社会的にも通用するものとするために設けられた技能検定制度については、事務サービス分野での立ち遅れがみられ、検定内容等についても知的技能等の質的評価に十分対応していないなどの問題点がある。

このため、企業や企業グループ等が独自の技能の水準を設定し検定する社内検定制度の普及を図るほか、検定職種の整備、検定内容の改善、検定の多段階化等技能検定制度の見直しを行い職業能力評価制度として有効に機能するよう整備充実する。

なお、技能検定を含む各種職業資格制度については、産業社会のニーズに合致する有用なものとなるよう改善を加え、資格の社会的評価の向上を図るとともに、中途採用を推進する観点からも、企業が従業員の中途採用に対してこれらの職業資格制度を能力評価の客観的指標として活用する慣行を形成することが必要である。

## 第3部 時代の変化に対応するための改革

### 第1章 国際化への対応のための諸改革

日本は、今日の国際社会の中で孤立しては生きられないという「新しい国際化」の時代に入っている。現在の日本の経済的繁栄は、世界各国との緊密な経済交流によって達成されているが、それに伴い、人的な交流もますます活発化しようとしている。人的交流が拡大してくると、いわゆる文化摩擦が生じてくるが、このような摩擦を国際社会の常態と考え、むしろこれを日本社会の活性化のためのエネルギーに変える新しい生き方が求められている。そこでは、日本人がこれまで経験したことのない世界の中の日本として、世界の視野から日本を見つめ直し、人類の平和と繁栄のために、経済的分野だけでなく、教育、学術、文化などの面で積極的に貢献するという発想の大転換が必要と考える。

国際社会の中に生きるとは、結局人ととの交流、心の触れ合いを深めることであると考えると、教育においてもそれへの対応が重要となってくる。このためには、単に技術的に対応するだけでは済まず、人的な交流の拡大等の新しい進展を「てこ」として日本の教育の本質にまでさかのぼって考えていく必要がある。このような見地からすると、制度面のみならず教員等関係者の意識を含め日本における教育を広く開放していくことが重要である。

それとともに、国際社会の中に生きるよき日本人ひいてはよき一人の人間の育成を期した教育の在り方を考えていかなければならない。そのためには、まず日本人が日本自身のことを知り、その上で世界にはいかに異なる生活、習慣、価値観が存在しているかを具体的に学ぶことが必要である。とりわけ、近隣諸国に関する知識はこれまで極めて散漫であり、今後それぞれの社会風土に即した理解に

努めなければならない。このように、互いの相違を認識しつつ、同時に協力・協調の精神を養っていくことが重要であると考える。また、高等教育とくに大学においては、世界の人材育成、学術や文化の発展という観点からの見直しが必要である。

このような新しい国際化を実現する主体となるのは、国民の我々である。ひとりひとりが問題意識をもち課題解決に努力するという草の根レベルからの芽生えがあり、さらにその芽生えが国民的な運動へと盛り上がっていって、初めて改革も実を結ぶといえよう。それだけに、即効は望むべきではなく、その具体的措置は、長期的展望に立ち持続的かつ着実に進められることが重要である。

これらの点を踏まえ、新しい時代の変化に対応した教育の実現に向けて、当面の課題として次のような提案を行う。とくに、帰国子女や海外子女への対応、留学生の受入れは、問題の緊急性ばかりでなく、その波及効果の面からも優先的に取り上げていく必要があり、これらの問題がいかに処理されるかが日本の新しい国際化のバロメーターといえる。

#### (1) 帰国子女・海外子女教育への対応

将来の日本にとって、海外経験を積んだ帰国子女は貴重な財産と考えるべきである。帰国子女教育への対応の基本は、現地で学んだ利点が、日本の学校に入学する際や入学後に正当に評価されるよう日本の学校で工夫がなされることである。

ア. 帰国子女については、初等中等教育段階での円滑な受入れや高等学校・大学入学者選抜における別枠の設定および特別の選抜方法の実施を一層促進するなど量的にも質的にも積極的な対応策を講ずる。

さらに、日本の学校は、日本語のできない外国人の子どもが進んで入学す

るような学校であることが今後の進んでいくべき方向であり、それに向けての関係者の努力を期待したい。

イ. 海外子女教育については、日本人としての基礎の育成を重視しつつ、それぞれの地域の実情、帰国後の受入れ状況等も勘案しながら、できる限り現地で得られる経験を多く積ませるという基本的方向に従って、その在り方を工夫する。また、子女数の増大している高等学校段階に対する適切な教育施策を講ずる。

① 今後の日本の在り方を展望すると、海外子女については、それぞれの地域の実情を勘案しながら、例えば現地校に通うことなど可能な限り現地でのみ得られる経験を積むことを重視すべきであると考える。このためには、海外子女が帰国するに際しては、現地で学んだ利点や経験が、帰国後日本の学校に入学する際や入学後に生かされることが極めて重要であり、日本の学校はそのような学校であるべきである。もとより、帰国子女であるがゆえの甘えは許されるべきではないが、教員、施設等教育条件の整備を含む初等中等教育段階での円滑な受入れ、とくに高等学校への編入学について格段の措置を講ずる必要があり、また、高等学校・大学入学者選抜において帰国子女のための別枠の設定および特別の選抜方法の実施を一層促進していくなど引き続き従来の施策を量的に拡大するとともに、質的にも現地での経験が生かされるような積極的な対応策を講ずる。

このように、海外の日本人の子女について現地での経験が評価されるべきであるとすると、これを一步進めて、日本の学校の望ましい在り方は、日本語のできない外国人の子どもが進んで入学してくるようにすることにある。そのような学校になれば、日本人の帰国子女や海外子女の問題もおのずから解決の方向に向かっていくものと考える。

② 海外における日本人学校や補習授業校の充実も、国際化の進展に伴う海外子女の増大に対応する上で重要な課題である。同時に、現在の日本人学校等については、日本国内に準じた教育内容となっており、ややもすると関係者の意識が帰国後の進学問題に偏りがちであること、また現地の子弟の受入れに消極的であるなど学校運営に閉鎖的な面がみられることなど種々の問題がある。外国における教育という特性を生かし、国際性の涵養を図るとともに日本人学校等を国際的に開かれたものとし、所在国事情が許す場合には、当該国の子弟等を積極的に受け入れるなど日本人学校等の今後の在り方について工夫する必要がある。また、海外子女に対する当面の措置として、大学等への進学の選択の機会を拡大する観点から、子女数の急増している高等学校段階に対する適切な教育施策を講ずる。

## (2) 留学生受入れ体制の整備・充実

留学生の受入れは、日本の社会の国際化のためのみならず、世界的レベルでの教育研究水準の高度化、国際理解・国際協調の推進、世界の人材育成のためにも不可欠であり、その飛躍的な拡大を図る必要がある。

ア. 大学等とくに大学院における教育指導体制の充実や日本語教育体制の整備、宿舎の確保、学位の取得など受入れ体制全般にわたる抜本的整備を速やかに行う。

イ. 留学に当たって必要となる大学情報の提供に努めるとともに、入国、滞在等に当たっての諸規制の弾力化について配慮する。

ウ. 留学生の受入れを推進するため、大学はもとより関係省庁、地方公共団体、民間法人・団体等の参画するような官民一体となった体制づくりなど、積極的な対応を進める。

① 将来の国際化した日本の望ましい姿は、優秀な外国人が喜んで日本に留学し、そして学問や芸術をはじめ日本社会の種々の分野で活躍し、また、それぞれの自国に帰ってその発展の役に立つ、すなわち、外国人の才能が花開き実を結ぶ国となることである。

日本への留学生数は、年々増加しているものの、大学等における受入れ体制が十分でないことや海外で日本語を学ぶ機会が少ないものもあって先進諸国との比較において少ないものとなっている。近い将来、多数の留学生を受け入れていくためには、日本の高等教育や学術研究の水準が国際的にみて一層優れたものとなり、日本への留学が魅力あるものとなることが基本的前提であることはいうまでもない。現在、留学生の4割近くが大学院を目指してきており、今後留学生受入れに果たす大学院の役割はますます大きくなるものと考えるが、これを受け入れる日本の大学院の体制そのものが質、量ともに極めて不十分であり、その改革がまずもって重要である。

② 留学生の受入れについては、受入れの拡大とともに、大学等における留学生の世話など受入れ組織体制の強化、特別コースの整備や日本語教育の充実、選考の在り方の検討、予備教育機関の整備、入学資格の弾力化、ホームステイ等の世話事業の充実、帰国留学生へのアフター・ケアの拡充、諸規定の弾力化、関係諸団体への支援など受入れ体制全般にわたる抜本的な整備・充実を図らなければならない。

とくに、留学生のうち国費留学生については待遇の面で国際的にも遜色はないが、大多数を占める私費留学生への援助は不十分であり、民間奨学団体等による経費援助の拡充と整備が必要である。また、今後、大量に留学生を受け入れる私立大学等に対する支援の充実を検討する。さらに、留学生にとって、住居は充実した留学生生活を送るための基礎となるものであるが、現状において

さえその確保が困難となっていることを考えると、今後の留学生受入れの増加に対応して、宿舎の確保を図ることは極めて重要な課題である。このため、関係者の総力を結集して具体的かつ果断な施策を早急に進める。くわえて、国・公・私立大学の宿舎の共同利用についても検討する。留学生の転学その他の勉学上の要望に対応して、修学の流動性を一層高めるなどの措置も必要であり、各大学間の連絡体制の樹立を望みたい。

日本での学位取得、とくに人文・社会系の博士号の取得が困難であることは国際的通念からみて異常であり、国際交流上好ましくなく、適切な措置を講じなければならない。また、医学の臨床研修のように、留学生が研修や研究を行うに当たって我が国のライセンスを必要とする分野については、一定の条件のもとに必要な研修や研究を行い得るような措置について検討する。

こうした大学等における留学生の受入れとともに、高等学校段階においても国際交流を推進する必要があり、例えば海外からの留学生の高等学校への受入れを促進する。同時に、日本の留学生が外国の高等学校で修学した実績を国内でも単位として評価することも検討する。

③ 留学生の受入れに関して、日本の大学に最も不足している事柄の一つは、海外において日本の教育事情や個々の大学の情報が少なく、それを入手し難いことである。このため、日本の大学等への留学希望者に対して、より詳細、的確な情報を迅速に提供する方策を講ずる。

留学生の出入国、在留許可、アルバイト等に関する諸規制は、近年簡素化、弾力化が進められているが、留学生数の飛躍的拡大に対応し得るよう将来の日本の外国人に対する雇用の在り方も展望しつつ、身元保証制度を含め、なお一層その簡素化、弾力化について検討する。

④ 現在、政府は、21世紀への留学生政策懇談会の報告を踏まえ、21世紀初頭には約10万人の留学生を受け入れることを目標とした施策を展開しつつあ

る。留学生受入れの飛躍的拡大を実現していくためには、文部省や個別大学を中心とした対応にとどまらず、草の根の国民レベルからの盛り上がりが極めて重要である。したがって、今後、大学はもとより関係省庁、地方公共団体、民間法人・団体等の連携協力を強化する必要があり、この際、これら関係者の参加する留学生受入れ推進のための体制を整備し、官民一体となった対応を進める必要がある。これは、中央レベルだけでなく、むしろ地域レベルにおいて推進されることが重要であり、地域に根付いた多様な展開が図られるべきである。また、このためには、地域の実践の情報を交換し合うシステムの確立も重要である。さらに、こうした展開を強力に推進するための仕組みを政府において時限的に設けることも考慮に値する。

### (3) 外国語教育の見直し

現在の外国語教育、とくに英語の教育は、長期間の学習にもかかわらず極めて非効率であり、改善する必要がある。

ア. 各学校段階における英語教育の目的の明確化、学習者の多様な能力・進路に適応した教育内容や方法の見直しを行う。

イ. 大学入試において、英語の多様な力がそれぞれに正当に評価されるよう検討するとともに、第三者機関で行われる検定試験などの結果の利用も考慮する。

ウ. 日本人の外国語教員の養成や研修を見直すとともに、外国人や外国の大学で修学した者の活用を図る。また、英語だけでなくより多様な外国語教育を積極的に展開する。

① これからの国際化の進展を考えると、日本にとって、これまでのような受信専用でなく、自らの立場をはっきりと主張し、意思を伝達し、相互理解を深め

る必要性が一層強まってくる。その手段としての外国語、とくに英語教育の重要性はますます高まつてくるものと考える。しかし、現在の外国語教育については、長時間かつ相当の精力を費やしているにもかかわらず、多くの学習者にとって身に付いたものとなっていないなど種々の問題がある。

② まず、中学校、高等学校等における英語教育が文法知識の修得と読解力の養成に重点が置かれ過ぎていることや、大学においては実践的な能力を付与することに欠けていることを改善すべきである。今後、各学校段階における英語教育の目的の明確化を図り、学習者の多様な能力・進路に適応するよう教育内容等を見直すとともに、英語教育の開始時期についても検討を進める。その際、一定期間集中的な学習を課すなど教育方法の改善についても検討する。

③ また、大学入試における英語について、例えは高等学校段階で学習した聞く、話す、読む、書くなどの多様な力がそれぞれに正当に評価されるようするなどの検討を行うとともに、大学入試において、TOEFLなどの第三者機関による検定試験の結果の利用も考慮する。

④ 日本人の外国語教員の養成や研修を見直すとともに、外国人や外国の大学で修学した者の活用を図る。さらに、今後の国際化の広がりを考えると、英語だけでは十分でなく、近隣諸国の言語をはじめとするより多様な外国語教育を積極的に展開する必要がある。

関連して、国語力のある者が外国語の能力も伸びるとの見方もあることから、外国語教育の問題を考えるに当たって国語力を重視する必要がある。

### (4) 日本語教育の充実

内外における日本語学習者の増大やその学習目的の多様化への対応が著しく遅れており、日本語教育の改善、充実が必要である。

- ア. 外国人を含めた日本語教員および研究者の養成を急ぐとともに、日本語の教授法や教材の研究・開発等を検討する。
- イ. 外国人に対する日本語能力試験を充実するとともに、日本語教員の資質向上を図るため日本語教員検定制度を導入する。

① 日本と外国との交流が深まるにつれ、日本語学習者が国内外で急増しているが、日本語教育については、日本人が日本語を一つの外国語として取り扱うことに慣れていないこともある。これら学習者への対応は著しく立ち遅れている。今後、外国人を含めた日本語教員および研究者の養成が重要であり、とくに大学院における日本語教育コースの確立を図る必要がある。また、日本語の教授法、需要に応じた段階別の教材の研究・開発、学習目的に対応した標準的な教育内容について早急に検討する。その際、日本語教育の充実のためには、広く国語教育の在り方などについても見直すことが必要である。

② さらに、外国人に対する日本語能力試験を充実するとともに、日本語教員の指導力等の向上を図るため日本語教員検定制度を導入する。くわえて、外国の大学等で行われる日本語教育に対して、積極的に援助する方途についても検討する。

なお、言語としての日本語と日本文化は不即不離の関係にあることはいうまでもなく、日本文化・日本事情への関心の深まりに伴い、日本語学習者が増大するとともに、日本語学習によって日本文化・日本事情への理解も深まってくると考える。したがって、今後の日本語教育の推進に当たっては、諸外国の組織や施策の状況を参考としつつ、日本文化の海外普及に努めることが重要である。

なお、外国語教育および日本語教育については、関係する問題が多岐にわたる

ため、上記の考えに沿って、本審議会としては今後もさらに検討を加えていきたい。

#### (5) 国際的視野における高等教育の在り方

外国から多くの留学生や研究者を受け入れるとともに、国際的に通用する日本人を育成するためには、日本の高等教育とくに大学そのものを国際的に広く開かれたものとすることが必要不可欠である。このためには、大学の教育内容、制度やその運営の在り方を基本的に見直し、大学を日本人だけのための閉鎖的教育機関とする発想を改め、世界の人材養成、学術や文化の発展などに貢献し得るような大学へと大きく転換させる必要がある。

ア. このような観点から、教育方法などについて検討するとともに、学期の区分、転学・転学部などの制度を弾力化し、くわえて、外国人教員の任用を促進する。

イ. 日本人の国際的認識を深めるために、高等教育の内容を国際的視野から再検討する。

ウ. 日本人学生の留学および海外研修を充実する。

① 日本が世界の中で活躍するに至った現在、日本の高等教育とくに大学の現状を本来あるべき大学の国際性に照らして考えると、その開放性はなお著しく不十分であり、大学の国際化を早急に徹底する必要がある。このことは、日本の高等教育および学術研究の一層の発展のためのみならず、積極的に国際的な責任を果たし、世界の人材育成、学術や文化の発展などに貢献するためにも必要不可欠な要素である。

この意味での大学の国際化のためには、日本の多くの大学の教育と学術研究の水準が国際的レベルにおいて優れ、価値あるものであることが前提となるこ

とはいうまでもない。その上で、日本の高等教育の機能や水準がどの程度普遍的なものとして世界に通用するか、高等教育の制度や規模がどの程度国際的な交流・交換の可能性をもっているか、異質な様々な文化や民族からなる外国人に対して、日本の高等教育が制度、意識、習慣の面で開放されているかどうかなどの面から、日本の高等教育とくに大学の制度やその運用の在り方を基本的に見直さなければならない。

② 諸外国の大学との間で留学生等の交流を円滑化する観点から、教育内容一般やカリキュラムについてその在り方を見直すとともに、学期の区分を検討し、さらに転学・転学部などの可能性を拡大することが重要である。

高等教育の国際化の推進に当たって、大学の教員の中に、異質な文化を背景にもつ外国人が含まれていることの意義は極めて大きい。我が国の大学に、外国語教育関係のみでなくあらゆる分野の優秀な外国人研究者、外国人教育者をスタッフとして迎え入れ、その数を増大していくことが望ましい。その実現のため、大学人自らの意識の改革のみならず、生活条件の改善を含めた様々な施策を進めていくことが不可欠である。

③ 日本人の国際的素養を培い、国際感覚を深めるためには、外国語教育にとどまらず、高等教育の内容全般にわたって国際的視野から検討を加え、改善する必要がある。現状では、外国の歴史、文化、社会事情等についての授業が決して少なくないにもかかわらず、総合的で具体的な知識は十分でなく、真の国際理解にも欠けるという問題がある。外国を知り、異文化に理解をもつことは、今後の日本人にとって必須の素養であり、一般教育のレベルで地域研究、比較文化学、国際関係論などの学習を充実する必要がある。また、それらの授業科目は、学際分野の研究および教育の基盤があつて初めて可能であり、この面での大学の教育・研究体制の在り方について再検討を加える。

これらの学習とともに、国際的教養の基礎となる外国古典についての知識の

習得が重要であり、とくに、西洋の古典のみでなく中国、インドなどの古典について確かな教養を培うことは、国際的視野からも不可欠である。

このような学習に加えて、それらの知識を基礎に異文化に対する偏見を捨て、人間として諸外国の人々と付き合い、信頼と尊敬をかちとることができるように教育上十分工夫する必要がある。さらに、世界の中の日本人として、国際的責任を自覚する態度を形成することや、一個独立の人格として、様々な国際場裡に個性的に活動し得る人材を育成することも、高等教育の大きな責務の一つであることを強く認識すべきである。

④ 日本人学生の海外留学については、近年その数は増加しつつあるが、国外の大学との単位互換によるものは少ない。また国の施策においても、学生国際交流や教員養成学部学生の海外派遣等の数はいずれも少ない。外国人留学生の受け入れを増やすと同時に、日本の学生が海外の大学で学ぶ機会を拡大することが必要である。

海外での日本人学生の学習には、大学での学習のみでなく、諸種の調査、社会体験を含めた海外研修もまた重要である。ことに発展途上国への海外研修の経験は、我が国の青年にとって極めて貴重であるといわなければならない。関連して、青年海外協力隊と高等教育の連絡、連携についても検討する。

## 第2章 情報化への対応のための諸改革

今日、ラジオ、テレビからビデオに至る様々な情報手段が普及しており、さらに最近においては、コンピュータ、高度情報通信システム（I N S等）、人工衛星などの新しい情報手段がめざましい勢いで日常生活に入り込んできている。これらの情報手段は、科学技術一般と同様、効用とともに副作用をもっている。最近の子どもたちの間でのコンピュータを応用したゲーム機器の爆発的な人気に象徴されているように、子どもたちの日常生活にも情報化の波が深く浸透しつつあることを考えると、今後の教育において本格的な取り組みがなされなければ、情報化の好ましくない影響だけが強く出てくるおそれがある。

めざましい進歩を遂げつつある新しい情報手段は、すでに成熟期を迎えており、印刷メディアや放送メディアなどのマスメディアと本質的に異なる性格をもっている。マスメディアは、特定の者が収集、生産した情報を一方的、画一的に発信し、大多数の個人は送られてきた情報を受信、利用するにとどまっており、個人の情報選択の余地は小さい。これに対し、新しい情報手段は、個人が望む時に望む情報を利用できるという情報選択の余地を飛躍的に拡大するとともに、個人が情報の受信、利用のみならず情報の収集、生産、発信も含めたあらゆる活動に携わることができるよう、双方向の情報伝達を可能にして、情報および情報手段の主体的な活用への道を格段に広げるものである。新しい情報手段は、さらに入間の脳によって行われてきた情報の処理や加工の一部を肩代わりし、人間の情報生産能力を飛躍的に向上させている。これらの点において、新しい情報手段は本格的なパーソナルメディアとしての性格を有しているものといえる。

教育は、本来的に人間社会に蓄積された情報を次の世代へ伝達していく営みであり、このような情報環境の大きな変化は、教育の在り方を根本から変化させる可能性をもっている。

このような本格的な情報化は、教育において、教える者と学ぶ者との双方向の情報伝達を大幅に拡充するとともに、時間的、空間的制約を緩和して情報のネットワークを中心とした新しい「学習空間」を創出するという基本的な効用をもっているが、反面、その使い方によっては、身体的、精神的、文化的に様々な弊害を生む可能性も指摘されている。

情報化の進展に対応した教育の在り方については、これらの光と影を踏まえ、本格的な情報化社会の中で個人が精神的、文化的に豊かに生活していくために教育がどのような機能を担っていくべきかという側面と、情報化の進展の成果を教育自身がどのように活用していくべきかという側面とを、一体的に検討していく必要がある。このことは、本格的な情報化の進展に対応して、学習者にとっての「発信」と「受信」、自然・人間・社会に関する直接経験と間接経験、技術文明の利用と人間的技能（スキル）への依存、一人の教える者が多くの学ぶ者を一括して指導する形態と個別的に指導する形態などに関する教育におけるバランスを見直し、最適な組合せを模索していくことにはかならない。

以上の観点から、情報化に対する教育面での積極的な取組みを促すため、基本的な考え方を明らかにするとともに、当面講すべき政策を提言する。なお、現状では、情報技術のめざましい進歩がみられる一方、情報手段が人間に与える身体的、精神的、文化的影響、とくに感覚系の器官に対する影響や、情報教育の適時性に関する基礎的な研究が必ずしも十分に行われていない。今後、これらの点に関し、医学、教育学、情報科学をはじめとする諸科学の学際的な研究の進展が期待される。

### （1）情報化に対応した教育に関する原則

情報化に対応した教育を進めるに当たっては、情報化の光と影を明確に踏まえ、マスメディアおよび新しい情報手段が秘めている人間の精神的、文化的発

展への可能性を最大限に引き出しつつ、影の部分を補うような十全の取組みが必要である。このような見地から、情報化に対応した教育は、以下の原則にのっとって進められるべきである。

ア. 社会の情報化に備えた教育を本格的に展開する。

イ. すべての教育機関の活性化のために情報手段の潜在力を活用する。

ウ. 情報化の影を補い、教育環境の人間化に光をあてる。

① 新しい情報手段は、これまで主として産業面で取り入れられてきたが、元来本格的なパーソナルメディアとしての性格を有するため、今後は、家庭生活、教育、芸術など個人が生身の人間として直接体験するところにまで否応なく浸透していく傾向にある。このため、今後、個人が情報および情報手段を主体的に選択し活用していく社会への道を積極的に模索していくことが是非とも必要であり、今後、社会の情報化に備えた教育を本格的に展開していくべきである。

社会の情報化の進展に伴い、情報活用能力（情報リテラシー——情報および情報手段を主体的に選択し活用していくための個人の基礎的な資質）をどの程度身に付けるかによって、個人が情報手段を主体的に活用できるか、情報化の弊害の中に埋没してしまうかがかなり左右される。さらに、個人の社会的、文化的な活動能力に格差が生じ、それが累積的に拡大する可能性がある。このため、今後、情報および情報手段の主体的な選択、活用に関する機会均等を実現していくことが重要である。その際、これまでの「読み・書き・算盤」のもつ教育としての基礎的・基本的な部分をおろそかにすることなく、新たに「読み・書き・情報活用能力」を基礎・基本として重視し、学校をはじめ様々な教育機関において、学習者の発達段階に合わせ、情報活用能力の育成に本格的に取り組んでいくことが重要である。

また、個人が情報および情報手段を主体的に選択し活用していくようするためには、進歩していく情報技術を人間の精神的、文化的発展に最大限に貢献できるような形に組み立てて実社会に適用していくことも重要であり、そのための人材の育成に取り組んでいくべきである。

② 情報手段は、指導の個別化、指導形態の柔軟化を可能にするほか、双方向の意思疎通、とくに学習者からの「発信」機能を強化させるとともに、学習の時間的、空間的制約を緩和させる技術的可能性を有している。今後、学校をはじめ様々な教育機関を活性化させ、その教育力を向上させるよう、学習者の発達段階に合わせて、積極的に情報手段のこれらの力を活用していくべきである。

新しい情報手段は、本格的なパーソナルメディアとして、個々の学習者の学習進度や特性に合わせた指導を可能にするほか、対面方式を取り入れた柔軟な指導形態を可能にして、学習者の個性に応じた教育や、その創造性、表現力を伸ばす教育に大きな効果が期待できる。また、情報手段は、実際には経験できない事象を間接的、模擬的に経験させることも可能とする。情報手段のもつこれらの力を、様々な教育機関のもつ教育力の向上のために最大限に活用していくことが重要である。

また、情報手段は、学習の時間的、空間的制約を緩和させるため、社会人や高齢者等の様々な学習意欲にこたえるための柔軟で多様な学習機会を提供することを可能にするほか、過疎地の学校の教育条件の向上にも効果が期待できる。さらに、個々の学習者の学習進度に合わせた指導が可能となり、学習の遅れがちな者に対してよりきめ細かく対応することもできる。情報手段の潜在力を、これら従来の学校教育においては十分に対応しきれていない学習者層に対する手当てのために最大限に活用し、教育の機会均等の一層の実現を図っていくことが重要である。

さらに、情報手段は、それ自身が国際的なコミュニケーションを緊密化させ

る性格を有し、語学教育の面のみならず異文化に対する理解と包容力を高めていく上で大きな効果をもっており、この力を最大限に活用していくことが必要である。

③ 情報化の進展は、技術の使い方や社会の在り方によっては、豊かな人間性の育成を阻害する可能性がある。放送メディアは、情報伝達の一過性に加え、情報へのアプローチが極めて開放的である（例えば文字を知らないても情報を吸収できる）との性格をもっているため、マスメディア一般のもつ情報伝達の一方的、画一的性格とあいまって、情報の吸収の仕方が上滑りになって人間が情報に過度に依存するようになったり、逆に情報に対する過度の警戒感を抱くようになったり、青少年の社会的規範意識に悪影響を与える結果を生むことが指摘されている。また、将来パーソナルメディアがますます進展していくば、機械を使えば何でもできるといった錯覚にとらわれ、一つのことを自分の手を使ってひとつひとつなしせげていくことや、自分の目や自分の見方で自然や社会をみようという態度が少なくなり、知的創造力を鈍化させたり、間接的な経験のみに依存して自然・人間・社会との直接的な触合いを忌避するようになったりするおそれもある。さらには、情報手段が与える感覚系器官その他に対する身体的な影響や、情報化の進展が文化や国民生活の安全に与える影響も無視できない。

これらの問題は、根本的には、将来の情報化社会を構築していくなかで解決していくべきであるが、今後、情報化の進展が与える身体的、精神的、文化的影響に関する教育的見地からの分析・評価を進め、このような情報化の影の部分を補うための教育を拡充するとともに、教育環境の人間化を支援するような形で情報手段を教育の場に組み込んでいくべきである。

情報手段は、指導の個別化、効率化等を通じ、様々な余裕を生みだす力をもっている。現行の実物教育、体験教育等を情報手段を通じた教育に置き換えて

いくのではなく、この余裕を、自然の中で子どもが心身を鍛錬したり、社会での実体験をしたり、自らの手を使って何かを作りあげたり、人間的な技能（スキル）を磨いたりする機会に振り向けていくべきである。

また、情報手段は、本などと同様、指導のための一つの道具である。教員は、これを道具として使いこなし、自らの指導の中に組み込んでいくことが重要である。

とくに、情報手段は、指導形態を柔軟化させ、個々の学習課題における対面方式の指導の必要性や効果の程度に応じた重点的な指導を可能にする力をもっている。教員が情報手段を道具として使いこなしていくなかで、学習者の発達段階を考慮しつつ、例えば単純な暗記などは情報手段へ委ねる度合いを高め、対面方式の指導が重要な分野に重点的に教員の力を集中して、教員と学習者との人間的なつながりを強めていくべきである。

## （2）初等中等教育や社会教育などへの情報手段の活用と情報活用能力の育成

初等中等教育や社会教育などへの情報手段の活用を進め、それを通じて情報活用能力（情報リテラシー）の育成を図る必要がある。

ア. 良質の教育用ソフトウェアの開発、蓄積、流通の促進のための本格的な施策に早急に着手する。

イ. 情報化に関する教員の資質の育成を図る。

ウ. 情報手段の教育活用に関する実践的な応用研究の促進に努めるべきである。

① 情報手段を教育へ活用していくに当たっては、十分な教育的配慮が払われた優れたソフトウェアが不可欠である。良質のソフトウェアとは、教育的見地から個々の学習者の反応に応じて多様に展開する構成をもつとともに、内容の高度さや連続性等の面での体系的な位置付けがなされており、かつ、例えばコン

ピュータグラフィックスなど様々な情報手段の独特的機能を教育目的に活用しているものであるといえよう。

しかし、現状においてはそのようなソフトウェアが少ない。とくに、現在市販されているコンピュータのソフトウェアをみると、学習参考書の類の内容を単純にコンピュータ用に置き換えただけのものが多く見受けられ、良質のソフトウェアの普及が、情報手段の教育への活用に当たっての最大の問題であるといっても過言ではない。今後、教育的見地から質の高いソフトウェアの開発、蓄積、流通を促進するための施策を本格的に展開していく必要がある。

情報手段は、教員が自らの教育的知見に基づいて、自らの教育目的のためにソフトウェアを作成し、それを、対面方式の指導の中に組み込んでいってこそ効果が上がるものであることにかんがみ、教員をはじめ情報手段に関する専門知識を有しない教育関係者がソフトウェアを簡単に手作りできるためのシステムの開発を促進していくべきである。今後、そのための施策を積極的に講じていく必要がある。

さらに、とくにコンピュータについて、現在利用されているハードウェアの間ではソフトウェアに関する互換性がないため、ソフトウェアが流通しにくく状況にある。今後、ソフトウェアの互換性の確保および一定の操作性の確保ためのハードウェアの標準仕様の設定およびその普及を支援するための施策等を進める。

なお、教育用ソフトウェアの開発、蓄積、流通を本格的に進めるには、教育の専門家と情報技術の専門家との連携・協力が重要であり、両者が円滑に協働していくけるような基盤を整備していくことが必要である。

また、行政組織の面についても、従来ともすれば教育施設、機関、事業ごとに対応しがちであった体制の見直しについて検討していくことが望まれる。

② 他方、情報手段を教育へ活用するに当たっては、教員自身が指導の道

具として使いこなしていくための基本的な資質を備えていることが必要であり、今後、大学の教員養成課程における情報教育を整備・拡充するとともに、現職教員に対する情報教育のための研修を拡充する必要がある。

③ さらに、現状では、情報手段を活用した具体的な教育方法や教育システムの在り方について、十分な研究、検討が進んでいない。学校その他の教育機関における実践的な応用研究を拡充し、情報手段の具体的な活用方法を深く究明し、その成果を柔軟に織り込んで、発達段階に応じた情報教育を実施していくことが必要であり、今後、これらの研究を支援していくための施策を拡充するとともに、その成果の普及のための措置を講じていくことが望まれる。

また、高等学校については、普通科も含めた基礎的な情報教育の実施に向けての検討に早急に着手すべきである。

### (3) 高等教育や学術研究への情報手段の活用と人材の育成

高等教育や学術研究への情報手段の活用を進めるとともに、人間の精神的、文化的発展に貢献する方向に情報化社会をリードし、構築していく人材の育成を図る必要がある。

ア. 大学の情報関係学部、学科の拡充を図り、あわせて学術情報システムの整備、図書館の情報化などの推進を図る。  
イ. 大学における情報関係学部、学科以外の学生に対する情報教育を拡充するとともに、先端的科学技術分野の人材養成のための新しい教育研究組織の設置を検討する。

① 大学においては、情報手段の活用によってその機能を高度化できる側面が多くあり、今後、情報技術の成果を機敏に取り入れて活用していくことが必要である。

近年、学術情報の量が急増する傾向にある上、関連分野の国際的な研究動向を迅速に把握しておく必要が増大してきているため、学術情報の円滑かつ迅速な流通体制の整備が急務である。したがって、学術情報センターなど全国的な大学間の情報流通システムを早急に整備し、学術研究の一次情報を体系的に網羅するとともに、二次情報による情報検索を通じて必要な資料が迅速に入手できるような体制を作り上げていくことが望まれる。なお、大学の学術研究は我が国の社会、経済、文化にとっての貴重な資源であること、我が国に世界全体の学術研究の発展への貢献が求められていることにかんがみ、この学術情報システムと国内外の他の情報システムとの連携の在り方をも積極的に検討すべきである。

また、図書館について、一次情報に書籍のみならずビデオ等の多角的な情報手段を活用した収集を行うとともに、学術情報流通システムの成果をも取り入れつつ情報検索等にコンピュータを活用して業務の効率化を図り、他方では利用者に対するレファレンス（相談）機能を拡充していくべきである。

さらに、大学の教育・研究の様々な場面に情報手段の力を活用できるようにしていくため、大学の高機能コンピュータと各研究室や教室のコンピュータ端末機器とをネットワーク化するなどの措置を促進するべきである。

なお、すでに述べた放送大学は、情報手段を活用する高等教育の展開という観点からも重要である。

② 本格的な情報化社会を人間の精神的、文化的発展に貢献するものとしていくためには、今後、創造性に富み、自ら国際的水準で情報技術の先端を開拓していく能力をもった人材および情報技術の分野と同時に他の分野にも深い造詣をもち、情報技術の進歩を人間的侧面からとらえ直して常に両者の間をフィードバックしつつ情報化社会の在り方を模索していく能力をもった人材を育成していくことが重要である。

今後、このような見地から人材育成のための組織を抜本的に充実・強化していくことが必要であり、大学における情報関係学部、学科の新設、改組などを通じて専門的情報教育を拡充するとともに、大学の教養課程や情報関係学部以外の専門課程の学生に対する情報教育を拡充することが必要である。

また、人材や情報をはじめ、あらゆる面での国際協力を推進し、産・官・学の有機的連携を促進するため、従来の教育研究組織の枠にとらわれない新しい教育研究機関の設置について検討し、我が国的情報科学をはじめとする先端的な科学技術の分野が世界の中で独自の水準を保持し続けることができるようになることが望まれる。

## 第4部 教育行財政改革の基本方向

「人生50年時代」から「人生80年時代」への移行、国際化・情報化・成熟化の進展、教育文化水準の向上に伴い、教育の対象が人間のライフステージのすべての段階に拡大するとともに、学習需要の内容も多様化、高度化し、これに対応する教育サービス供給体系も急速に多様化して、教育における選択の機会は、時間的にも、空間的にも、内容的にも大きな広がりを見せていく。

21世紀を展望したとき、従来の学校中心の体制がもたらしたひずみの是正に努めるとともに、このような教育の縦軸と横軸への広がり、学習・教育における選択の機会の拡大を認識し、生涯学習体系への移行を主軸として、教育体系の総合的な再編成を推進する視点が必要である。

教育に対する官民の役割分担、国等の役割や責任の見直しに当たっては、この視点に立ち、我が国の教育・研究の水準を質的に充実させることを基本とし、中長期的観点から検討する必要がある。

官でなければならない分野、民間に委ねてもよい分野の検討に当たっては、ライフステージ別、学校段階別、分野別に、多様な学習・教育に対する需要の内容、供給方法、費用効果等を考慮しながら具体的に検討してみる必要がある。その場合、教育体系全体にかかる調査・企画、情報提供、国民の基礎的・共通的水準の維持、地域的に均衡ある発展、国際的水準の専門的人材の育成、基礎的・先端的学術研究の推進、特殊教育の振興などは官が大きな責任をもたなければならない分野である。

また、公立学校の教育がともすると陥りがちであった画一性、閉鎖性、硬直性を打破して、多様な学習需要に対応する柔軟な教育サービスの在り方を検討していくためには、民間の各種研究・教育機関の活動を積極的に評価し、その先導的な試みを促すという姿勢が重要である。それはまた現在の学校教育の活性化・柔軟化にも

連なるであろう。

教育荒廃に見られるように、学校教育の中で児童、生徒、学生など教育を受ける側の権利が十分に尊重されず、個人の尊厳、個性の尊重、人権尊重などの点で多くの問題があつたことを反省し、また、父母の教育上の諸権利が必ずしも尊重されてこなかつたことが、児童・生徒の人権の侵害、学校の閉鎖性・独善性・無責任体制と深くかかわっている点を反省して、改めて憲法、教育基本法の精神の尊重を強調したい。

以上の観点に立って進める教育行財政改革の基本的な考え方は、次の3点となろう。

- ① 従来の教育行財政全般にともすると見られがちであった過度の画一主義、瑣末主義、閉鎖性等を打破して、教育の実際の場での創意工夫による教育の活性化と個性重視の教育が実現できるよう、許認可、基準、助成、指導・助言の在り方の見直しなど、大胆かつ細心な規制緩和を進める。
- ② 教育を行う側の国・公・私立の各学校、都道府県・市町村の各教育委員会、地方自治体等の自主性、主体性、責任体制を強化する方向を重視し、教育における自由・自律、自己責任の原則の確立を目指す。
- ③ 教育を受ける側の児童、生徒、学生、両親等の権利と意見を十分に尊重し、能力に応ずる機会均等と個別的な教育需要に弾力的に対応し得るよう、学校体系の多様化、学校・家庭・社会の諸教育機能のネットワーク化、年齢制限・資格制限等の緩和、例外の承認など、多様な選択の機会を拡大する。

これらを要約すれば、画一よりも多様を、硬直よりも柔軟を、集権よりも分権を、統制よりも自由・自律を重んじるような諸制度や諸施策が一層導入されなければならないということである。とくに、自由な民主主義社会においては、例外を認めるこの意義や重要性が十分に認識されなければならないということであろう。

## 第1節 基準・認可制度の改革

### (1) 大学設置基準および学習指導要領等の基準の見直し

国が定める教育に係る諸基準については、一定の水準の確保や質の維持・向上等を基本としながら、各教育機関の創意工夫が發揮されるような在り方が望まれる。

ア. 大学設置基準等については、高等教育機関の高度化・個性化・多様化の推進、高等教育機関の柔軟性・開放性の確立の視点に立ち、科学技術の進展、知識システムの再編・統合、学際化・情報化・国際化等の進展に積極的、創造的に対応し得るよう、その大綱化、簡素化を図る。

イ. 学習指導要領については、各学校や各地域における教育課程の編成に多様な創意工夫が發揮できるよう、内容の大綱化、重点の明確化を図るとともに、選択の幅の拡大、例外の許容に配慮する。

国が定める教育に係る諸基準については、一定の水準の確保や質の維持・向上等を基本としながら、実際に教育を担当する各教育機関の創意工夫が十分に發揮されるような在り方が望まれる。

① 高等教育の改革による大学の活性化・多様化が高等学校以下の中等教育、初等教育に与える波及効果の大きさを考えると、高等教育の改革、そのための突破口としての高等教育行政における諸規制の緩和、とくに大学設置基準等の抜本的見直しは、極めて重要である。

大学設置基準、大学院設置基準等については、高等教育機関の高度化・個性化・多様化の推進および高等教育機関の柔軟性・開放性の確立の視点に立って、諸学問分野の基礎・基本の研究・教育を重視するとともに、科学技術の進展、知識システムの再編・統合、学際化・情報化・国際化等の進展に積極的、創造的に対応することができるよう、学部・学科構成、一般教育と専門教育の関係、

単位制、教授方法と研究体制、大学院、短期大学、施設・設備、定員等に関する基準を大綱化、簡素化する必要がある。

② 学習指導要領等の定める教育課程の基準については、社会の変化や発展等にかんがみ、基礎・基本の徹底、児童・生徒の多様な個性の尊重、創造性・考える力・表現力の育成等の要請に的確に対応できるよう、全体としてより大綱化を図るとともに、教科によっては、基礎・基本にわたる事項をより明確に示すなど重点の明確化を図る必要がある。

また、中学校等における選択教科の拡大とともに、必修教科・科目についても学校が選択的にその内容を取り扱うことができるなど、選択の幅の拡大や例外の許容に配慮する必要がある。

内容の水準については、教科によって程度が高すぎたり、量的に過大なものがあるのではないかなどの指摘があるので、記憶偏重を避け、思考力、創造力、表現力の育成を重視する方向で、一層の精選を図ることが必要である。

さらに、各教科別の縦割りの弊害を是正して、「ひろい心、すこやかな体、ゆたかな創造力」、「自由・自律と公共の精神」、「世界の中の日本人」という総合的な観点に留意して、各教科のそれぞれの役割を位置付けながら、教科の再編なども検討する必要がある。

### (2) 私立小・中学校設置の促進

それぞれの建学の精神に基づいて設置される私立学校の役割は、今後一層重視される必要がある。

この観点から、私立の小学校・中学校については、その設置が促進されるよう、適切な諸方策を検討する必要がある。

個性重視の原則、選択の機会の拡大、教育環境の人間化、教育における国際化

・情報化への対応等を考慮するとき、それぞれの建学の精神に基づいて設置される私立学校の役割は重要である。

これからの中等教育は、自由・自律、自己責任の原則のもとに、多様な個性の尊重を目指して進められるべきであり、教育の担い手も国・公・私立と多様であることが望ましい。

現在、義務教育段階では、国および地方公共団体において就学に必要な小学校・中学校を設置している関係上、私立学校の占める割合は極めて限られているが、学校ごとの個性豊かな教育等を推進するためにも、将来の方向として、私立の小学校・中学校が増加することは意義のあることと考えられる。このためには、私立学校の設置が促進される諸方策を多面的に検討する必要がある。

## 第2節 地方分権の推進

### (1) 国・地方の役割分担の見直し

教育における地方分権を推進し、各地域や各学校の多様な個性、自主性、創造性がのびのびと發揮できるようにし、また、自律性と自己責任、当事者能力の強化を図る必要がある。

ア. 国の定める最低限度の教育上の基準を満たすことを前提に、都道府県、市町村等の各地方公共団体が、それぞれの地域の実情に応じて、その自主的判断と責任において、多様な制度や仕組みを作ることを許容し、新しい試みを行うことを積極的に奨励する。

イ. 第一次答申で提案した6年制中等学校や単位制高等学校の設置・運用、本答申で提案する初任者研修制度の具体的実施方法、苦情処理の仕組み等については、各都道府県、市町村の裁量の範囲を広く認める方向で検討する。

ウ. 各都道府県と市町村との間においても、市町村の自主性等が一層發揮さ

れ、責任体制が確立される方向で、両者の権限の配分について再検討する必要がある。このこととの関連で、東京都の特別区の教育に関する権限については、特別区に市町村と同様の権限をもたせる方向で検討する必要がある。

21世紀に向けての今後の教育行政においては、国や都道府県は調査・企画、情報提供、助成等の面における役割を重視し、教育の実施面については可能な限り身近な行政主体である各地方公共団体に委ねるものとし、各地方公共団体がそれぞれの地域の多様で個別的な特性、地域住民の意思をきめ細かく反映させながら、自主的判断と責任において教育行政を推進し得るようにしていく必要がある。国は都道府県に、都道府県は市町村にそれぞれ委譲できる権限は委譲し、住民にできるだけ近いところに任せ、経験を通じて地方教育行政を成熟させていくという長期的、大局的な観点が必要である。

① このような観点に立って、国の定める最低限度の教育上の基準を満たすことを前提に、各都道府県、市町村が独自の判断と責任において、例えば、次のような新しい制度や仕組みを作ることを許容し、積極的に奨励するようになることが望ましい。

(ア) 都道府県の実情に応じ、社会的経験の豊富な社会人の教員への登用の道を開くために、原則として当該都道府県内のみで通用する教員免許状を発行できる制度の創設。

(イ) 各地域や各学校における豊富な経験の蓄積・発展、知識体系の再編成、教育科学、人間科学、生命科学等の諸分野における新しい知見等に積極的に対応しながら、教育課程の改善に資する研究を行うため、各都道府県が教育課程編成の特例を先導的な試みとして承認することを可能にする制度の確立。

(ウ) 高等学校教育（定時制、通信制）の技能連携のための施設の指定を都道府県において行える制度の創設。

② 本審議会が第一次答申、本答申で提案している6年制中等学校、単位制高等学校、初任者研修制度、苦情処理の仕組み等の事項についても、全国一律方式にこだわり過ぎることなく、各都道府県、市町村の自主的判断と責任に委ねる部分を広く認め、多様な試みが展開されることが必要である。

なお、公立小学校・中学校の通学区域の在り方については、本審議会は今後検討を行うこととしているが、その運用については、現行制度の範囲内で各市町村が自主的試みを行うことが望まれる。

③ 各都道府県と市町村との間においても、市町村の自主性、多様性、創造性が一層発揮され、責任体制が確立する方向で、両者の権限の配分について再検討する必要がある。このこととの関連で、東京都の特別区の教育に関する権限については、特別区に市町村と同様の権限をもたせる方向で検討する必要がある。

## (2) 教育委員会の使命の遂行と活性化

近年の校内暴力、陰湿ないじめ、いわゆる問題教師など、一連の教育荒廃への各教育委員会の対応を見ると、各地域の教育行政に直接責任をもつ「議会制の執行機関」としての自覚と責任感、使命感、教育の地方分権の精神についての理解、自主性、主体性に欠け、21世紀への展望と改革への意欲が不足していると言わざるを得ないような状態の教育委員会が少なくないと思われる。

教育委員会制度の本来の目的と精神に立ち返り、この制度に期待されている役割と機能を正しく発揮するためには、教育委員会の権限と重い責任を再確認し、いきいきとした活動を続いている教育委員会の優れた経験を交流し合い、一部の非活性化てしまっている体質を根本的に改善していくことが不可欠である。

このような観点に立ち、①教育委員の人選、研修、②教育長の任期制、専任制（市町村）の導入、③苦情処理の責任体制の確立、④適格性を欠く教員への対応、⑤小規模市町村の事務処理体制の広域化、⑥知事部局等との連携など、について具体的な改革を進めることを通じ教育委員会の活性化を図る。

教育の地方分権の精神に基づき、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」にのっとり各都道府県、市町村等に設置されている各教育委員会は、公立学校、図書館、博物館、公民館、研修施設等の教育機関の設置・管理・廃止など当該地域の教育行政全般に関して最も重い責任を直接に負うところの議会制の執行機関である。このことは、各教育委員会が、第一に、それぞれの地域の教育行政が直面している具体的・日常的課題、学校・図書館等の実情や児童・生徒・父母等をはじめとする地域住民の教育上の意見・批判・要望などに精通し、第二に、それぞれの地域の教育行政に関する意思決定、管理、執行につき実質的な当事者能力と機敏な行動力、明確な責任感をもち、第三に、それぞれの地域の特性を考慮して、個性豊かな、各地域住民に密着した教育行政を推進するだけの自主性、主体性をもっていなければならないということを意味する。

しかしながら、教育委員会は、最近の一連の教育荒廃問題への対応等に見られるように、制度として形骸化していたり、活力を失ってしまっているところも少なくなく、制度本来の機能を十分に果たしているとは言い難い。その原因としては、

(7) 戦後、教育における地方自治への大きな転換があったにもかかわらず、依然として、戦前の國から与えられた教育という意識が教育関係者の間に根強く残存し、自分のことは自分の責任で、身近な事は身近な機関の責任で処理するという自治意識が未成熟なため、制度の本旨が十分に生かされていないこと、

(イ) 教育界、学校関係者の間に、身内意識が強く、「教育上の配慮」という大義

名分もあって問題を公開して処理しない閉鎖的な体質と上からの判断や指示を待つ画一主義的な体質が働きがちであること、また、教育には、安定性や連続性が必要であることとも関連して改革に対して消極的な面が見られたこと、などが指摘されよう。

戦後40年を経過した現在、教育委員会制度の歴史的経験を冷静に踏まえて、この制度を真に再生し、活性化させるための国民的合意の確立が必要である。これを基礎として、当面、次のような諸方策をとることが必要である。

#### ① 教育委員の人選、研修

教育委員には、人格が高潔で、教育、学術、文化に関して、識見を有し、教育行政に深い关心と熱意を有する人材が求められるものであり、各都道府県、市町村においては、より一層教育委員としてふさわしい者の選任に努める必要がある。その際、委員の構成上のバランスについて、例えば、若い人材や女性の積極的登用等について配慮し、また、必ずしも地域に適材が見つけられない場合には、地域外からの登用を図ることなどを考慮するとともに、あわせて、教育委員の待遇の改善への努力が望まれる。

また、レイマンである教育委員が教育行政の運営に関して、適切な判断と決定を行うためには、現行制度の理念、当面する教育および教育行政の諸課題に関する深い理解と知識や教育行政の当事者としての自覚が必要である。このため、教育委員の研修の在り方などについて改善・充実を図る必要がある。

#### ② 教育長の任期制、専任制（市町村）の導入

教育委員会の活性化のためには、教育長に適材を得ることが極めて重要であり、このため、人事の在り方について配慮を求める。

市町村の教育委員会では、教育委員の中から教育長が選ばれる仕組みとなっているが、レイマンである教育委員と教育行政の専門家としての教育長とが、それぞれの職務を適切に分担し、調和ある運営が行われるという制度の本旨を

生かしながら、教育委員会全体としてその機能を十分に発揮し得るようにするためには、教育および教育行政に関する識見と経験を有する者が、一定期間教育長の職にあり、これに専念することが望ましい。教育長に適材を得るための方策に関し、教育長の資質・要件、専任化、都道府県教育委員会の教育長も含めた任期制の導入、教育長の任命承認制度の得失等を総合的に検討する必要がある。

#### ③ 苦情処理の責任体制の確立

教育委員会は、父母、地域の意向や要望、苦情を適切に反映するため、例えば、教育委員が地域に出向いて懇談会を開催するなど、広報広聴活動について格段の充実を図る必要がある。この点に関しては、とくに学校等における教育活動の現状などを地域住民に公表する姿勢がより一層求められる。

また、教育委員会は教育に関する各種の苦情や相談を積極的に受け付け、各種の苦情処理、教育相談活動などとの連携を図りながら、迅速かつ的確な対応を行うための仕組みを、例えば中学校区単位で、設けるなどの工夫が講じられる必要がある。

なお、教育に関する苦情等の処理に関しては、直接の市町村教育委員会で必ずしも適切な解決が図られない場合に、関係機関に改善等を指導・助言する組織等を都道府県教育委員会に設けるなどの工夫が望ましい。

#### ④ 適格性を欠く教員への対応

多くの教員が真摯に日々の教育に努力しているなかにあって、教員の職に必要な適格性を欠く者がいることは、児童・生徒に与える影響の重大性を考えれば、放置できない問題である。

このような教員の職に必要な適格性を欠く者については、適切な分限処分等の措置が行われることが必要である。

このためには、都道府県教育委員会の任命権、市町村教育委員会の内申権、

校長の具申権がそれぞれの責任の下に有機的な連携をもち、本来の機能が發揮されることがまず肝要である。

これに関連して、都道府県教育委員会は、すでに置かれている健康審査会等の機能の充実など、様々な仕組みについて工夫に努める必要がある。その際、地域の実情に即し、必要に応じ、都道府県教育委員会が、教育専門家、法律家、医師などの幅広い分野の学識経験者を構成員とし、教員の職に必要な適格性を欠く者について、都道府県教育委員会がとるべき措置を調査・審議し、意見を提出する機能をもつ、諮問機関を設置することも考えられる。

なお、非行などにより懲戒処分の対象者とみられる教員に対し、厳正かつ早急な措置が責任をもってなされなければならないことは言うまでもない。

#### ⑤ 小規模市町村の事務処理体制の広域化

人口規模が小さく、教育委員の適材が得にくく、かつ事務局スタッフも弱体である市町村では、活性化がとくに問題となる。この問題については、市町村の合併がなされることによって解決される面もあるが、当面、それぞれの市町村において事務局体制の充実を図るなど自主的努力によって自らを活性化していく必要がある。このため、地域の実情に応じ、地方自治法に定める事務組合、教育委員会の共同設置等の共同処理制度の活用、都道府県教育委員会の教育事務所等との連携などにより事務処理体制の広域化を図ることが有効であり、国および都道府県もこれに積極的に協力、援助を行う必要がある。

#### ⑥ 知事部局等との連携

教育委員会の職務と密接にかかわる様々な教育・文化関連行政が、各都道府県の知事部局等において進められている。例えば、高等学校以下の私立学校に関する行政は、都道府県知事が所轄することになっているが、公立学校に係る行政と私立学校に係る行政のより一層の連携を図るために、知事部局とのより緊密な協力関係が必要である。

生涯学習体系への移行の観点からも、教育委員会は様々な行政分野との連携を進める積極性が求められよう。

### 第3節 学校の管理・運営の改善

教師が常に自らを磨き、教育者としての能力を向上させていくためには、教師相互間に深い信頼と尊敬の気持ちが通い合っていることが重要であり、また、この信頼関係の確立は、教職員と児童・生徒・父母等の間でも重要である。

学校が、活力と規律を維持するためには、この相互信頼の基盤の上に、各学校に責任体制と校長の指導力が確立されていることが重要である。

ア・校長の在職期間の長期化と若手の管理職登用の促進を図るとともに、校長を中心とする責任体制の確立と校長の教員人事に対する意見具申の一層の活用等を図る。

イ・学校は、父母や地域住民の学校に対する意向等を適切に把握し、これに責任をもって対処する姿勢が必要である。

学校の適正な運営を阻害する違法・不当な行為については、関係者の自覚と反省を強く求めたい。

ウ・一部に見られる過度に形式主義的・瑣末主義的な管理教育や体罰等を改め、学校に自由と規律の毅然とした気風を回復する努力が必要である。

教育は人なりといわれる。児童・生徒と直接に接する教師が常に自己自身を人格的に磨き、教育者としての能力を向上させていくことができるための職場の基本的条件は、教師相互間に深い信頼と尊敬の気持ちが通い合っていることである。また、このような信頼関係の確立は、教職員と児童・生徒・父母、学校と地域社会の間でも極めて重要である。

各学校の教職員がよくまとまり、切磋琢磨の精神で一致協力して児童・生徒の指導に当たることができるために、また、各学校がそれぞれの地域や学校の特性を配慮した個性豊かな学校であるために、このような関係者の相互信頼の基盤の上に、各学校に責任体制と校長の指導力が確立されていることが重要である。

① 校長の職務権限は、学校教育法等に明定されているが、実態としてはこの権限が十分に正しく生かされず、校長としての指導力が発揮されていない傾向がみられる。この原因は、学校の序列化と順送り人事の問題、教員および教員組織の在り方を含め種々あるが、校長に登用される年齢が高齢化し、一校での在職期間も短くなっていることにも問題がある。

このため、都道府県および政令指定都市の教育委員会は、校長の在職期間の長期化、優れた指導力をもつ若手教員の管理職登用の促進を図る必要がある。また、校内の組織体制の見直しによる校長を中心とする責任体制の確立、校長の教員人事に対する意見具申の一層の活用等に努めることも必要である。

② 現在の学校に見られがちな「教育上の配慮」に名を借りた学校の閉鎖性は、いじめ等の教育荒廃の早期発見と解決を妨げ、学校の責任体制をあいまいにし、学校や教師に対する社会の信頼を急激に低下させていると考えられる。

このため、先に述べた教育に関する苦情や相談への対応の一環として、学校についての父母や地域住民の意向のより適切な反映に努めるとともに、教育委員会および学校の責任体制の一層の明確化などについても格段の努力をする必要がある。

また、一部の教職員団体に見られる違法な争議行為や学校運営に対する不当な介入が、学校の適正な運営を阻害するばかりでなく、父母や地域社会の学校に対する信頼を失わせるに至っており、このことについての関係者の自覚と反省を強く求めたい。

③ のびのびとした自由な雰囲気とけじめある規律、思いやりのある温かい相互信頼の中に、学校がいきいきとして活力に満ちあふれているためには、個性重視の原則、すなわち個人の尊厳、個性の尊重、自由・自律、自己責任の原則が学校教育の中に確立されていなければならない。学校の管理・運営に当たっては、各学校の個性を大切にするとともに、学校を構成する教師集団の中に個性尊重、人格尊重の考え方方が確立されていなければならないであろう。

一部学校に見られる外的服装を細かく規制するなどの過度に形式主義的・瑣末主義的な事例の背景には、地域の状況、児童・生徒の実態、父母の意向など種々の要因があるが、このような教育は、児童・生徒の内面の自己抑制能力の向上をもたらすことができず、情操豊かな人格の形成を妨げ、創造力・考える力・表現力の低下をもたらすものであり、德育とはいえない。こうした極端な管理教育や体罰等を是正し、学校に自由と規律の毅然とした気風を回復するよう努力しなければならない。

#### 第4節 教育財政の展望

教育財政については、厳しい国家財政の制約がある中で、今後の教育改革の方向を踏まえ、その基本的な在り方をどう考えるか、幅広い角度から検討を行う必要がある。

教育財政に関する諸事項の本格的な審議は、基本的には今後の課題であるが、おおよその方向として、次のような諸点が挙げられる。なお、これらの点を含め、今後さらに審議を深めていくこととする。

ア. 21世紀に向けて、我が国社会の活力を維持し、さらに国際社会へ貢献していくためには、目に見えない、しかし最も基本的な社会資本の整備として、教育・研究への投資を積極的かつ効果的に充実させていくことが必要で

ある。このため、国は、本審議会が提言する諸施策の実現に努力すべきである。

イ. 税制面においては、とくに高校生、大学生を抱える中高年齢層など教育費負担の重い層への配慮について検討することが必要である。

また、学校法人に対する寄附金等の民間資金の導入等を容易にするため、および私学経営の自立・自助による安定・充実に資するために、税制上の措置の活用、手続きの簡素化等を含め、きめ細かな方策を検討することが必要である。

ウ. 教育財政の見直しに当たっては、既存の制度、施策の全般にわたり、当初の目的が達成されたものはないか、他の方法で対処できないのかなど、常に新しい目で点検し、合理化、効率化に努める必要がある。

今次教育改革の推進に当たっては、以上の考え方を踏まえ、教育改革の方向に即し、資金の重点的・効率的配分に努めつつ、国家財政全般との関連において、適切な財政措置を講じていく必要がある。

## 結び

今次教育改革は、現在の教育荒廃を克服して教育への信頼を高め、21世紀を目指して創造的で活力ある社会を築くに当たって欠くことのできない歴史的事業である。

その実現のためには、まず政府が本答申で述べた改革提言の実施について最大限の努力を払い勇断をもって所要の措置を講ずることを切望する。

本審議会は、第一次答申および本答申を通じて多岐にわたる改革提言を行ってきたが、第一次答申における本審議会の主要課題のうち、まだ十分な審議を尽くすことができなかったものも残されている。これらの課題としては、例えば、次のようなものが挙げられる。

- ① 生涯学習体系への移行に関するもの  
資格の評価等を含めた評価の多面化
- ② 初等中等教育の改革に関するもの  
幼児教育、教科書、高等学校入学者選抜方法、障害者教育
- ③ 高等教育の改革に関するもの  
高等教育機関の組織・運営（組織・運営、教員、財政と大学の設置形態）
- ④ 国際化への対応のための改革に関するもの  
国際理解のための教育、国際化からみた教育上の諸問題
- ⑤ 情報化への対応のための改革に関するもの  
情報化の文化的影響と教育
- ⑥ 教育行財政の改革に関するもの  
官・民の役割分担、民間教育機関、教育にかかる規制、教育費・教育財政
- ⑦ 秋季（9月）入学の問題、スポーツと教育に関するもの

なお、21世紀に向けての教育の基本的な在り方について引き続き検討するとともに、第一次答申および本答申が提言した課題についても、その実施状況を見守り必要に応じ審議することとしたい。

本審議会としては、国民の期待にこたえるべく、各界の意見に十分耳を傾けながら、1年有余の残された期間、さらに教育改革の諸課題について審議を進め、その責を果たす決意である。

教育改革の成否は、政府の積極的対応はもとより、国会の理解や地方公共団体の協力、教育関係者をはじめ、すべての国民の熱意にまつところが極めて大きい。

国民的合意による教育改革を実現するため、各界の深い理解とさらなる協力を期待したい。

## II. 教育改革に関する第二次答申（要旨）

## はじめに

本審議会は、ここに、「教育改革に関する第二次答申」を取りまとめた。

本答申では、21世紀に向けての教育の基本的な在り方を示すとともに、家庭、学校、社会を通じる教育改革の諸課題について、総合的、基本的な改革提言を行っている。

本答申で目指すものは、個性重視の原則に立って、生涯学習体系への移行を主軸とする教育体系の総合的再編成を行うことにより、現在の教育荒廃を克服し、21世紀に向けて我が国における社会の変化および文化の発展に対応する教育を実現しようとすることがある。

本審議会は、第二次答申においては教育改革の基本的な全体像を明らかにする必要があるとの観点に立って、改革全体に向けて波及効果の大きい課題および国民が強く期待している課題を重視しながら、審議を続けてきた。

なお、近年とくに深刻の度を増しつつある「いじめ」をはじめとする教育荒廃の問題については、その背景にある要因を深く掘り下げ、改革のための総合的・基本的な在り方を示すことが重要であるとの考えに立って、本答申においては、関連する各章節においていじめ問題への当面の対応も含め必要な施策の提言を行った。

# 第1部 21世紀に向けての 教育の基本的な在り方

## 第1節 歴史の教訓

### (1) 「第1の教育改革」と戦前の教育

- 貧困からの脱却、外からの脅威への対抗の二つが基本課題の時代においては、個人・家庭・学校・社会・国家の目標は一義的に明確に設定しやすい。
- 学制公布以来の我が国戦前の近代学校教育の基本理念が、立身出世・殖産興業、近代化、西欧化、工業化を通じての「富国」に重点を置いたものであった点は、戦後教育との連続面としてとえることができる。

他方、戦争と敗戦の結果として、軍国主義、極端な国家主義が否定されたことは、戦前と戦後の教育の非連続面として正確に認識しておかなければならない。

### (2) 「第2の教育改革」と戦後の教育

- 戦後教育改革の目的は、軍国主義および極端な国家主義教育等を排除し、平和国家・文化国家の建設、民主主義・自由・平等の実現を目指し、人格の完成を教育の目的として確立することにあった。
- 戦後復興期から高度経済成長期にかけての戦後教育の量的拡大等により、教育の機会均等の確保、教育水準の維持向上が図られた。
- 高度経済成長と追い付き型近代化の終了以降の時期では、中央教育審議会の46年答申の意欲的な諸提案も教育界の現状維持志向の壁に阻まれ実行に移すことができず、教育荒廃が深刻化するなかで、現在の教育改革へと連なっている。

## 第2節 学校教育の荒廃

### (1) 危機に立つ学校教育

○ 近年に至って、学校や教師、教育界への不信の声が高まっている。この厳しい現実とその背景にある深刻な教育荒廃の事実を直視し、子どもたちの未来のために、相携えて学校改革、教育改革に立ち上がる必要がある。

○ いじめ、校内暴力、受験競争の過熱等の教育荒廃の諸症状の総合判断を通して、この複雑で根深い病理メカニズムの本質を解明することができない限り、学校改革、教育改革の正しい处方箋を見出すことはできない。

### (2) 教育荒廃の諸要因

- 「教育荒廃」と総称されている社会病理現象の諸要因は、近代工業文明の特質・限界、日本社会・文化の特質・変動、我が国学校教育の特質・変動と関連する問題群に大別して分析することができる。
- これらの各問題群別の分析を踏まえ、現在の教育荒廃の要因とその解決策にかかわる重要な視点は、次の諸点。
  - ① 教育荒廃は子どもの心の荒廃であり、これをもたらした原因と責任は、その最も根深いところで大人社会全体にあるという自省自戒の視点。
  - ② 子どもの心の荒廃をもたらした大人社会の病因は、近代工業文明、追い付き型近代化、高度経済成長の「負の副作用」、とりわけその人間の心身両面の健康への悪影響、文化・教育面への副作用等の発見とその対応が遅れたことと深くかかわっているという反省の視点。
  - ③ 近代工業文明の負の副作用の内容の認識の視点。
    - ・ 近代工業文明による環境の悪化等により、子どもの精神と身体の健康が脅かされており、また、自然との触れ合いの喪失、間接経験の肥大、実生活体験と学校の分離や便利さの代償としての人間の資質の退行、モラトリアム化等があること。
    - ・ 豊かな社会の実現により、従来、逆境のなかで育まれた自立心、自己抑制力、責任感、思いやりの心などが衰弱してきたこと。

- ・ 都市化の進展による大衆社会化状況のなかで、価値意識の多様化・相対化により、社会の統合を維持する力が低下していること。
- ・ 近代化の過程における伝統的価値規範の弱まりなどによる社会の統合力の低下や家庭機能の衰弱などによる基本的な生活習慣の形成、しつけ等の不足がもたらされていることなど。

#### (3) 学校教育の「負の副作用」

- 我が国の学校教育の画一的・硬直的、閉鎖的な体質、学歴偏重、極端な管理教育などが豊かな人間形成を妨げ、子どもの心理的重圧感と欲求不満を高めている。
- 現在の我が国の学校教育は、子どもの意識、生活、環境に生じている変化についての認識と対応に遅れをとっている、子どもの心を読み取る能力が低下し、子どもの欲求不満や心の荒廃の原因を正確に把握する力が弱まっている。
- 現在の学校教育は子どもの自主的精神、個性、自律性を伸ばすという点で極めて不十分であり、それが子どもの人格形成を妨げている。
- 学校の閉鎖性が、教育荒廃の早期発見を妨げ、学校の無責任体制を助長し、学校や教師の社会的信頼度を急激に低下させている。

#### (4) 教育界の信頼の回復

- 教育界の不信の構造が、歴史的にもたらされた戦後教育界の不幸な対立によってもたらされた点が少なくないことに思いを致し、この不信の一掃と相互信頼の回復、教育の主体性を確立することが極めて重要である。

### 第3節 未来からの挑戦

#### (1) 教育における「不易」と「流行」

教育は未来に直面するに際して、常に「時代をこえて変わらないもの」をしっかりと見つめ、人類文化ならびに日本文化の優れた遺産や伝統の維持・

継承に努め、この不易なるものを次世代に受け継がせていかなければならない。同時に、「時代とともに変化していくもの」を鋭敏な感覚で受け止め、これに柔軟かつ創造的に対処していくことが必要である。

#### (2) 未来展望

##### ① 国際化の進展

- 新しい段階における「国際化」は、全人類的視野に立って、人類の平和と繁栄、地球上の様々な問題の解決に積極的に貢献することである。
- 次世代の日本人には、これまで以上に深く、日本人としての文化的素養・能力と広い国際社会に関する認識、異文化と十分に意思の疎通ができる語学力、国際的礼節等が求められることとなる。

##### ② 情報化の進展

- 科学技術の高度化、とくに情報化の進展は、双方向性、ネットワーク性等をもつパーソナルメディアの急速な発達等をもたらし、研究・教育の在り方を根本から変える可能性をもつことから、知識生産能力の高い、情操豊かな創造的人間がより求められることとなる。
- 情報化の進展、生命科学の発達も、光と影の両面をもつていて十分に注意する必要がある。直接経験の減少と間接経験の肥大、情報過多等に伴う各種の不適応など、情報化への対応いかんでは人間の心を貧しくしかねない要素があることも忘れてはならない。

##### ③ 成熟化の進展

- 生産面では、我が国の産業構造がいわゆる経済の情報化・ソフト化・サービス化の傾向を示す可能性が大きい。
- 生活水準の上昇、選択の自由の拡大、価値観の多様化は、豊かさ、便利さ、自由などの代償として、人間の精神的・身体的能力の退行、確固たる自我形成の遅れ、社会連帯意識の崩壊、規範意識の低下などをもたらす。

豊かさ、便利さ、自由を使いこなす能力の育成が課題である。

- また、我が国は、急速に高齢化社会に、「人生50年時代」から「人生80年時代」へ移行しているが、このことから、社会的活力の低下が懸念される。

#### 第4節 21世紀のための教育の目標

##### (1) 教育基本法の精神

- 今次教育改革は、幅広い国民的合意を基礎に教育基本法の精神を我が国教育土壤にさらに深く根付かせ、21世紀に向けてこの精神を創造的に継承・発展させ、実践的に具体化していくことでなければならない。
- 「人格の完成」は、普遍的、理想的、超越的な究極の価値を永遠に求め続ける人間の営みのなかにある。
- 現在の教育荒廃の深い反省に立ち、「人格の完成」の意味を再認識し、個人の尊厳、個性の尊重、自由・自律、自己責任、人間の心の重要性を強調することが必要である。
- 「平和的な国家及び社会の形成者」としての「心身ともに健康な国民」の育成は、平和国家、文化国家、民主主義の成熟を目指す正しい国家意識の涵養、勤労と責任を重んじるなどの社会的責任の自覚、個性豊かな文化や伝統の継承・発展のための努力の必要性を明確にしたものといえよう。

##### (2) 21世紀のための教育の目標

- 教育基本法の精神等を基礎として、21世紀に求められる教育の目標を現段階でまとめると、次のようなものがとくに重要と考えられる。  
一、ひろい心、すこやかな体、ゆたかな創造力
- 徳・知・体の調和の中に、真・善・美を求め続ける「ひろい心」と「すこやかな体」を大切に育むこと
- 芸術、科学、技術等のあらゆる分野における「ゆたかな創造力」の開花

が必要

#### 二、自由・自律と公共の精神

- 「自由・自律の精神」とは、自ら思考し、判断し、決断し、責任を取ることのできる主体的能力、意欲、態度等を総括しているもの
- 公共のために尽くす心、他者への思いやり、社会奉仕の心、郷土・地域、そして国を愛する心、社会的規範や法秩序を尊重する精神の涵養、さらには異質性・多様性への寛容の心などが必要

#### 三、世界の中の日本人

- 國際的視野の中で日本社会・文化の個性を自己主張でき、かつ多様な異なる文化の優れた個性をも深く理解することのできる日本人の育成が不可欠

#### 第5節 21世紀のための教育体系の再編成

##### (1) 教育体系再編成の必要性

- 生涯学習体系への移行を主軸として、学校中心の考え方を脱却し、21世紀のための教育体系の総合的な再編成を提案する。
- その時代背景としては、①学校教育体系の肥大化に伴う弊害、とくに学歴社会の弊害の是正の要請、②学習意欲と学習需要の新たな高まり、多様な新しい教育サービス供給体系の登場および科学技術の高度化等に対応した社会と教育・研究組織の相互の緊密化の要請が重要な点である。

##### (2) 教育体系の再編成の目標

- これからの学習は、学校教育の自己完結的な考え方を脱却するとともに、学校教育においては自己教育力の育成を図り、その基盤の上に、自発的意に基づき、自己に適した方法を自らの責任で選択し、生涯を通して行われるべきものである。

(3) 教育体系の再編成の基本方向ー新しい柔軟な教育ネットワークの形成ー

- 人間の各ライフステージ別、発達段階別の学習・教育についてのその連續性、適時性、選択性等の諸問題を、新しい諸科学の知見を最大限に活用しながら検討してみる必要がある。
- 家庭・学校・社会教育、職業能力開発、情報・教育・文化産業等による教育活動を、人間の各ライフステージとの関連において総合的なネットワークとしてとらえ直す必要がある。
- 各省庁所管の教育関連施策を総合的な観点から見直し、より効果的な多元的、重層的な協力のネットワークを形成するよう努めるとともに、官と民、国と地方の間でも役割分担の見直しを進める必要がある。
- 世界各国の優れた経験に学びつつも、これまで我が国の社会や文化の中に定着していた多様で自発的な日本的特色をもった生涯学習の経験、伝統を再発見、再評価して、これを独創的に発展させていくという視点が不可欠である。

## 第2部 教育の活性化とその信頼を高めるための改革

### 第1章 生涯学習体系への移行

#### 第1節 生涯にわたる学習機会の整備

生涯学習体系への移行を目指し、人生の各段階の要請にこたえ、新たな観点から家庭教育、学校教育、社会教育など各分野の広範な教育・学習の体制や機会を総合的に整備する必要がある。

ア. 生涯学習の原点として、家庭の教育力の回復に努める。また、青少年の教育の場としての地域の役割を重視するとともに、高齢化、成熟化などの社会の変化に対応して、職業能力開発の充実、婦人や高齢者のための学習機会の整備に留意する。

イ. 学校は生涯学習のための機関としての役割を担っている。

この観点から、初等中等教育段階においては、基礎・基本の徹底、自己教育力の育成、教育の適時性等に配慮する。また、学校教育において職業教育を振興する。

さらに、大学等の高等教育段階においては、専門分野の知識・技術の習得の徹底、幅広い思考力の育成等に留意し、教育機関としての機能を活性化する。

ウ. 社会や経済の諸変化に対応し、大学、高等学校等を社会人が学習できる場として整備する。このため、入学資格の自由化・弾力化の方向に沿ってシステムの柔軟化などについて検討を進める。それとともに、学習の成果が活用されるよう留意する。

## 第2節 生涯学習のための家庭・学校・社会の連携

生涯学習体系の中で家庭・学校・地域など教育の各分野の役割や責任を明確にするとともに、相互の連携を図ることが必要である。

ア. 学校教育の役割の限界を明確化し、家庭や地域の教育力の回復と活性化を図る。

イ. 学校五日制への移行などについて検討する。

ウ. 学校の機能や場を地域住民に開放することを推進する。また、大学等による地域住民に対する学習サービスの充実に留意するとともに、産業振興に関する教育・研究を実施する地域センターの設置について検討する。

エ. 社会教育行政については、生涯学習体系への移行という観点から、新しい時代の状況に対応するよう、社会教育に関連する法令を含め総合的に見直す。

また、大学等の学校教育との効果的な連携を図りつつ、職業能力開発を総合的に推進する。

オ. 人々の学習への動機や意欲を高めるため、公開講座の単位認定など学習に対する奨励措置を検討する。

カ. 生涯学習関係の事業について、民間の活力の活用を図るとともに、生涯学習に関する施策が効率的に行われるよう、各種施策の調整・連携を強める。

## 第2章 家庭の教育力の回復

### 第1節 家庭教育の意義

いじめ、校内暴力、少年非行などの教育荒廃の背景には、学校教育にかかわる問題などとともに、家庭教育の役割が十分に果たされていないというゆゆしい問題がある。

今日、子どもたちの心の荒廃を克服していくためには、乳幼児期に親と子の基本的な信頼関係（親子の絆）を形成するとともに、その上に立って適時・的確なしつけを行い、自己抑制力、他人に対する思いやりなどを身に付けさせることが大切であるが、これらは親が果たすべき重大な責務である。

このため、教育を学校のみの問題としてとらえがちであったことについて、家庭が反省し、自らの役割や責任を自覚することが何よりも重要である。

それとともに、学校はいじめなどの問題を学校の中だけで解決しようとする閉鎖的な態度を改め、家庭との連携を進める必要がある。その際、家庭の教育力の低下を学校が安易に補完するのではなく、家庭の実情を考慮しながらも、まず家庭に問題を投げかけてみることが大切である。

このような観点に立って、家庭の教育力の回復に資するための施策を推進する必要がある。

### 第2節 家庭教育の活性化

家庭・学校・地域の三者が一体となって子どもを育てる視点に立ち、家庭が自らの役割や責任を自覚するとともに、家庭基盤の整備の推進などにより、家庭の教育力の回復を図る必要がある。

ア. 親となるための学習を充実する。この観点から家庭科等を見直す。

イ. 子どもの心をめぐるカウンセリングの普及を図る。その他、育児休業や新井戸端会議などを推進し、家庭が教育力を回復するための援助を行い、家庭基盤の整備を図る。

ウ. 生命や自然への畏敬の念をもつなどの情操を養い、心と体の健康を育むため、自然体験学習、都市と農山漁村との交流を推進するほか、地域の教育力の活用と活性化を図る。

エ. 家庭・学校・地域が、それぞれの役割を踏まえつつ連携し、三者一体とな

って子どもを育てるための環境をつくる。この観点から、PTA活動の活性化、学校教育活動への地域住民参加の推進、学校給食の見直しなどを行う。

### 第3章 初等中等教育の改革

#### 第1節 德育の充実

子どもにとって、家庭は人間形成の最初の、かつ、基盤的な場であり、そこから学校・地域へと生活圏が拡大する。こうしたなかで、学校においては、家庭・地域との連携のもとに、その教育活動の全体を通じて、德育の充実を図る必要がある。

ア. 初等教育においては、基本的な生活習慣のしつけ、自己抑制力、日常の社会規範を守る態度などの育成を重視する。また、中等教育においては、自己探求、人間としての「生き方」の教育を重視する。

イ. 児童・生徒の発達段階に応じ、自然の中での体験学習、集団生活、ボランティア活動・社会奉仕活動への参加を促進する。

ウ. 小・中学校の教育課程における特設「道徳」については、その内容を見直し、重点化を図る。また、道徳的実践力を育成するため、特別活動等における道徳指導との関連を強化する。

エ. 道徳教育の充実に資するため、適切な補助教材の使用を奨励する。

オ. 教員養成、現職研修の改善に当たっては、道徳教育に関する教員の指導力を高めるようにする。

#### 第2節 教育内容の改善

##### (1) 教育内容の改善の基本方向

初等中等教育においては、生涯にわたる人間形成の基礎を培うために必要な基

礎的・基本的な内容の修得の徹底を図るとともに、社会の変化や発展のなかで自らが主体的に学ぶ意志、態度、能力等の自己教育力の育成を図る。また、教育内容や指導方法の多様化を推進するとともに、学校教育をできるだけ社会に開かれたものにすることに留意する。

ア. 小・中・高等学校を通じ、学校段階ごとの教育内容の重点化を図るとともに、その教育内容の量や程度が各学校段階の児童・生徒にふさわしいものかどうかを見直し、一層の精選を図る。

この際、創造力・思考力・判断力・表現力の育成を図ること、我が国の伝統や文化についての理解を深め日本人としての自覚の涵養を図ること、体力の増進と健康教育の充実を図ること、情報化、国際化の進展のなかで主体的に活動し得る能力を育成することなどを重視する。

また、とくに小学校段階においては、読・書・算の基礎の修得と社会性や情操などの涵養を重視する。

イ. 中等教育段階においては、とくに個性の伸長を重視する観点に立って、教育内容の多様化を図る。このため、必修教科と選択教科や普通教育と職業教育の在り方を見直す。

また、生徒が自己の進路・職業などについて考え、さらに、将来に向かってその自己実現が図られるようにするため、進路指導の在り方を改善する。

ウ. 個々の児童・生徒に対し、行き届いた教育を行い、豊かな人間性を育成するため、指導方法を多様化するとともに評価の在り方を改善する。

エ. 学校教育活動を社会に開かれたものとするため、社会参加・ボランティア活動の導入、高等学校における技能連携など企業や専修学校等との連携、成人学習の機会の拡大を図る。

##### (2) 教科等の内容・構成

教科等の内容・構成の在り方について、上記(1)の基本方向に沿って見直すと

ともに、その際、とくに児童・生徒の心身の発達段階や教育の継続性、教育内容の体系などを考慮する必要がある。

ア. 小学校低学年においては、教科の総合化を進める。

イ. 中等教育段階における「社会」科の教科構成の在り方、家庭科の内容と取扱いについて検討する。

ウ. 健康教育を充実するため、道徳・特別活動および保健体育など関連する教科の内容、在り方を検討する。

### (3) 教育内容にかかわる制度の運用上の改善

社会の変化や発展、地域や学校の実態、児童・生徒の心身の発達段階や多様な個性に対応し、適切な教育課程が編成できるようにするとともに、各学校段階間の接続を円滑にするため、教育内容にかかわる制度をできる限り柔軟にする必要がある。

ア. 学習指導要領については、多様な創意工夫ができるようより大綱化を図るとともに、教科によっては、基礎・基本にわたる事項をより明確に示すことやより充実することにも配慮する。また、選択の拡大、例外の許容についても配慮する。

イ. 教育内容の在り方、取扱いなどと関連し、高等学校の修業年限については、3年以上とする方向で弾力化することを検討するとともに、単位制の利点の活用を図る。

ウ. 学校等間の接続・連携については、その円滑化を図るとともに、とくに高等学校職業科の卒業生については、大学入学者選抜において特段の配慮を加えるようにする。

## 第3節 教員の資質向上

### (1) 教員養成・免許制度の改善

教員養成については、教員に広く人材を求める観点から、現行の開放制を維持すべきであるが、現在の教職課程の在り方、社会人の活用等には解決すべき問題が少なからず見出されるので、その速やかな改善を図る必要がある。

ア. 教員養成における教科・教職科目の内容については、近年の児童・生徒の状況、小・中・高等学校等の教育内容の変化等に対応する観点から見直す。

イ. 教育実習については、初任者研修制度の実施との関係も考慮しつつ、実習の期間、内容等を含め、見直すとともに、小・中・高等学校等の各段階に応じて、観察・参加・授業実習等の配分等について検討する。

ウ. 教職課程をとらなかった学生や社会人で教員免許状の取得を希望する者のため、必要に応じて半年から1年程度の教職に関する特別の課程を設置することができるようとする。

エ. 教員免許制度については、高等学校教育における多様化への対応、職業等の教科における優れた人材の確保、外国語教育の充実などの観点から、その柔軟化を図る。

オ. 社会人の活用を図り、学校教育を活性化するため、都道府県教育委員会で認定できる特別の免許状制度を創設する。また、非常勤講師については、免許状を有しなくても教科の一部領域に係る授業を担任し得るよう免許制度上の特例措置を講ずる。

### (2) 採用の改善

教員としてふさわしい資質を備えた人材を確保することは、重要な課題であり、教職への第一歩をなす採用の在り方を改善する必要がある。

ア. 教員としての能力・適性等を多面的にみるため、選考方法の多様化を図る。

イ. 教員採用スケジュールについては、一般のルールに従い、その早期化を図る。

### (3) 初任者研修制度の創設

教職生活へのスタートに際して現職研修を行い、新任教員が円滑に教育活動へ入っていくよう援助することは重要である。このため、国・公立の小・中・高等学校および特殊教育諸学校の新任教員に対して、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させるため、次のような考え方立って初任者研修制度を導入することとし、早急に具体策を検討する。

ア. 新任教員に対し、採用後1年間、指導教員の指導のもとにおける教育活動の実務およびその他の研修を義務づける。

初任者研修制度の実施に当たっては、校長のリーダーシップのもとに、指導教員を含め学校全体としての協同的な指導体制を確立することが肝要である。

イ. 新任教員を配置した学校に対しては、特別の指導教員を配置するほか、各都道府県においては、研修担当指導主事の配置を含め、研修体制の整備を図る。

ウ. この制度の導入に伴い、教員の条件附採用期間を6か月から1年に延長する。

#### (4) 現職研修の体系化

学校や教員に対する社会の期待は極めて大きいので、教員に対しては、専門職として、職責の重大性を自覚し不断に研鑽に努めることを求める。

ア. 教員の現職研修は、各学校の日常の教育実践と結びついて行われる校内研修を基盤として、組織的、計画的に行うようにするため、国、都道府県、市町村の役割分担の明確化と、研修を有機的に組み合わせた研修体系の整備を図る。

イ. 自己のこれまでの教育実践などを省察するとともに、新たな知見を得、自己の活性化と指導力等の一層の向上を図るため、教職生活の一定年限ごとの研修制度の整備を図る。

ウ. 自己啓発的研修を奨励するため、研修助成等の方策や顕彰制度の充実に努める。

#### 第4節 教育条件の改善

児童・生徒を取り巻く環境について、豊かな心を育てるよう配慮するとともに、多様な個性に応じ適切な教育が受けられるようにするため、教育条件については、教育環境の人間化の観点に立ってその改善を図る必要がある。

ア. 児童・生徒が個性に応じた適切な教育が受けられるようにするため、過大規模校を解消し学校規模の適正化を図る。

イ. 学級編制および教職員定数については、当面、小・中学校における40人学級の実施を含む現行の教職員定数改善計画を円滑に実施する。また、現行改善計画の完成後は、小・中学校の教員配置について、欧米主要国における教員と児童・生徒数の比率等を参考としつつ、児童・生徒数の推移等を勘案しながら、さらに改善し、学級編制基準については弾力化する。

ウ. 施設・設備については、屋外環境も含めて、豊かな人間性の育成、教育方法の多様化等への対応の観点から、その改善を図る。

エ. 高等学校については、多様な教育課程が編成、実施できるよう、学級編制および教職員定数の改善を図る。

#### 第5節 「いじめ」問題への当面の対応

昨今の「いじめ」問題は、極めて憂慮すべき事態である。関係者は、これを自らの問題として受けとめ、その解決のため全力を挙げて取り組むことが何よりも重要である。この問題は、教育条件の改善、教育環境の人間化を進める一方、基本的には、家庭、学校、社会における総合的な改革を進めることによってその解決を図らなければならない。しかし、同時に、当面緊急の対応措置を講ずる必要

がある。

ア. 学校における生徒指導、とりわけカウンセリングの体制を充実・強化する。

また、保健室の機能を高め、養護教諭と学級担任教員などとの間の円滑な情報交換など連携強化を図る。

イ. 生徒指導上困難な課題を有する学校に対し、教員配置等を可能な限り重点的、優先的に行うようにする。また、過大規模校の解消など学校規模の適正化、屋外環境を含む施設の整備についても、これらの学校を優先する。

ウ. 市町村教育委員会においては、児童・生徒、その保護者など住民に対する教育相談の機能を整備する。また、教育委員会においては、とくに問題を抱える学校に対し、機動的に指導・助言に当たることができるようその組織体制の整備を図る。

エ. ふだんの努力にもかかわらず、学校だけで事態の解決が困難な場合には、いたずらに閉鎖的になることなく、教育、児童福祉、警察等の地域の関係機関と連携し、その解決に当たる。また、学校における教育活動、管理運営についての責任の所在を明確にし、生徒等に対する出席停止の措置や教員の人事を厳正に行うことも含め、適切な教育・指導、学校運営に努める。

オ. 各省庁をはじめ関係諸機関は、いじめの克服のために、さらに一層必要な施策を推進するとともに、情報交換、協力など連携を強化する。また、文部省等関係諸機関においては、いじめの実態、その原因や背景の究明に努め、その調査結果および対策等について積極的な情報提供に努める。

## 第4章 高等教育の改革と学術研究の振興

### 第1節 高等教育の個性化・高度化

#### (1) 大学教育の充実と個性化

大学教育を充実し、個々の大学がそれぞれ特色ある教育を実現する必要がある。

ア. 学部教育については、一般教育と専門教育の内容や在り方を検討するとともに、教育研究組織の構成についてこれまでの枠組みにとらわれない個性的な設計を可能にし、教育方法の多様化を促進するなどの改革を進める。

イ. 現行の単位の在り方を再検討し、単位制の長所を生かし得るよう学期や学年の取扱いを弾力化し、編入学、転学・転学部の可能性を拡大する。

ウ. 大学入学資格については、自由化・弾力化の方向に沿って検討を進める。

エ. 以上の諸改革を実現するため、大学設置基準、短期大学設置基準等を根本的に見直し、その大綱化、簡素化を図るとともに、関係法令の見直しを行う。

#### (2) 高等教育機関の多様化と連携

高等教育機関の多様な発展を促し、その相互の連携・交流を推進する。このため、4年制大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程等が、それぞれの個性を確立し、多彩な機能を発揮し得るよう、それらを助長する施策を講ずる。

ア. 短期大学については、学科や教育課程の多様化、教育内容の弾力化を図る。

イ. 高等専門学校については、工業、商船以外の分野への拡大や名称変更を検討する。

ウ. 芸術系大学等の育成や充実は重要な課題であり、それぞれの特色を一層發揮させる施策を講ずる。

エ. 生涯学習体系への移行の観点からも、単位累積加算制度の導入を検討し、専修学校、教育訓練機関等一部の学校について、大学との単位互換、単位累積加算制度への参加の道を開くとともに、学位授与機関の創設について検討する。

#### (3) 大学院の飛躍的充実と改革

社会の進展に伴って、今後、高度かつ創造的な教育・研究の場としての大学院

は重要性を加え、それへの需要は増大すると考える。また学術研究の基盤を培い、我が国が国際的に積極的な貢献を果たすためにも、大学院の飛躍的充実と改革は緊要の課題である。

ア. 修士課程については、専門教育をさらに充実し、補強する場ならびに高度専門職の養成と研修の場として整備・拡充を図る。また、社会に開かれた弾力的な措置を積極的に講ずる。さらに、専門分野によっては修業年限の標準を1年とすることについても検討する。

イ. 博士課程については、若手研究者としての位置付けなど研究者の育成に力点を置いて整備・拡充を図るとともに、社会人受入れのための弾力化の措置を講ずる。また、専門分野の特性を考慮しつつ、その修業年限の標準を3年とすることについても検討する。

ウ. 優れた学生について、学部3年次修了時での大学院への進学を認める措置を考慮する。

エ. 大学院の形態については、従来の在り方に加え、独立研究科等その多様化を促進し、また、固有の教員組織、施設・設備を強化する。

オ. 博士の学位の取得が困難な状況を改善するとともに、今後、学位制度の在り方についても検討する。

#### (4) 大学の評価と大学情報の公開

大学がその社会的使命や責任を自覚し、大学の根本理念に照らして絶えず自己の教育、研究および社会的寄与について検証し、評価を明らかにするとともに、教育、研究等の状況についてその情報を広く国内外に公開することを要請する。

### 第2節 学術研究の積極的振興

#### (1) 大学における基礎的研究の推進

学問の創造は大学の基本的使命であり、自由かつ自発的な基礎的研究を通じて、

学問の全分野における基盤を強固に形成する任務を負っている。視野を人類世界に置き、伝統の継承と新しいものへの挑戦、時代的要請の受容と社会への寄与に努め、学術研究の質の高度化を実現しなければならない。ことに、国際的評価に耐え得る基礎的な学術の振興は、今後我が国が担う最も重要な課題である。

ア. 大学における弾力的な研究組織を築くための条件整備とともに、大学附置研究所、共同利用研究所等の点検や改善に努める。

イ. 若手研究者の育成のため、ポスト・ドクトラル・フェロー制度を拡充するとともに、助手の在り方などについて見直しを行う。

ウ. 研究支援体制を抜本的に見直し、その強化を図るとともに、学術情報システムを整備し、研究費を拡充する。

エ. 先端的な学術研究を推進するとともに、人文・社会科学の振興と深化に格段の配慮を払う。

#### (2) 大学と社会の連携の強化

大学は、これまで、人材の養成と学問の創造を通じて社会的寄与を果たしてきたが、今日、社会の知識化が高まる状況のもとで、学術研究上の産・官・学の協力に対する要請には一段と強いものがある。産・官・学の協力が深められるためには、これら三者がそれぞれの立場や特性を相互に理解し、尊重し、しかも目的意識を共有し、互いに力を合わせることが重要である。その在り方は画一的ではあり得ないが、基本的に産・官・学における人、情報、物の相互交流を教育・研究の両面にわたり活性化すべきである。

ア. 人材交流を促進するためには、非常勤講師の活用、客員教授の在り方の検討を進めるとともに、大学教員が民間等との研究協力に従事し得る措置を講ずる。

イ. 民間企業等の技術者などに対する継続教育として大学院修士課程の弾力化などの措置を考慮する。

ウ. 学問に関する情報の効率的な交換を積極的に進めるため、研究成果の公開や学術情報体制の充実を図る。

エ. 産・官・学の共同研究制度等の一層の拡大を図るとともに、大学への民間資金の円滑な導入とその有効な利用について改善措置を検討する。

### (3) 学術の国際交流の推進

大学は基本的に国際的性格を備えるものであり、学術研究は根本的に人類共同の営みである。また、我が国が国際場裡において信頼と尊敬を受け、世界の平和と進歩への寄与と責任を果たしていくためにも、国際的視点での高等教育の整備を基盤として、以下の施策を講ずることにより学術や文化の国際的交流をさらに深めることが要請される。

ア. 研究者、とくに若手研究者を中心とする研究者の国際交流を積極的に拡大する。

イ. 大学間協定は大学間の国際交流の推進上極めて有益であり、その実効を上げるための促進措置を講ずる。

ウ. 国際的な学術の共同研究への参加を積極的に行い、とくに発展途上国との学術交流に格段の配慮を払う。

エ. 学会活動や学術情報の交流を国際レベルで活発化するため、必要な措置を講ずる。

オ. これらの諸活動に対応するため、大学等における国際学術交流事業推進組織の強化を図る。

### 第3節 ユニバーシティ・カウンシル（大学審議会－仮称）の創設

我が国の高等教育の在り方を基本的に審議し、大学に必要な助言や援助を提供し、文部大臣に対する勧告権をもつ恒常的な機関として「ユニバーシティ・カウンシル（大学審議会－仮称）」を創設する。

## 第5章 社会の教育の活性化

### 第1節 自主的な学習活動の促進

生涯学習体系への移行という観点から、従来から地域で行われている生活に役立つ学習など様々な学習活動を推進し、自主的活動を促進する。

ア. 学習要求の多様化、高度化や自由時間の増大、学習者の日常生活圏の拡大に対応して学習情報のネットワーク化を図るとともに、とくに、学習者に対する情報提供、相談体制の整備など行政体制の整備を図る。

イ. 民間における教育・スポーツ・文化事業を支援するための制度の整備を図る。

ウ. 学習活動等による地域社会への参加の促進や地域連帯の育成を図る。

エ. 青少年や成人が生きがいや充実感をもって生きていくためのボランティア活動の振興など社会参加の機会を拡大する。

オ. 社会教育指導者の確保と資質の向上を図る。

カ. 学習機会の拡充等の観点から、放送大学については、その特性を生かした新しい学習形態の開発などを行い国民の期待にこたえる努力が大切である。さらに、実績等を絶えず評価しつつ、対象地域の拡大、メディアの多角化による聴講機会の拡充などその充実を図るため、いわゆる第3セクター方式の活用を含め、その将来構想について多角的に検討する。

また、社会教育等の分野で新しいメディアの活用を図る。

### 第2節 生涯職業能力開発の総合的推進

生涯学習社会を建設するため、40有余年と長期化した職業生涯を通じた職業能力開発を総合的に推進する。

ア. 企業における職業能力開発は、仕事を通じての教育訓練だけではなく、仕

事を一時的に離れて行う教育訓練が勤労者の職業生活の各段階に応じて段階的かつ体系的に行われるよう振興する。

イ. 大学、大学院等を社会人が学習する場として整備するとともに、民間の職業訓練施設等を生涯職業能力開発のための施設として育成する。また、これらを有効に活用できるネットワークなどの仕組みの整備についても検討する。

ウ. 公共職業訓練施設については、企業内の教育訓練や専修学校等と連携しつつ、とくに、企業において対応が困難な地域の勤労者の生涯職業能力開発を総合的に推進するよう体制整備を図る。

エ. これらの施策が有効に活用されるよう労働時間の短縮、有給教育訓練休暇制度の普及を図りながら、勤労者の自己啓発を推進する。

オ. 社内検定制度の普及、技能検定制度その他各種職業資格制度の改善を進め職業能力評価制度の整備充実を図る。

## 第3部 時代の変化に対応するための改革

### 第1章 国際化への対応のための諸改革

#### (1) 帰国子女・海外子女教育への対応

将来の日本にとって、海外経験を積んだ帰国子女は貴重な財産と考えるべきである。帰国子女教育への対応の基本は、現地で学んだ利点が、日本の学校に入学する際や入学後に正当に評価されるよう日本の学校で工夫がなされることである。

ア. 帰国子女については、初等中等教育段階での円滑な受け入れや高等学校・大学入学者選抜における別枠の設定および特別の選抜方法の実施を一層促進するなど量的にも質的にも積極的な対応策を講ずる。

さらに、日本の学校は、日本語のできない外国人の子どもが進んで入学するような学校であることが今後の進んでいくべき方向であり、それに向けての関係者の努力を期待したい。

イ. 海外子女教育については、日本人としての基礎の育成を重視しつつ、それぞれの地域の実情、帰国後の受け入れ状況等も勘案しながら、できる限り現地で得られる経験を多く積ませるという基本的方向に従って、その在り方を工夫する。また、子女数の増大している高等学校段階に対する適切な教育施策を講ずる。

#### (2) 留学生受け入れ体制の整備・充実

留学生の受け入れは、日本の社会の国際化のためのみならず、世界的レベルでの教育研究水準の高度化、国際理解・国際協調の推進、世界の人材育成のためにも不可欠であり、その飛躍的な拡大を図る必要がある。

ア. 大学等とくに大学院における教育指導体制の充実や日本語教育体制の整備、

宿舎の確保、学位の取得など受入れ体制全般にわたる抜本的整備を速やかに行う。

- イ. 留学に当たって必要となる大学情報の提供に努めるとともに、入国、滞在等に当たっての諸規制の弾力化について配慮する。
- ウ. 留学生の受入れを推進するため、大学はもとより関係省庁、地方公共団体、民間法人・団体等の参画するような官民一体となった体制づくりなど、積極的な対応を進める。

#### (3) 外国語教育の見直し

現在の外国語教育、とくに英語の教育は、長期間の学習にもかかわらず極めて非効率であり、改善する必要がある。

- ア. 各学校段階における英語教育の目的の明確化、学習者の多様な能力・進路に適応した教育内容や方法の見直しを行う。
- イ. 大学入試において、英語の多様な力がそれぞれに正当に評価されるよう検討するとともに、第三者機関で行われる検定試験などの結果の利用も考慮する。

ウ. 日本人の外国語教員の養成や研修を見直すとともに、外国人や外国の大学で修学した者の活用を図る。また、英語だけでなくより多様な外国語教育を積極的に展開する。

#### (4) 日本語教育の充実

内外における日本語学習者の増大やその学習目的の多様化への対応が著しく遅れており、日本語教育の改善、充実が必要である。

- ア. 外国人を含めた日本語教員および研究者の養成を急ぐとともに、日本語の教授法や教材の研究・開発等を検討する。
- イ. 外国人に対する日本語能力試験を充実するとともに、日本語教員の資質向上を図るため日本語教員検定制度を導入する。

#### (5) 国際的視野における高等教育の在り方

外国から多くの留学生や研究者を受け入れるとともに、国際的に通用する日本人を育成するためには、日本の高等教育とくに大学そのものを国際的に広く開かれたものとすることが必要不可欠である。このためには、大学の教育内容、制度やその運営の在り方を基本的に見直し、大学を日本人だけのための閉鎖的教育機関とする発想を改め、世界の人才培养、学術や文化の発展などに貢献し得るような大学へと大きく転換させる必要がある。

- ア. このような観点から、教育方法などについて検討するとともに、学期の区分、転学・転学部などの制度を弾力化し、くわえて、外国人教員の任用を促進する。
- イ. 日本人の国際的認識を深めるために、高等教育の内容を国際的視野から再検討する。
- ウ. 日本人学生の留学および海外研修を充実する。

## 第2章 情報化への対応のための諸改革

#### (1) 情報化に対応した教育に関する原則

情報化に対応した教育を進めるに当たっては、情報化の光と影を明確に踏まえ、マスメディアおよび新しい情報手段が秘めている人間の精神的、文化的発展への可能性を最大限に引き出しつつ、影の部分を補うような十全の取組みが必要である。このような見地から、情報化に対応した教育は、以下の原則にのっとって進められるべきである。

- ア. 社会の情報化に備えた教育を本格的に展開する。
- イ. すべての教育機関の活性化のために情報手段の潜在力を活用する。
- ウ. 情報化の影を補い、教育環境の人間化に光をあてる。

## (2) 初等中等教育や社会教育などへの情報手段の活用と情報活用能力の育成

初等中等教育や社会教育などへの情報手段の活用を進め、それを通じて情報活用能力（情報リテラシー）の育成を図る必要がある。

- ア. 良質の教育用ソフトウェアの開発、蓄積、流通の促進のための本格的な施策に早急に着手する。
- イ. 情報化に関する教員の資質の育成を図る。
- ウ. 情報手段の教育活用に関する実践的な応用研究の促進に努めるべきである。

## (3) 高等教育や学術研究への情報手段の活用と人材の育成

高等教育や学術研究への情報手段の活用を進めるとともに、人間の精神的、文化的発展に貢献する方向に情報化社会をリードし、構築していく人材の育成を図る必要がある。

- ア. 大学の情報関係学部、学科の拡充を図り、あわせて学術情報システムの整備、図書館の情報化などの推進を図る。
- イ. 大学における情報関係学部、学科以外の学生に対する情報教育を拡充するとともに、先端的科学技術分野の人材養成のための新しい教育研究組織の設置を検討する。

# 第4部 教育行政財政改革の基本方向

## 第1節 基準・認可制度の改革

(1) 大学設置基準および学習指導要領等の基準の見直し  
国が定める教育に係る諸基準については、一定の水準の確保や質の維持・向上等を基本としながら、各教育機関の創意工夫が發揮されるような在り方が望まれる。

- ア. 大学設置基準等については、高等教育機関の高度化・個性化・多様化の推進、高等教育機関の柔軟性・開放性の確立の視点に立ち、科学技術の進展、知識システムの再編・統合、学際化・情報化・国際化等の進展に積極的、創造的に対応し得るよう、その大綱化・簡素化を図る。
- イ. 学習指導要領については、各学校や各地域における教育課程の編成に多様な創意工夫が發揮できるよう、内容の大綱化、重点の明確化を図るとともに、選択の幅の拡大、例外の許容に配慮する。

## (2) 私立小・中学校設置の促進

それぞれの建学の精神に基づいて設置される私立学校の役割は、今後一層重視される必要がある。

この観点から、私立の小学校・中学校については、その設置が促進されるよう、適切な諸方策を検討する必要がある。

## 第2節 地方分権の推進

### (1) 国・地方の役割分担の見直し

教育における地方分権を推進し、各地域や各学校の多様な個性、自主性、創造性がのびのびと發揮できるようにし、また、自律性と自己責任、当事者能力の強化を図る必要がある。

ア. 国の定める最低限度の教育上の基準を満たすことを前提に、都道府県、市町村等の各地方公共団体が、それぞれの地域の実情に応じて、その自主的判断と責任において、多様な制度や仕組みを作ることを許容し、新しい試みを行ふことを積極的に奨励する。

イ. 第一次答申で提案した6年制中等学校や単位制高等学校の設置・運用、本答申で提案する初任者研修制度の具体的実施方法、苦情処理の仕組み等については、各都道府県、市町村の裁量の範囲を広く認める方向で検討する。

ウ. 各都道府県と市町村との間においても、市町村の自主性等が一層発揮され、責任体制が確立される方向で、両者の権限の配分について再検討する必要がある。このこととの関連で、東京都の特別区の教育に関する権限については、特別区に市町村と同様の権限をもたせる方向で検討する必要がある。

#### (2) 教育委員会の使命の遂行と活性化

近年の校内暴力、陰湿ないじめ、いわゆる問題教師など、一連の教育荒廃への各教育委員会の対応を見ると、各地域の教育行政に直接責任をもつ「合議制の執行機関」としての自覚と責任感、使命感、教育の地方分権の精神についての理解、自主性、主体性に欠け、21世紀への展望と改革への意欲が不足していると言わざるを得ないような状態の教育委員会が少なくないと思われる。

教育委員会制度の本来の目的と精神に立ち返り、この制度に期待されている役割と機能を正しく発揮するためには、教育委員会の権限と重い責任を再確認し、いきいきとした活動を続けている教育委員会の優れた経験を交流し合い、一部の非活性化てしまっている体質を根本的に改善していくことが不可欠である。

このような観点に立ち、①教育委員の人選、研修、②教育長の任期制、専任制（市町村）の導入、③苦情処理の責任体制の確立、④適格性を欠く教員への対応、⑤小規模市町村の事務処理体制の広域化、⑥知事部局等との連携など、について具体的な改革を進めることを通じ教育委員会の活性化を図る。

#### 第3節 学校の管理・運営の改善

教師が常に自らを磨き、教育者としての能力を向上させていくためには、教師相互間に深い信頼と尊敬の気持ちが通い合っていることが重要であり、また、この信頼関係の確立は、教職員と児童・生徒・父母等の間でも重要である。

学校が、活力と規律を維持するためには、この相互信頼の基盤の上に、各学校に責任体制と校長の指導力が確立されていることが重要である。

ア. 校長の在職期間の長期化と若手の管理職登用の促進を図るとともに、校長を中心とする責任体制の確立と校長の教員人事に対する意見具申の一層の活用等を図る。

イ. 学校は、父母や地域住民の学校に対する意向等を適切に把握し、これに責任をもって対処する姿勢が必要である。

学校の適正な運営を阻害する違法・不当な行為については、関係者の自覚と反省を強く求めたい。

ウ. 一部に見られる過度に形式主義的・瑣末主義的な管理教育や体罰等を改め、学校に自由と規律の毅然とした気風を回復する努力が必要である。

#### 第4節 教育財政の展望

教育財政については、厳しい国家財政の制約がある中で、今後の教育改革の方向を踏まえ、その基本的な在り方をどう考えるか、幅広い角度から検討を行う必要がある。

教育財政に関する諸事項の本格的な審議は、基本的には今後の課題であるが、おおよその方向として、次のような諸点が挙げられる。なお、これらの点を含め、今後さらに審議を深めていくこととする。

ア. 21世紀に向けて、我が国社会の活力を維持し、さらに国際社会へ貢献し

ていくためには、目に見えない、しかし最も基本的な社会資本の整備として、教育・研究への投資を積極的かつ効果的に充実させていくことが必要である。

このため、国は、本審議会が提言する諸施策の実現に努力すべきである。

イ. 税制面においては、とくに高校生、大学生を抱える中高年齢層など教育費負担の重い層への配慮について検討することが必要である。

また、学校法人に対する寄附金等の民間資金の導入等を容易にするため、および私学経営の自立・自助による安定・充実に資するために、税制上の措置の活用、手続きの簡素化等を含め、きめ細かな方策を検討することが必要である。

ウ. 教育財政の見直しに当たっては、既存の制度、施策の全般にわたり、当初の目的が達成されたものはないか、他の方法で対処できないのかなど、常に新しい目で点検し、合理化、効率化に努める必要がある。

今次教育改革の推進に当たっては、以上の考え方を踏まえ、教育改革の方向に即し、資金の重点的・効率的配分に努めつつ、国家財政全般との関連において、適切な財政措置を講じていく必要がある。

## 結び

今次教育改革は、現在の教育荒廃を克服して教育への信頼を高め、21世紀を目指して創造的で活力ある社会を築くに当たって欠くことのできない歴史的事業である。

その実現のためには、まず政府が本答申で述べた改革提言の実施について最大限の努力を払い勇断をもって所要の措置を講ずることを切望する。

本審議会は、第一次答申および本答申が提言した課題についても、その実施状況を見守り必要に応じ審議することとしたい。

本審議会としては、国民の期待にこたえるべく、今後とも各界の意見に十分耳を傾けながら、1年有余の残された期間において、さらに教育改革の諸課題について審議を進め、その責を果たす決意である。

教育改革の成否は、政府の積極的対応だけでなく、国会の理解や地方公共団体の協力、教育関係者をはじめ、すべての国民の熱意にまつところが極めて大きい。

国民的合意による教育改革を実現するため、各界の深い理解とさらなる協力を期待したい。

### III. 參考資料

(資料1) 臨時教育審議会会长・委員名簿

会長 岡本道雄 科学技術会議議員

委員 石川忠雄 慶應義塾塾長・慶應義塾大学長  
中山素平 (株)日本興業銀行特別顧問  
天谷直弘 (財)国際経済交流財団会長  
有田一壽 社会教育団体振興協議会副会長・西日本工業学園理事長  
飯島宗一 名古屋大学長  
石井威望 東京大学教授  
内田健三 法政大学教授  
岡野俊一郎 日本オリンピック委員会総務主事  
金杉秀信 全日本労働総同盟顧問  
木村治美 エッセイスト  
香山健一 学習院大学教授  
小林登 国立小児病院小児医療研究センター長  
齋藤正 国立劇場会長  
齊藤斗志二 (社)日本青年会議所元会頭・大昭和製紙(株)専務取締役  
須之部量三 杏林大学教授  
瀬島龍三 伊藤忠商事(株)相談役  
溜昭代 千葉市立園生小学校教諭  
堂垣内尚弘 北海学園大学教授

戸 張 敦 雄 新宿区立戸山中学校長  
中 内 功 (株)ダイエー代表取締役会長兼社長  
細 見 卓 海外経済協力基金総裁  
三 浦 知寿子 作家  
(曾野綾子)  
水 上 忠 東京都教育委員会教育長  
宮 田 義 二 日本鉄鋼産業労働組合連合会最高顧問

(資料2) 臨時教育審議会専門委員名簿

石 井 公一郎 ブリヂストンサイクル(株)会長  
石 野 清 治 (財)日本児童手当協会会長、(株)資生堂専務取締役  
河 野 重 男 お茶の水女子大学教授  
菊 池 幸 子 文教大学教授  
木 田 宏 日本学術振興会理事長  
公 文 俊 平 東京大学教授  
黒 羽 亮 一 日本経済新聞社編集委員兼論説委員  
佐 久 間 疊 千葉経済学園理事長・千葉経済短期大学長  
下 河 原 五 郎 東京都立小山台高等学校校長  
千 石 保 (財)日本青少年研究所長、弁護士  
高 梨 昌 信州大学教授  
高 橋 史 朗 明星大学助教授  
俵 孝太郎 評論家・フジテレビニュースキャスター  
坪 内 嘉 雄 (財)日本レクリエーション協会副会長、(株)ダイヤモンド社会長  
戸 田 修 三 中央大学教授  
矢 口 光 子 (社)農村生活総合研究センター専務理事  
山 本 七 平 評論家・山本書店店主  
屋 山 太 郎 (株)時事通信社解説委員兼編集委員  
渡 部 昇 一 上智大学教授  
大 沼 淳 文化学園理事長・文化女子大学長、全国専修学校各種学校総連合会会長 (昭和60年12月20日辞任)

(資料3)

総第792号  
昭和59年9月5日

臨時教育審議会会長 殿

内閣総理大臣 中曾根康弘

臨時教育審議会設置法第2条第1項の規定に基づき、次の事項について理由を付して諮詢する。

#### 諮詢

我が国における社会の変化及び文化の発展に対応する教育の実現を期して各般にわたる施策に関し必要な改革を図るための基本的方策について

#### (理由)

我が国の教育は戦後著しく普及し発展してきたところであるが、近年における社会の急激な変化や教育の量的拡大等は教育の在り方にも大きな影響を与え、今日、様々な問題が指摘されるに至っている。

また、同時に、産業構造の変化、情報化社会の進展、生涯学習への期待の増大、各分野における国際化のすう勢など、社会の一層の変化や文化の発展に対応する教育の実現が求められている。

21世紀に向けて我が国が創造的で活力ある社会を築いていくためには、教育の現状における諸課題を踏まえつつ、時代の進展に対応する教育の実現を期して、教育基本法の精神にのっとり、各般にわたる施策に関し必要な改革を図ることが喫緊の課題であり、そのための基本的方策を樹立する必要がある。

(資料4) 臨時教育審議会第1回総会における内閣総理大臣あいさつ

臨時教育審議会の発足に当たり、ごあいさつを申し上げます。

各位には、本審議会の委員に御就任をお願いいたしましたところ、快くお引き受けいただきまして誠にありがとうございました。

今日、我々を取り巻く内外の環境や時代の変化には著しいものがあり、我が国もそれに適切に対応し、政治、経済、社会、教育、文化等の各分野において、必要な改革を押し進め、我が国の未来を切り開く新しい施策を展開する時期に至っていると確信しております。そのため、教育の分野についても政府全体の責任において長期的展望に立って、その改革に取り組むことが是非とも必要なことであると考え、このたび、新たに臨時教育審議会設置法の制定をみて、各界の人格識見共に優れた方々を委員にお願いし、ここに本審議会が発足した次第であります。

今日の我が国の発展と繁栄は、これまでの我が国の優れた教育制度の下に育てられた国民によって成し遂げられてきたものであり、我が国の教育水準が国際的にも評価されていることは疑いのないところであります。しかしながら、近年における校内暴力や青少年の非行等の増加、あるいは学歴を過度に重視する社会的状況、我が国学校制度の画一的性格、国際性強化の必要性など、種々の問題が指摘されており、現行の教育の在り方の中には、戦後40年を経た今日、時代の推移に伴って、適切な改革を要するものが生じてきているのではないかと考えます。更にまた、特に我が国においては、産業構造の変化、情報化社会・高齢化社会などが急激に進むとともに、これらの変化等に関連して、単に学校教育だけでなく、種々の機会を活用した生涯を通じる学習への要請が増大してまいります。同時に各分野における国際化のすう勢から教育の国際化も重要な課題となり、これら社会の変化や文化の発展に対応する教育の実現が求

められているのであります。我が国が、21世紀に向けて、創造的で活力ある社会を築いていくために、教育の現状における諸課題を踏まえつつ時代の進展に対応して教育改革を図ることが必要不可欠になっていると考えるものであります。

本日の諮問は、このような観点に立ったものであります。教育改革は、我が国固有の伝統的文化を維持発展させるとともに、日本人としての自覚に立つて国際社会に貢献する国民の育成を期し、普遍的人間社会の生活規範を身に付けながら、高い理想と強健な体力、豊かな個性と創造力を育むことを目標として行われるべきものと考えます。

審議会におかれましては、本審議会設置の趣旨に思いをいたされ、教育及びこれに関連する分野に係る諸施策に関し、広い視野と将来への展望のもとに、十分な御審議をお願いしたいと存じます。政府といたしましては、本審議会から御答申いただきました事項につきましては、最大限に尊重し、あらゆる努力を傾注して、その実現を図る所存であります。

会長はじめ委員各位におかれましては、教育改革が、単に教育の改革にとどまらず、それを通じて我が国社会そのものの改革にも及ぶものであることにかんがみ、国民各界各層の期待にこたえ、その意見を広く汲み上げ、十分御審議くださいますようお願いいたしまして、私のごあいさつといたします。

#### （資料5）臨時教育審議会第1回総会における文部大臣あいさつ

##### 1. 臨時教育審議会第1回会合に当たり、ごあいさつ申し上げます。

我が国の教育は、戦後、教育の機会均等の理念のもとに、教育を重視する国民性や経済の高度成長に伴う国民の所得水準の向上等により、著しく普及充実し、我が国経済、社会、文化の発展の原動力となっていました。

文部省としても、これまで、中央教育審議会等各種審議会の答申などを尊重しつつ種々の施策を実施し、教育の改善・充実のための努力を行ってきましたところですが、遺憾ながら今日の実情において、学校教育における児童生徒の能力・適性等が多様化している実態に対する対応や、あるいは受験競争の過熱化の中で起こる偏差値による学校の序列化など様々な問題が生じていることを真剣に受けとめ、これらに対する適切な対策を十分に考慮しなければならないと考える次第であります。これらの問題は、基本的には教育自体の改革により対処しなければならない課題であります。同時に近年における社会の急激な変化に伴う家庭や社会環境の変化更に国民の教育観などと深くかかわるところであり、したがって、文部省のみならず、行政各部の施策と密接な関連を持った対応がなされなければならないものが多いと考えられます。このため、政府全体として広い立場から各般にわたる施策に関し必要な改革に取り組むことが喫緊の課題となっていると考える次第であります。

##### 2. したがいまして、皆様方には、諮問理由にも述べられておりますように、教育の現状における諸課題を踏まえつつ、時代の進展に対応する教育の実現を期して、教育及びこれに関連する分野についてその見直しを行い、今後の方策について御検討をいただきたいと考えております。そこで、諮問は基本的・包括的内容といたしておりますので、審議内容につきましては、その趣

旨に即して、今後審議会での自由な討議を通じて具体化を図っていただくべきものと存じます。ただ、この際、このたびの教育改革に当たって重要な課題になると思われることについて私の立場において御参考までに申し上げるならば、例えば、次のような点があるのではないかと考えます。

まず、このたびの教育改革に当たっては、21世紀の我が国を担う青少年が、強健な心身を養いつつ、創造的な知的能力や良好な人間関係を築いていく資質を高めるなど、今後における社会の変化及び文化の発展に主体的に対応しうるよう人間形成の基礎を培うことが教育の目標として大切ではないかと考えます。

次に、学校教育の現状を再検討することあります。我が国の学校教育制度は、画一的な性格が強く、現在及び将来の社会の変化に十分対応できないのではないかという指摘がありますが、その多様化・弾力化等について十分検討することが必要であり、また同時に、学校教育の成果は、これを担当する教員に負うところが極めて大きいことにかんがみ、教員の養成、研修等の在り方について検討し、教員の資質・能力の向上を図り、その指導力の充実を期することが基本的な課題であります。

また、教育は学校だけではなく、家庭や社会においても行われる営みであることを考慮するとき、学校、家庭、社会が相互の連携・協力を強め、それぞの教育的機能の活性化を図るとともに、情報化社会の進展や社会における種々の教育の機会の増大等に対応し、また、物質的な豊かさの中での精神的、文化的な要求の高まりにこたえることができるよう、年齢段階に応ずる多様な生涯学習の在り方等を探求することが必要であります。

さらに、学歴を過度に重視する現在の我が国の社会的状況をどのように是正していくかということも欠かすことのできない大きな課題であり、このような観点から、学校、社会を通じた人間評価の在り方についての再検討や企

業等の人材登用の在り方等について検討を行うことが必要な事項ではないかと考えます。

審議会におかれましては、なおこれらのはか、国際的な視点に立った広い視野と将来への展望のもとに、自由かつ達な御議論をいただきたいと考えております。

3. なお、本審議会の設置期間は3年となっております。この間十分御議論を尽くしていただきたいと考えますが、教育改革は国民的合意を求める必要があり、その意味において、審議の過程におきまして、国民の理解と協力が得られるよう、種々の工夫をお願いしたいと考えております。

以上、諮問等に関連して、私の考えを申し上げましたが、教育改革については、国民の期待は非常に大きいものがあることにかんがみ、今後十分御審議くださることをお願いし、私のあいさつといたします。

(資料6) 臨時教育審議会第1回総会における会長あいさつ

一言ごあいさつ申し上げます。

臨時教育審議会の会長に指名されました岡本でございます。

只今、総理大臣及び文部大臣のごあいさつにもありましたように、今日、教育の全般を見直し、適切な改革を実施することは国民の切なる要請であります。

当審議会はこれに応えるべく、社会の変化や文化の発展に対応する教育の実現を期して必要な改革を図るという大きい仕事に今後3年にわたって、皆様と共に取り組むことになったわけであります。

使命の重要さと責任の重大さを痛感しているところであります。

政府は私共の答申の実現には全力を挙げるとの姿勢をお示し下さいましたが、我々としてもこれに応え全力をつくし審議に当たる覚悟でございます。皆様のご協力をお願い申し上げます。

尚一言私の所感をつけ加えますことをお許し願いますと、およそ、これまでの教育改革は、これを終戦以後に行われましたものをみましても、その時その時の政治的、社会的、経済的要請と、その影響を受けています。それによって、その時代の要請に応え今日の日本の基礎を築いたことは高く評価されると同時に、そのなかに、時代の推移とともに今日に至りひずみを生じたものあることも否定出来ません。

従って、長期的にみて大切なものは、これら教育改革の中の教育固有のものでありまして、一国の教育のなかでこの固有なるものが如何程重視されているかは、その国文化の一つの指標とも言えると思うであります。

私は、今回の審議会が、国家変革の時であった明治維新でもなく、終戦時でもなく、大局部的には日本の平常時において、国民の教育に対する切実な要請に

したがって、企図されたものであることを評価し、この要請に応えるのに、この教育固有で、不易のものに目をするとともに世界における日本人といった視点に立って論議をつくしたいと希っています。

又一方この時機にこの審議会を持つことの必要性をひろく考えますと、それはひとり我が国だけのことではなく、また、教育だけのことでもなく、近世西洋文明が一つの反省の時機に立ち到っていることではなかろうかと思うのであります。私は近時の科学技術の著しい発達、とくに生命科学と人間との関係に思いを致しまして、その様なことを考えております。

この点につきましては、総理のお言葉にもありました様に、我が国固有の伝統的文化に注目し、これを維持発展させることは、ひとり我が国のみでなく、我が国が国際社会に貢献しうる一つの大きな課題であり、今後日本が世界において信頼と尊敬を増す道であろうと思います。

尚、委員の皆様方は、それぞれの領域で教育について深いお考えをお持ちの方々でありますと、その日頃のお考えをここで純粹率直にお話しいただきますところに自ら今後この国の教育の在り方への基本的方向が出されることと思いますが、教育は凡ての国民が誰も自己の体験にもとづいて、それぞれの意見を持っていますので、私共としては、出来る限りひろくその様な意見を聞く努力を致さねばならぬと思っています。又同時にこれらの意見は私共のものもふくめて、自らの限られた経験の所産であることを考えて互いに耳を傾け合うと言った心構えも大切であると思っています。以上、今日皆様にはじめてお目にかかるに際しまして、自己紹介も必要かと考えまして、只今考えていますことの一端を率直に申し述べましたが、会長としては、今後、虚心に皆様に教わりつつ、じっくり本当のものをつみ重ねて参りたいと念じています。

重ねて皆様のご協力をお願いして私のあいさつと致します。

(資料7) 会長談話

(昭和61年4月23日)

本日、臨時教育審議会は教育改革に関する第二次答申を内閣総理大臣に提出いたしました。

本審議会は、一昨年9月諮問を受けて以来、教育基本法の精神に則り審議を進め、昨年6月、教育改革に関する第一次答申を提出したところあります。その後、第二次答申においては、教育改革の基本的な全体像を明らかにする必要があると考えて、第一次答申において明らかにした主要課題の中で、改革全体に向けて波及効果の大きい課題および国民が強く期待している課題を重視しながら、調査審議を進めてまいりました。

この審議の過程において、国民各界各層から寄せられた教育改革に対する多様で貴重な意見・提言・要望などは十分参考としてまいりました。深く感謝申しあげるものであります。

本答申においては、我が国が21世紀に向けて創造的で活力ある社会を築いていくための教育の基本的な在り方を示すとともに、個性重視の原則に立って、生涯学習体系への移行を主軸とする教育体系の再編成を図るとの観点から、家庭、学校、社会を通じる教育改革の諸課題について、総合的かつ基本的な改革提言を行っております。

その中で、荒廃と言われる教育の現状についても、また、21世紀の教育の在り方についても、常に現代の豊かな物質文明の上にある社会の風潮とか世相と言ったものが大きく関係があること、この文明は人類に無限の福祉と我が国に大きい経済成長をもたらしたと同時に、その豊かさの負の副作用と言ったものが、最も深刻な影響をもたらしたものとして強く指摘していることに注目していただきたい。我が国はこの科学技術文明の道を今後も長く強く歩まねばなりません。しかもその負の

副作用は何としても排除しなければなりません。ここに我が国の教育の大きな課題があります。また、これは世界の課題でもあります。

そのような理解から、21世紀への教育の目標として、何よりも各個人のしっかりした「心と体」を根本としてかかげていることは、平凡に見えても搖るぎのない柱であると考えています。また、生涯学習を今後我が国の教育全体を覆う方向としていますが、これはあまりにも人生の初期における学歴が一生を支配する現状に対して、生涯にわたっていつでもどこでも学習ができる、また、それが評価を受けることを今後のるべき方向として、教育のあらゆる種類と段階において、その具体策を示しています。これは、誰でも一様に進学できる我が国における受験の過熱や学歴社会の弊害を防ぐための大切な方向であるだけでなく、1965年のユネスコの提案以来世界の教育の大勢であります。

明治以来の我が国教育の反省に立って、いつでもどこでもと言ったゆとりをもって学習することは、その意味で大切な目標ですが、人生初期の若い時に、他からの保護を得て、専念して学べる学校教育が重要であることはいうまでもありません。来るべき21世紀に向かうに当たって世界がそれぞれ相当のレベルの学習社会を築きつつもなお、この学校教育を高度化しなければならないという危機感をもって立ち向かっている事実も知らねばなりません。

また、教育の全体を通じ、生涯学習との関連においても、とくに家庭と初等中等教育における基礎・基本の重要性を繰り返し指摘していることも注目していただきたい。

弱い者をいたわる暖かい心とともに、進んで競争に立ち向かうたくましい気持ちをもつことは21世紀に向かう若者にとって大切であること、また、負けた時くじけぬ魂を養うことの大切さは昨今とくに緊要のことと感じられます。これは、りっぱに生涯自ら学び続けるためにもその出発となるものです。

現下、国民の大きい関心事のいじめも現代文明の上に立った昨今の風潮、世相を

背景にした家庭、学校の基礎・基本の習得に問題があるとしています。21世紀に旅立つ青少年に大切な自律のできる個性や創造性の芽は、この時期に形成されると考えられます。我が国の大学は、今、生涯学習における役割を果たすとともに、何としても学術の振興に最大の力を注がねばならないのです。科学技術のレベルが低くては国際交流も始まらないし、また、学問の自由、大学の自治もまさにその目的は学術の振興にあることを銘記すべきです。

答申の中で指摘している我が国の伝統文化の尊重は、もちろん、浅い国家主義を主張しようとするものではなく一国の文化が深くその伝統に根をもって発展するものであり、また、いかなる改革もその根をその伝統の土壤にもたねば根付かないものであることを知るからです。

また、かつて明治の始めドイツ人教師ベルツが「凡そ、自国の伝統や歴史に誇りを持たない国民が世界でどうして尊敬と信頼を受けられようか」と言ったのを思い出します。教育は一人一人の個人の成長をこそその目的としています。今後ますます世界に出て行く日本人の成長にはこのような土壤も大きい役割をもっていることを留意して、現代文明の本質の解明の次には、このようなものにもしっかり目を注ぐことが大切であります。

本審議会は、今後も、従来から検討を進めてきた課題に関連するものも含め教育改革の重要な課題について各界の意見に謙虚に耳を傾けながら、さらに精緻に審議を深め、国民の期待にこたえるべく真剣に努力する決意であります。

政府におかれでは、この答申の実現に向かって最大限の努力を傾注されるよう強く要望します。

また、教育改革の成否は、政府の努力とともに、国民各位の改革への意志ならびに21世紀を担う青少年に対する愛情と責任感にまつところ大であると考えます。

国民各位の御理解と御協力を切にお願いする次第です。

(資料8) 臨時教育審議会教育改革に関する第二次答申をうけて

内閣総理大臣の談話

(昭和61年4月23日)

本日、臨時教育審議会の岡本会長から教育改革に関する第二次答申を受けました。会長を始め委員等各位の御努力に対しまして深く敬意を表します。

今回の答申は、教育改革に対する国民の切実な期待に応えて審議会が精力的な審議を重ねられた結果、戦前・戦後にわたる教育の歴史の教訓を踏まえつつ、21世紀に向けての新しい時代の変化と教育の課題を展望した上で、今次教育改革の基本的な全体像を明らかにしたものであり、我が国の未来を切り開いていく上で重要な意義を持ったものであります。

政府は、第一次答申を受け、大学入試の改革や学歴社会の弊害の是正等、その具体化に真剣に取り組んできたところであります。今回の答申を契機に、総合的見地に立ってより一層強力に教育改革に向けて努力を傾注してまいる決意であります。

特に、21世紀に向けて生涯学習体系への転換を目指し、学校教育中心の考え方から脱却して学校を社会に開かれたものとすることに努めるほか、いじめなどにみられる教育荒廃を克服して学校教育への信頼を高めることを目指す考えであります。また、学術研究の水準を高め、国際的に開かれた高等教育への改革を図るとともに、教育行政を柔軟なシステムに転換するための施策を講ずる所存であります。

臨時教育審議会におかれでは、教育の世界に活力と創造性をもたらし、豊かな人間性を回復することを目指し、引き続き、残された重要な課題について精力的に審議を進められるよう期待いたします。

(資料9) 臨時教育審議会教育改革に関する第二次答申をうけて

文部大臣談話

(昭和61年4月23日)

本日、臨時教育審議会から内閣総理大臣に教育改革に関する第二次答申が提出されました。

同審議会は、昨年6月に今次教育改革の基本方向を示す第一次答申を提出された後、第二次答申に向け、極めて精力的に審議を重ねてこられました。今回の答申は、第一次答申において示された教育改革の考え方を踏まえ、今次教育改革の基本的な全体像を明らかにして提言を取りまとめられております。この中では、まず、教育基本法の精神を基礎として21世紀に向けての教育の目標を明らかにするとともに、生涯学習体系への移行を主軸とする教育体系の再編成の基本方向を示し、さらに、これを前提として教育の幅広い分野にわたって具体的な改革提言を示されたのであります。

ここに委員各位の御尽力に対し深く敬意を表します。

文部省においては、その意義と趣旨を十分尊重し、当面の急務として、学校に平靜な環境を確保し、いじめをなくしてゆくと同時に、人間教育をより重視し、教師の指導力の一層の向上を図ることによって、学校教育の活性化とその信頼を高めるための改革を推進するとともに、開かれた高等教育の特色ある発展を図るなど、教育改革を積極的に実施に移し、物の豊かさだけではなく、心の豊かな国家社会の形成に向けて努力してまいる所存であります。

もとより、教育改革は国民的合意を求めてこれを進める必要があり、教育関係者をはじめ国民の皆様の一層の御理解をいただくとともに、各般の施策の実施に当たり、御協力を寄せられることをお願い申しあげます。

(資料10) 「いじめ」の問題に関する臨時教育審議会会長談話

(昭和60年10月23日)

本審議会は、発足以来、近年における「いじめ」、校内暴力、青少年非行などの教育荒廃の現象について、憂慮すべき事態として検討を続けてきた。

すでに第一次答申においても、その要因・背景として、受験競争の過熱や、児童生徒の多様な能力、適性等に対応し得ない学校教育の制度やその運用の画一性、硬直性あるいは閉鎖的な学校の在り方等の問題があることを指摘した。

本審議会としては、これらの問題について、さらに基本答申に向けて総合的に検討を加える課題として取り組んでいるが、昨今の「いじめ」の問題については、児童生徒の自殺や心理的障害にまで至らせるような痛ましい事例が発生するなど、教育問題としても社会問題としてももはや看過できないものと考え、緊急に総会において審議を行った。

その結果、基本的には個性重視の原則に立ってこれまでの教育の在り方を見直すとともに、子どもをめぐる社会全体の教育環境の改革が必要であると考える。

同時に、当面の対策として、現在、学校現場はもとより各方面的関係者が真剣な努力を続けていることは評価されるが、特に次の諸点が重要である。

一、各省庁をはじめ関係諸機関がそれぞれの必要な施策を進め、さらに相互の連携を強化し総合的に対策を推進すること。

二、学校において、教師間の人間関係に相互に配慮し、校長、教員が一致協力してこの問題に真剣に取り組むこと。また、子どもの多様な個性の配慮に欠ける教育に陥ることを戒めるとともに、いやしくも教員自らの暴力の行使等は厳に慎むこと。

三、家庭においては、過保護、過干渉、放任に陥ることなく、その役割を自覚す

るとともに、地域、学校との連携を強めること。

四、地域における多様な相談の窓口が有機的に機能し、父母や子どもが心安く相談できる体制を確立すること。

五、学校の教育条件、家庭や地域等子どもの生活の場など教育環境の人間化に努めること。

以上は、いわゆる対症的応急の措置でもあるが、この問題は、根本において、現代社会にみられる心の荒廃が子どもの成長過程において生じていることと深くかかわっているものであり、青少年の健全育成の観点に立ったテレビ・週刊誌等マスコミの自粛・自重を含め事態の解決のための社会全体の取り組みや協力が必要である。

臨時教育審議会としては、現在見られる教育荒廃の病理現象に対し、その背後にある要因を掘り下げ、教育改革のための総合的、基本的考え方を示すという本審議会の使命と責任を痛感しており、この「いじめ」の問題についてもそのような立場に立って引き続き特別の関心を持って審議を深めていきたい。

(資料11) 教育改革に関する第二次答申にいたる経緯

(1) 審議等

昭和59年

8月21日 委員任命・臨時教育審議会発足

9月5日 第1回会議（総会）

内閣総理大臣から「我が国における社会の変化及び文化の発展に対応する教育の実現を期して各般にわたる施策に関し必要な改革を図るための基本の方策について」諮問

11月7日 第8回会議（総会） 部会の設置及び審議事項の決定

11月14日 第9回会議（総会） 「審議経過の概要（その1）」の決定、公表

12月1日 委員任命についての両議院の事後承認

12月20日 専門委員の任命

昭和60年

4月24日 第16回会議（総会） 「審議経過の概要（その2）」の決定、公表

6月26日 第24回会議（総会） 「教育改革に関する第一次答申」について決定、内閣総理大臣に提出。

9月4日 国際化に関する委員会、家庭・学校・地域の連携に関する分科会、スポーツと教育に関する分科会設置

9月25日 情報化に関する委員会設置

10月23日 「いじめ」の問題に関する臨時教育審議会会長談話公表

昭和61年

1月22日 第43回会議（総会） 「審議経過の概要（その3）」の決定、公表

1月29日 第44回会議（総会） □

2月19日	第45回会議（総会）	第二次答申に向けて審議
2月26日	第46回会議（総会）	
3月12日	第47回会議（総会）	
4月2日	第48回会議（総会）	
4月9日	第49回会議（総会）	
4月10日	第50回会議（総会）	「第二次答申案」について審議
4月11日	第51回会議（総会）	
4月16日	第52回会議（総会）	
4月23日	第53回会議（総会）	「教育改革に関する第二次答申」について決定、内閣総理大臣に提出。

(2) 公聴会等（「教育改革に関する第一次答申」提出以降）

昭和60年

8月21日 公聴会（北海道地区－札幌）

10月6日 海外教育制度等調査（アメリカ、イギリス、オランダ、フランス）

～19日

12月6日 公聴会（北陸地区－福井）

昭和61年

2月8日 公聴会（関東地区－東京）

3月19日 海外教育制度等調査（大韓民国）

～22日

3月20日 公聴会（中部地区－名古屋）

(資料12) 臨時教育審議会の構成

(昭和61年4月23日現在)

<総 会>

全委員で構成

会 長 岡本道雄

会長代理 石川忠雄、中山素平

<運営委員会>

岡本道雄、石川忠雄（運営委員長）、中山素平、天谷直弘、有田一壽、飯島宗一、石井威望、瀬島龍三

<部 会>

部 会 名	部 会 長	所 属 委 員	所 属 専 門 委 員
第 1 部 会	天谷直弘	内田健三 杉秀信 香山健一 中功忠 水上忠	菊池幸子 木田宏朗 高橋史朗 儀孝太郎 山本七平
第 2 部 会	石井威望	木村治美 齊藤斗志二 堂垣内尚弘 三浦知寿子 宮田義二	石井公一郎 高梨昌平 坪内嘉雄 矢口光子 屋山太郎
第 3 部 会	有田一壽	岡野俊一郎 小林登正 齋藤昭代 溜戸張敦雄	石野清治 河野重男 下河原五郎 千石保
第 4 部 会	飯島宗一	須之部量三 瀬島龍三 細見卓	公文俊平 黒羽亮一 佐久間彌三 戸田修三 渡部昇一

<委員会>

委員会名	委員長	所属委員	所属専門委員
国際化に関する委員会	須之部量三	宮田義二 戸張敦雄	菊池幸子 木田宏 石井公一郎 下河原五郎 公文俊平 戸田修三
情報化に関する委員会	石井威望	香山健一 齊藤斗志二 小林登	屋山太郎 公文俊平

<分科会>

分科会名	座長	所属委員	所属専門委員
(第2部会) 家庭・学校・地域の連携 に関する分科会	木村治美	金杉秀信 小林登 溜昭代	河野重男 坪内嘉雄 矢口光子
(第3部会) スポーツと教育に関する 分科会	岡野俊一郎	水上忠 堂垣内尚弘 小林登 溜昭代 戸張敦雄	坪内嘉雄 石野清治 下河原五郎 千石保 佐久間彌

(資料11) 臨時教育審議会設置法(昭和59年8月8日法律第65号)

(目的及び設置)

第1条 社会の変化及び文化の発展に対応する教育の実現の緊要性にかんがみ、教育基本法(昭和22年法律第25号)の精神にのっとり、その実現を期して各般にわたる施策につき必要な改革を図ることにより、同法に規定する教育の目的の達成に資するため、総理府に、臨時教育審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、教育及びこれに関連する分野に係る諸施策に關し、広く、かつ、総合的に検討を加え、必要な改革を図るための方策に関する基本的事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関して、内閣総理大臣に意見を述べができる。

(答申等の尊重等)

第3条 内閣総理大臣は、前条第1項の諮問に対する答申又は同条第2項の意見(次項において「答申等」という。)を受けたときは、これを尊重しなければならない。

2 内閣総理大臣は、答申等を受けたときは、これを国会に報告するものとする。

(組織)

第4条 審議会は、委員25人以内で組織する。

(委員)

第5条 委員は、人格識見共に優れた者のうちから、文部大臣の意見を聴いて、内閣総理大臣が任命する。

2 内閣総理大臣は、前項の委員を任命しようとするときは、両議院の同意を得な

ければならない。

3 第1項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために前項に規定する両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、同項の規定にかかわらず、第1項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

4 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

5 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

6 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員は、非常勤とする。

(会長)

第6条 審議会に、会長を置き、委員のうちから、内閣総理大臣が指名する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第7条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、文部大臣の意見を聴いて、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任される

ものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求)

第8条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の関係行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第9条 審議会の事務を処理させるため、審議会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、文部事務次官をもって充てる。

4 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第10条 この法律に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第5条第1項中文部大臣の意見を聞くことに関する部分及び同条第2項の規定は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

2 特別職の職員の給与に関する法律(昭和24年法律第252号)の一部を次のように改正する。

第1条第19号の8の次に次の1号を加える。

19の9 臨時教育審議会委員

(この法律の失効)

3 この法律は、附則第1項の政令で定める日から起算して3年を経過した日にそ

の効力を失う。